

令和5年6月第133回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年6月5日（月）

○開会年月日 令和5年6月5日（月）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第7号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

令和5年6月第133回内子町議会定例会

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

自 令和5年6月5日

会期

10日間

至 令和5年6月14日

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 議会改革特別委員会の設置について

日程第 6 報告第 2号 令和4年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

日程第 7 報告第 3号 令和4年度内子町一般会計事故繰越計算について

日程第 8 報告第 4号 令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

日程第 9 報告第 5号 令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について

日程第10 議認第 5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第11 議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について

日程第14 議案第58号 第3号 令和5年度システム洗浄機購入に係る物品購入契約につ
いて

日程第15 議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について

日程第16 議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について

日程第17 議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第18 議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約につ
いて

日程第20 受理第 1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立ください。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、令和5年6月第133回内子町議会定例会を開会いた

します。本定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。

この際、本会議の説明員として出席される新任の方々を紹介いたします。北岡清農業委員会会長を紹介いたします。

○農業委員会会長（北岡清君） 議長。

○議長（久保美博君） 北岡会長。

○農業委員会会長（北岡清君） ただ今、ご紹介をいただきました。農業委員会会長の北岡清でございます。最初に一言お礼を申し上げたと思います。

先般の3月議会におきまして、我々農業委員17名、町長さんの推薦のもと、議長さんをはじめ、議会の皆様の満場一致でご承認いただきましたこと、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。いつも町長さん言われておりますように、内子町は農業の町でございます。我々農業委員も、農家ファーストではありますが、公正公平に審議をして参りたいと思います。今後とも、どうかご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、山本徹議員、12番、下野安彦議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 日程第2、会期決定の件及び議事日程通告のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は、去る5月29日開催の議会運営委員会において審議され、本日から14日までの10日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月14日までの10日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第7号）の通りであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 日程第3、議長諸般の報告をします。議長としての報告事項は、お手元に配付しております通りであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。

その中で、去る5月24日に東京都で開催されました、愛媛県町村議会議長会令和5年度

第1回臨時総会において、私が愛媛県町村議会議長会副会長に選出され、6月3日に就任いたしました。ここにご報告したいと思います。これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 日程第4、招集あいさつ及び行政報告を町長より受けることとします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、令和5年6月内子町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、公私ともに大変ご多忙中にも関わらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に町長として提出いたします案件は、報告4件、議認1件、条例の一部改正2件、指定管理者の指定1件、物品購入契約1件、計画の認定1件、補正予算3件の合計13件のほか、追加で工事請負契約1件を提出させていただきます。

それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

さて、初夏の香りが漂う里山では、田植えが盛りを迎え、美しく照らされた水田の様子がみられるようになりました。また、小田川では、鮎漁が解禁されましたので、これから多くの愛好者が釣りを楽しむ光景を目にするようになります。人や地域が生き生きと躍動する季節を迎えたことを実感しているところであります。

しかし、その一方で、平年より1週間早い梅雨入りとなり、災害等を心配する季節になりました。加えて先日、台風2号が日本列島に接近いたしました。その影響により、町内では水路の水が溢れたり、崩土や倒木による通行止めが発生したりしたものの、人的な被害の発生はありませんでした。対応にあたっていただいた地元の方や消防団、消防署の皆様には感謝申し上げます。

このような中、先月22日には、大洲市、西予市、内子町の3市町、関係機関、専門家等による肱川流域緊急対応タイムラインの策定部会において、出水期に向けて水害を想定した訓練が実施され、災害対策本部の設置や避難所開設、避難指示の周知など、各機関が行う対応や連携の確認を行いました。局地的な大雨の発生による河川の氾濫や土砂崩れ等、大規模な災害が発生する可能性が十分に考えられますので、気象庁の発表する注意報や警報等に注意するとともに、万が一、災害が発生した場合には迅速な対応ができるよう、体制を整えて参りたいと思います。

それでは、早速、当面いたしております事務事業等について、ご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目として、6月補正予算の概要について。2つ目が、四国カルストエリアの広域的な振興に向けた包括的連携協定の締結について。3つ目として、いかざき

大風合戦について。4つ目として、宜野座村・内子町姉妹町村提携50周年記念事業について。5つ目が、ドイツフェスタ2023についてでございます。

それでは最初に、令和5年度6月補正予算の概要についてご報告いたします。6月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億7,417万1,000円といたしております。詳細につきましては後程ご説明いたしますが、主だったものとしたしましては、昨年12月の大雪により、JAえひめ中央が所有する小田菌床センターのハウス13棟のうち、7棟が全壊、4棟が半壊し、菌床椎茸の生産に大きな影響が出ていますので、その施設改修に係る費用の一部を補助する経費として、2,310万円を計上しております。

また、児童、生徒等の教育環境の改善を図るため、昨今の猛暑を踏まえた熱中症対策として、小中学校の特別教室へのエアコン設置工事に、1億9,882万5,000円を計上しております。

次に、昭和51年に建築され、築47年が経過した大瀬自治センターにつきましては、老朽化による修繕箇所が増加だけでなく、新耐震基準に適合していない上、バリアフリーへの対応ができておりません。加えて、内子町景観計画重点区域内の建物であるにも関わらず、周辺の景観と調和がとれていないことも問題となっております。大瀬自治センター整備検討委員会の答申を受け、大瀬自治センター解体工事設計委託費、新築工事設計委託費の経費1,678万6,000円を計上しております。

その他、集会所の解体及び新築工事、交通安全施設設置工事、農業用施設や林道開設工事、町道や橋梁整備工事、公園整備、旧森家住宅実施設計などを実施し、その財源は、国県支出金、地方債などを充てながら、不足する部分につきましては、財政調整基金、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金及び地域振興基金から2億783万2,000円を取り崩して充当する予定にしております。

次に、四国カルストエリアの広域的な振興に向けた包括的連携協定の締結についてご報告いたします。日本3大カルストのひとつである「四国カルスト」を取り囲む西予市、久万高原町、内子町及び高知県の梶原町と津野町の1市4町が「四国カルスト」を核とした交流人口の拡大等を図るため、3月24日に津野町の「星ふるヴィレッジTENGU」において、包括的連携協定を締結いたしました。多くの観光客が訪れる四国カルストエリアにおいて、道路等インフラの整備、安全対策、さらには豊かな自然環境の保全など、県域を越えて連携して取り組むことで、さらなる観光振興と交流人口の拡大を目指すものです。

4月6日には、「四国カルスト広域連携推進協議会」の設立総会及び第1回協議会が久万高原町の町民館で開催され、今年度の事業計画について協議を行いました。今後は行政だけでなく、民間組織の参画を促し、官民が連携して事業を推進する予定です。

次に、いかざき大風合戦についてご報告いたします。いかざき大風合戦は約400年前から続く伝承行事であり、例年町内外から多くの方が来場されます。新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いておりましたが、5月5日に令和元年度以来、4年ぶりに開催す

ることができました。

当日は天候が心配されましたが、幸いにも雨が止み、たくさんのお客様に久しぶりの大風合戦を楽しんでいただくことができました。特にメインイベントのひとつである100畳大風揚げでは、風の恵みもあって、過去最高の滞空時間と高さを記録することができました。風合戦本線におきましては、多くのスポンサー企業や自治会、一般参加者の皆さまの間で熱戦が繰り広げられました。さらに、今年は内子町と姉妹町村交流のある宜野座村の方々が風合戦に参加され、伝統ある風揚げを体験していただきました。また、前日に行われた子どもの出生を祝う初節句行事には、町内外より122名の参加者があり、お子様の誕生と健やかな成長を願い、共にお祝いすることができました。

いかざき大風合戦は、各自治会をはじめ、地元スポンサー企業や小中学校等、多くの方々の協力のもと成り立っておりますので、今後も大風合戦のさらなる発展と継続のために、地域とともに盛り上げていきたいと思います。

次に、宜野座村・内子町姉妹町村提携50周年記念事業についてご報告いたします。旧五十崎町と沖縄県宜野座村が昭和48年に「姉妹町村縁組」を締結してから、50周年の節目を迎えました。この間、両町村の子どもたちがお互いの町を訪問する「親善訪問交流事業」により、お互いの自然や歴史に触れる体験活動、住民との交流、文化や平和についての学習などを通して、広い視野と豊かな心を持った多くの子どもを育んできました。また、平成26年度からは、両町村の伝統芸能団体が1年交代で相互訪問する「伝統芸能交流事業」により、両町村の団体がその演技を披露する事業や、平成27年度からは、両町村の道の駅の直売所に物産コーナーを設けたり、イベントに相互出展をしたりする事業も行っておりました。

過去50年を振り返り、次の50年へ踏み出す記念の年にするため、5月4日から6日までの3日間、宜野座村から當眞村長をはじめとする17名の訪問団に内子町を訪れていただき、いかざき大風合戦会場において宜野座村オリジナルの風を揚げていただきました。また、100畳大風には風文字により「紀」の文字が描かれ、半世紀にわたる交流を今後も継続して、100年、1世紀を目指そうという意味が込められたとお聞きしています。他にも内子座や伝統的建造物群保存地区のほか、石畳地域などの散策をしていただきました。夜には、宜野座村・内子町姉妹町村提携50周年記念式典を開催し、その中で「未来に向けた交流促進宣言書」への署名を行い、今後の交流事業の促進と両町村がお互いの発展のため、今後も協力していくことを約束させていただきました。

最後に、ドイツフェスタ2023について、ご報告いたします。内子町とローテンブルク市の姉妹都市交流記念事業として、2013年から始まったドイツフェスタは、2019年の開催後、コロナ禍で中止を余儀なくされていましたが、5月13日、4年ぶりに開催することができました。

当日はあいにくの雨模様となりましたが、可能な限りのテントを設営し、お客様をお迎えする準備を行いました。その甲斐があり、当日は約800の方が来場され、雨の日ではあ

りましたが、盛大に開催することができました。

会場は、2017年から使用している「内の子広場」で、芝生で開放感があることから、来場者には毎回好評をいただいております。会場では、実行委員会を含む16の事業者及び団体にご出店いただき、本場のビールや料理を提供していただきました。また、滋賀県を拠点に活動されている楽団ムジカンテン・アム・ゼーさんに、ドイツ音楽の演奏をしていただいたほか、内子高等学校吹奏楽部によるアルプホルン5重奏の演奏や、町内で活動するウィンドアンサンブル・カイツの皆様による、ドイツに関連した曲の演奏で会場を盛り上げていただきました。加えて、内子自治センターのロビーでは、内子町とローテンブルク市とのこれまでの交流を紹介したパネル展示を行いました。今回は初めての雨天開催ということで、運営が心配されましたが、無事に事業を終えることができました。協賛していただいた企業の皆様や実行委員会の皆様、ご来場いただいたご来賓の皆様、ご参加いただいたすべての皆様に心より感謝申し上げます。今後もローテンブルク市との姉妹都市提携を記念するイベントとして、また町内外の方にドイツ文化に触れていただく機会として開催し、地域の活性化に繋げていきたいと考えています。以上、5件の事柄についてご報告申し上げます。

今後、ウィズコロナでイベント等が活発に開催されるようになり、地域に活気が戻ってくると思います。各種事業の取り組みについて、引き続き、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

日程第 5 議会改革特別委員会の設置について

○議長（久保美博君） これから、議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

日程第5、「議会改革特別委員会の設置について」を議題とします。お諮りします。内子町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会改革に関する調査について、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等を終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会改革に関する調査について、6人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等を終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。ただ今、設置されました、議会改革特別委員会の委員の選任につきまして、内子町議会委員会条例第8条第4項の規定により、大木雄議員、菊地幸雄議員、森永和夫議員、関根律之議員、塩川まゆみ議員、城戸司議員、以上の6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会改革特別委員会委員には、大木雄議員、菊地幸雄議員、森永和夫議員、関根

律之議員、塩川まゆみ議員、城戸司議員、以上、6名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。その間に、議会改革特別委員会委員は委員会室に集まっていた
き、委員長、副委員長の互選を行ってください。

午前 10時 26分 休憩

午前 10時 38分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました議会改革特別委員会で、委員長、副委員長の互選が行われ、その結
果の報告が手元に参りましたのでご報告します。

議会改革特別委員会委員長に菊地幸雄議員。副委員長に大木雄議員。以上の通り、選任さ
れました。

日程第 6 報告第2号 令和4年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（久保美博君） 日程第6、「報告第2号 令和4年度内子町一般会計繰越明許費繰
越計算について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第2号 令和4年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算」
につきましては、事業執行にあたり不測の日数を要するため、3月議会等にてお認めいた
いた「一般会計補正予算」で繰越明許として計上した事業で、社会資本整備総合交付金事業、
都市公園改修事業など、全15事業に係る事業費の繰越計算書について、地方自治法施行令
第146条第2項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、総務
課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「報告第2号 令和4年度内子町一般会計繰越明許
費繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

議案書1－4ページから5ページをお開きください。款、項、事業名、翌年度繰越額、事
業内容及び繰越理由につきましてご説明いたします。

まず、4ページでございます。2款総務費1項総務管理費でございます。内子分庁舎高圧
受電設備改修事業314万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響
による半導体不足により、高圧受電設備の本体及びその他材料の入荷が遅延したことから、

年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、6款農林水産業費1項農業費でございます。農業水利施設等保全高度化事業2,810万円につきましては、中野地区ほか1地区において、管路埋設に伴う町道の通行規制や粉じん対策などの地元協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

農業基盤整備促進事業2,220万円につきましては、室屋谷農道において、施工箇所隣接する県管理河川で護岸の災害が発生し、本線を施工することが困難となったことから、災害復旧工事に係る手待ちが生じたため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、2項林業費でございます。農山漁村地域整備交付金事業2,865万7,000円につきましては、林道道房掛橋線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

林業成長産業化総合対策事業738万5,000円につきましては、林道牛の峰支線ほか1路線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との連携、協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、7款商工費1項商工費でございます。小田深山溪谷遊歩道整備事業400万円につきましては、愛媛県自然環境整備交付金事業の内示により、令和4年度3月補正予算へ計上しましたが、工期及び自然公園、国有林の作業許可手続きに有する期間不足のため、予算を繰り越したものでございます。

続いて、8款土木費2項道路橋梁費でございます。町単町道整備事業4,356万5,000円につきましては、町道平山線ほか5路線において、工法の検討などに不測の日数を要したことから工事着手が遅れたため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

道路メンテナンス事業5,564万5,000円につきましては、橋梁の点検及び橋梁修繕工事において、河川占用に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

社会資本整備総合交付金（町道）事業6,413万5,000円につきましては、町道滝山線ほか1路線において、工法の検討や地元調整に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れるため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、3項河川費でございます。がけ崩れ防災事業6,503万8,000円につきましては、上組地区ほか4地区において、工事の施工に伴う工事用資材等の運搬路の選択にあたり、地元との調整に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。4項都市計画費でございます。都市公園改修事業9,762万8,000円につきましては、龍王公園藤棚改修工事及び新川児童公園改修工

事において、現地の精査や計画案の作成など、測量調査設計に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

住宅耐震等事業146万円につきましては、木造住宅耐震改修事業において、申請者の設計協議等に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

続いて、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございます。現年発生補助農業施設災害復旧事業2,217万2,000円につきましては、麓農道ほか4箇所において、工事の施工に伴う通行規制や工事用資材等の運搬路の選択にあたり、地元との調整に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

現年発生補助林業施設災害復旧事業2,338万8,000円につきましては、林道面谷線において、間伐・木材搬出作業などの関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越ししたものでございます。

最後に、2項公共土木施設災害復旧費でございます。現年発生単独公共土木施設災害復旧事業5,577万9,000円につきましては、高森川ほか32箇所において、工法の検討や工事用地借上げ、運搬路の選定など、地元との調整に不測の日数を要したことから、工事着手が遅れたため、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越ししたものでございます。

なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容の通りでございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告の通り受理することとします。

日程第 7 報告第3号 令和4年度内子町一般会計事故繰越計算について

○議長（久保美博君） 日程第7、「報告第3号 令和4年度内子町一般会計事故繰越計算について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第3号 令和4年度内子町一般会計事故繰越計算」につきましては、避けがたい事情により、年度内に支出が終わらなかった事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、「報告第3号 令和4年度内子町一般会計事故繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

議案書1－6ページをお願いいたします。款、項、事業名、翌年度繰越額、事業内容及び繰越理由につきまして、ご説明いたします。

2款総務費1項総務管理費でございます。公用車購入事業292万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材等の調達が遅延したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

次に、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費でございます。現年発生補助公共土木施設災害復旧事業3,625万2,000円につきましては、町道喜田村本村線において、工事内容の変更について、関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めず、予算を繰り越しとしたものでございます。

なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容の通りでございます。

以上、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告の通り受理することとします。

日程第8 報告第4号 令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（久保美博君） 日程第8、「報告第4号 令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第4号 令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「報告第4号 令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

資料1、議案書の7ページをお開きください。款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。建設改良事業、翌年度繰越額の2億4,758万4,000円につきまして、主なものとしましては、「内子町上水道重要給水施設配水管耐震化事業」の実施にあたり、工事の施工に伴う道路通行制限の地元調整や、県管理施設の占用協議などに不測の日数を要したことから、年度内完了が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載の通り、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告の通り受理することとします。

日程第 9 報告第5号 令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（久保美博君） 日程第9、「報告第5号 令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第5号 令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「報告第5号 令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算」につきまして、ご報告させていただきます。

資料1、議案書の8ページをお開きください。款、項、事業名、翌年度繰越額と簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明いたします。

4款資本的支出1項建設改良費でございます。建設改良事業、翌年度繰越額の5,751万円につきましては、内子町公共下水道内子町浄化センターの水処理設備に係る污水ポンプの機械設備及び電気設備の運転操作盤・計測機器等の更新工事が主なものでございます。

この建設改良事業につきましては、日本下水道事業団に委託して実施しておりますが、事業団からの工事発注にあたり、2度の入札不調により不測の日数を要したことから、年度内完成が見込めず、予算を繰り越したものでございます。

なお、繰り越しすべき財源につきましては、繰越計算書記載の通り、企業債、補助金及び損益勘定留保資金でございます。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。従って、報告の通り受理することとします。

日程第 10 議認第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（久保美博君） 日程第10、「議認第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長が専決処分したものについて報告し、承認を求めるものでございます。その内容につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） はい。それでは、私の方からご説明を申し上げます。

議案書1の9ページをお願いいたします。「議第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めること」につきまして、ご説明をいたします。

本予算につきましては、期日に施行する必要があるため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年5月12日に町長が専決処分

したものにつきまして報告し、承認を求めるものでございます。

11ページをお願いいたします。令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、101億3,169万3,000円と定めるものでございます。

17ページをお願いいたします。財源は、17款1項1目基金繰入金の災害対策基金繰入金2,300万円を計上しております。

18ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費として、公共土木施設災害復旧測量設計委託2,300万円を計上しております。

この補正予算は、石畳地区にある町道東線が、令和5年5月6日から7日にかけての24時間雨量120mmの豪雨により、約60mの区間に渡って路面の沈下や亀裂が発生するとともに、下方の町道赤ハゲ線にかけての斜面の一部に亀裂が入るなど、地すべりによる災害が発生いたしました。

よって、調査ボーリングによる土質の状況、地中に観測計器を設置して、土塊が動いている深さの確認、地下水位の変動など、動態を観測しながら、地すべりのメカニズムを解析いたします。その測量調査設計に要する経費について、専決処分を行ったものでございます。

なお、測量調査設計に基づき対策工法を決定し、7月に行われる国の災害査定に申請する予定であります。

以上、「議認第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

これより「議認第5号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。本案を原案の通り承認することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員であります。従って、本案は原案の通り承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午前11時10分より、再開します。

午前 11時 00分 休憩

午前 11時 10分 再開

日程第 11 議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第11、「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町文化創造事業実行委員会などの設置、並びに内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の19ページをお開きください。本案は、内子町における文化創造事業を審議し実施する等にあたり「内子町文化創造事業実行委員会」を、また、観光振興に関する計画や取り組みについて協議等を行うにあたり「内子町観光振興計画検討委員会」を、さらに、中小企業や小規模企業の振興に関する条例制定について協議等をするにあたり「内子町中小企業・小規模企業振興協議会」をそれぞれ設置するとともに、任期満了に伴い「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

20ページに改正条例案を掲載いたしてございます。

また、議案説明資料3の1ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料3の1ページをお開きください。別表中、町長の部の「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」の項を、「内子町文化創造事業実行委員会」「内子町観光振興計画検討委員会」「内子町中小企業・小規模企業振興協議会」の項に改めます。

「内子町文化創造事業実行委員会」の担当事務は「内子町における文化創造事業を審議し実施すること。また、内子町文化芸術推進基本計画に基づき、事業ごとに評価を行い、成果を検証すること」とし、定数を「30人」、任期を「3年」といたします。

次に「内子町観光振興計画検討委員会」の担当事務は「町長の諮問に応じ、地域における

観光振興に関する計画や取り組みについて協議し、答申すること」とし、定数を「20人」、任期を「2年」といたします。

最後に「内子町中小企業・小規模企業振興協議会」の担当事務は「町長の諮問に応じ、中小企業・小規模企業の振興に係る条例制定について協議し、答申すること」とし、定数を「10人」、任期を「2年」といたします。

以上、「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第55号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第55号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 12 議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 日程第12、「議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町地域公共交通会議などの報酬の額の見直し、内子町文化創造事業実行委員会などの設置、並びに内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

議案書1の21ページをお開きください。本案は、「内子町地域公共交通会議」「内子町立伝統文化施設運営委員会」「内子町有代替旅客自動車運営審議会」の報酬の見直し、また、

「内子町文化創造事業実行委員会」「内子町観光振興計画検討委員会」「内子町中小企業・小規模企業振興協議会」の設置、並びに「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

22ページ、23ページに改正条例案を掲載いたしてございます。

また、議案説明資料3の2ページ、3ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料3の2ページをお開きください。別表中、「内子町地域公共交通会議委員」「内子町立伝統文化施設運営委員会委員」「内子町有代替旅客自動車運営審議会委員」の項を、「大学教授等（学識経験者）」及び「委員」の2区分とし、それぞれの報酬及び旅費の額を「月額15,000円」「特別職相当額」及び「月額6,000円」「一般職員相当額」といたします。

「内子町地域公共交通会議委員」「内子町有代替旅客自動車運営審議会委員」については、地域の公共交通の在り方をより幅広い視点から検討するにあたり、学識経験者を委員として委嘱するため、また、「内子町立伝統文化施設運営委員会委員」については、これまでの報償費を報酬へ改めるための改正でございます。

また、先程、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例におきまして、附属機関として、新たに「内子町文化創造事業実行委員会」「内子町観光振興計画検討委員会」それから3ページに記載しておりますけれど、「内子町中小企業・小規模企業振興協議会」、これらをそれぞれ追加する改正条例案をご説明させていただきましたことから、別表中、「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会委員」の項を、これら附属機関委員の項に改め、非常勤特別職として、その報酬及び旅費の額を定めるものでございます。

それぞれ、「大学教授等（学識経験者）」及び「委員」の2区分とし、その報酬及び旅費の額を「月額15,000円」「特別職相当額」及び「月額6,000円」「一般職員相当額」といたします。

以上、「議案56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第56号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 日程第13、「議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定」につきましては、5月10日に開催いたしました「公の施設指定管理者選定委員会」の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） それでは、「議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

議案書1の24ページをお開きください。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この施設につきましては公募を行い、一般社団法人内子町観光協会から応募があり、5月10日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

内容についてご説明いたします。1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は内子町観光振興拠点施設、通称「旅里庵」で、所在地は内子町内子300番地でございます。2. 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は、一般社団法人内子町観光協会、代表理事は大西啓介氏でございます。所在地は、内子町内子2020番地でございます。3. 指定の期間でございますが、令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間でございます。

なお、議案説明資料の4ページに位置図を付しておりますのでご参照ください。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。5月10日の選定委員会でもうお認めいうか、選定されておりますので、いろいろあれする必要はないんですが。ここコロナ感染下においては、この施設を利用される町外からの観光客も、以前とは全然、数的に違うと思うんです。また、ここの施設に対しては、指定管理料も拠出されておると思うんですが、なかなかこの施設を通りか

かっても、利用者の姿が見えない。先程言いましたような理由もあるんですが、なかなか運営的に厳しいんじゃないかというふうに推測する訳です。指定管理者として、以前から同じ団体が管理をされておられると思うんですが、そこら人件費等の心配はないんでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 令和3年度の収支についてご報告いたしますと、収入が394万590円でございます。支出が359万3,867円ございまして、収入の内訳といたしましては、指定管理料は279万6,000円。事業収入が114万4,590円ということになっておりますので、しばらくは指定管理料が必要かなというふうに考えております。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第57号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14 議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 日程第14、「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約」につきましては、5月12日に入札を執行し、仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について」をご説明申し上げます。議案につきましては、議案書1の25ページ。説明資料は、議案説明資料3の5ページ以降に概要を掲載しております。

議案書1の25ページをご覧ください。提案の理由でございますが、老朽化した内子・小田両学校給食センターのシステム洗浄機の更新を目的として、5月12日に入札を執行し、

決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要につきましては、議案説明資料3の5ページにてご説明させていただきます。議案説明資料3の5ページをご覧ください。

契約の方法は、3社による指名競争入札でございます。契約金額は、4,356万円で、落札率は87.64%となります。

落札事業者、契約の相手方ですが、愛媛県松山市北井門2丁目12番7号、日本調理機株式会社松山営業所所長、山本稔となります。

機器の設置場所は、内子学校給食センター、小田学校給食センターとなります。それぞれの設置場所につきましては、議案説明資料3の6ページ以降の機器配置図をご覧ください。1枚めくっていただきまして6ページ。こちらには、内子学校給食センターの機器配置図を載せております。1枚めくっていただきまして7ページです。こちらには、小田学校給食センターの機器配置図を載せております。それぞれ、赤で囲んだ部分のシステム洗浄機を更新いたします。

機器の概要ですけれども、食器、食器カゴ、トレイ、箸、スプーンなどを、一度に大量に効率よく洗浄するシステム洗浄機でございまして、衛生管理の面からも重要な機器になります。また、両施設ともに、運転開始から24年が経過していることから、更新するものでございます。

納期ですけれども、令和6年3月31日としております。

以上、「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第58号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第58号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15 議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について

○議長（久保美博君） 日程第15、「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）」につきましては、

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）」について」ご説明させていただきます。資料1、議案書の26ページをお開きください。

提案理由でございますが、内子町が土地改良事業を行うにあたり、計画の概要を定めるものでございます。

事業種目は、愛媛県単独土地改良事業でございます。施工箇所は、内子町上川の今生地区でございます。事業量は、農業用施設整備としまして、水路93メートルを計画しております。経費見込みは200万円。施工方法は請負。施工期間は令和5年度でございます。

続きまして、資料3、議案説明資料の8ページをお開きください。事業計画書でございます。第1章、事業の目的でございますが、参川地区の圃場整備で造成した施設に導水する用排水路の土水路部分において洗掘による漏水や小崩壊が発生しており、維持管理に多大な労力を要している状況でございますので、当該水路を改良し、維持管理や水管理の省力化及び営農意欲の高揚を図ることとしております。第2章以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、次の9ページをおめくりください。事業箇所の位置図と平面図、標準断面図でございます。計画平面図をご覧ください。ピンク色の部分が、先程申しました、圃場整備で造成した受益地でございます。赤の引き出し線に表示したB PからE Pの区間が、今回整備を行う土水路の区間でございます。この区間を標準断面図に図示しているコンクリート製の水路に改修するものでございます。

以上、簡単ではございますが、「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）」について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第59号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第59号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 17 議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 18 議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 日程第16、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、日程第17、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、日程第18「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上、3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上、3件につきまして、一括してご説明申し上げます。議案書の2、補正予算関係をお手元にご用意ください。

まず、水色の仕切り、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明いたします。

1ページをお開きください。「令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,247万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億7,417万1,000円と定めるものでございます。前年度の6月補正後予算と比較して、7億4,874万1,000円。率にして7.3%の増額となっております。

12ページをお開きください。12ページの、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。表中、右側に、「一般会計補正予算（第4号）」の財源を示しておりますが、国県支出金3億6,746万5,000円の増額。地方債2億4,930万円の増額。その他特定財源1億2万1,000円の増額。一般財源1億2,569万2,000円の増額となっております。今回の補正は、人事異動による職員の人件費の調整。そしてまちづくりの柱である農林業の活性化、観光の活性化、災害対策、魅力ある風景や生活の基盤整備、子育て支援。これらを実現する事業を国県補助の採択や地方債などで財源確保し、予算化しております。

主な内容でございますが、23ページをお願いいたします。中段でございます。農林業の活性化対策として、6款1項3目農業振興費において、昨年、大雪による被害を受けましたJAえひめ中央農協が所有する小田菌床センターの施設改修の一部補助、2,310万円を含む2,370万円を補助金として計上しております。

25ページをお願いいたします。上段でございます。6款2項3目林業施設費において、

木材搬出の効率化及び森林育成を図るため、林道クロウネヤジ線、林道牛の峰支線、林道仏峠大清水線、林道惣郷富岡線等の林道整備費として、委託料及び工事請負費に、1億3,750万円を計上しております。財源は、県補助金の林業成長産業化総合対策補助金及び農山漁村地域整備事業費補助金、そして辺地対策事業債、過疎対策事業債としております。

26ページをお願いいたします。上段でございます。観光の活性化対策として、7款1項3目観光施設費において、小田深山溪谷遊歩道実施設計委託料として200万円を計上しております。財源は、県補助金の自然環境整備交付金事業費補助金、そして地域振興基金としております。

27ページをお願いいたします。下段でございます。災害対策として、8款3項1目河川及び防災費において、鶴川A地区のがけ崩れ防災事業として、工事請負費1,200万円を計上しております。財源は、県補助金のがけ崩れ防災事業費補助金、そして緊急自然災害防止対策債としております。

28ページをお願いいたします。中段でございます。魅力ある風景や生活の基盤整備として、8款4項3目公園費において、龍王公園の魅力アップのための藤棚等改修事業、上町児童公園施設改修事業など、工事請負費に9,823万9,000円を計上しております。財源は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金、そして過疎対策事業債等としております。

次にその下でございます。8款4項6目歴史まちづくり事業費において、商店街や内子町を元気にするための起爆剤として、旧森家住宅の主屋、下土間、燃料蔵の実施設費1,100万円を委託料に計上しております。財源は、社会資本整備総合交付金、そして公共施設整備基金としております。

29ページから30ページにかけてでございます。子育て支援として、10款1項3目教育諸費において、児童生徒等の教育環境を改善するため、小学校7校、中学校4校の特別教室棟のエアコン設置工事費等、1億9,841万2,000円を工事請負費に計上しております。財源は、国庫支出金の学校施設環境改善交付金、そして学校教育施設整備事業債としております。

次に、32ページをお願いします。中段でございます。魅力ある風景や生活の基盤整備として、10款5項3目自治センター費において、内子町立大瀬自治センター整備検討委員会からの基本計画の答申を受け、大瀬自治センター解体工事及び新築工事の設計委託等の経費として1,755万6,000円を委託料に計上しております。財源は、公共施設整備基金としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、28億5,427万2,000円といたしているところでございます。前年度の6月補正予算と比較して、1億872万2,000円。4.0%の増額となっております。今回の補正は、人事異

動に伴う職員人件費の調整、また業務の効率化を目指し、調査状況をリアルタイムで情報共有できるシステムサービス経費などを予算化しております。

最後に、浅葱色の仕切り、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。収益的支出の補正につきましては、人事異動による人件費の調整として138万5,000円の減額を行い、収益的支出を4億2,741万8,000円といたしているところでございます。資本的収入の補正につきましては、重要給水施設配水管耐震化事業により、400万4,000円の増額を行い、資本的収入を5億2,054万1,000円としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）」から、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」についての3件につきまして、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第60号」から「議案第62号」までの補正予算3議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第60号」から「議案第62号」までの補正予算3議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 19 議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 日程第19、「議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約」につきましては、5月31日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見・自治学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。「議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」ご説明を申し上げます。

まず、契約の目的でございますが、「第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。契約金額は7,183万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町五十崎甲1948番地9。株式会社土居鉄工所五十崎支店取締役支店長、渡邊健二でございます。落札率につきましては97.7%。工期につきましては、議会の議決のあった翌日から、令和5年12月22日を予定でございます。

追加議案資料3-2の1ページをご覧ください。続きまして、工事概要についてご説明申し上げます。柿原自治会館新築建築主体工事の建物配置図、平面図及び南側と西側の立面図になります。現在の柿原自治会館は、昭和47年3月に建築されており、51年が経過しております。建築場所は、現在の柿原自治会館から北西方向に約50mの位置で、内子町平岡甲569番1に建築を予定しております。

施設の概要は、木造平屋建てで、延べ床面積190.13㎡で、広間、和室、調理室、男女別・多目的トイレなどになっております。

なお、電気・機械設備工事等につきましては、設備工事として別途発注しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第63号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第63号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20 受理第1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願

○議長（久保美博君） 日程第20、「請願受理第1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております請願の写しの通りであります。

お諮りします。この請願については、総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「請願受理第1号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委

員会に付託しました議案の審査報告については、会期末、6月14日の本会議でお願いします。明日、6日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

○議会事務局長（前野良二君）ご起立願います。礼。

午前 11時 58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年6月第133回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和5年6月5日（月）
○開会年月日 令和5年6月6日（火）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	大竹浩一君	保健福祉課長	久保宮賢次君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	谷岡祐二君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	畑野亮一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第8号）

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番、林博議員。14番、山崎正史議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております議事日程（第8号）の通りであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。質問は一問一答といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内とします。発言残り時間は、右側の壁に設置しております、残り時間表示盤でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

質問通告者は6名であります。それでは、受け付け順に質問を許します。

最初に、菊地幸雄議員の発言を許します。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

〔菊地幸雄議員登壇〕

○7番（菊地幸雄君） 皆さん、おはようございます。7番、菊地幸雄です。議長から発言の了承をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

その前に、2年間、議長として務めさせていただきました。コロナ禍ではありましたけれども、皆さんからご協力、ご支援、そしてご指導をいただきましたことに、改めて感謝を申

上げたいと思います。誠にありがとうございました。

それでは、はじめに、ふるさと納税について質問をいたします。ご存知のように、ふるさと納税制度は2008年に創設されました。自分の寄付によって自治体を支援することになり、就学、就職などで、ふるさとを離れることになっても、生まれ故郷やお世話になった地域に恩返しすることができる制度であります。また、応援、支援したいと思う地域に、寄付という形で貢献することも可能であり、その上に返礼品をもらいながら、税金の控除ができるという大きな魅力がありました。2015年度にワンストップ特例制度が導入されて利用が急増し、2008年度に81億円だった寄付総額が、21年度には過去最高の8,302億円になっています。自主財源の確保としても大切な制度であると考え、内子町議会として、2019年に総務文教常任委員会で、寄付受入額が27億円を超えた当時人口1万8,000人の静岡県小山町に、ふるさと納税の取り組みについて行政視察に行き参りました。

小山町では、2015年9月からふるさと納税をスタートさせ、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスを掲載。2015年には8億円。ポータルサイト、楽天、ぐるなびを追加して、2016年度は18億円。2017年度には、小山町専用のふるさと納税、納税ポータルサイト特設サイトを開設され27億円と伸ばして、28年度はさらに、ポータルサイト「ふるまる」、「ふるさとプレミアム」を追加して、視察をした11月の時点で55億円を超えたとの説明でございました。初めは受け入れを断られました。国の指導がありるので、受け入れがたいというお話でありましたら、それも含めてご指導いただきたいということでお願いを申し上げ、行かしていただきました。その年、行った時に、その後の発表で、2018年度受入額が250億円で、基金残高106億円と発表され、その財源によって公園や遺産の建物、橋などの修繕が行われておりました。

自治体間で激しい返礼品競争が起き、総務省は2019年の返礼品の規制を強化して、返礼品の地場産の諸品物に限り価格は寄付金額の3割程度とすることや、商品券や電子マネーなどの金銭に代わるものや、資産性の高い品物は返礼品にしないなどが決められました。この規制により、ふるさと納税の返礼品＝地域の特産品というイメージが定着し、ふるさと納税が特産品のPR活動となり、地域の活性化にも繋がっているといえるのではないのでしょうか。

そこで、今年の4月末に、2022年度の愛媛県と県内20市町のふるさと納税の実績が発表されました。前年度比27.3%増の88億円で過去最多を更新した一方で、県他、伊予市、大洲市、内子町、松野町の4市町は、納税額が減少したと発表されました。県は、前年度はふるさと納税を利用した県新型コロナウイルス対策応援基金への大口への寄付があったことから、反動が現れたと言われています。

そこで、内子町で減少した要因は何かをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。
○議長（久保美博君） 菊地幸雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、菊地議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。令和4年度のふるさと納税の受入額は、最終的に1,374万1,000円となり、前年度と比較いたしまして、364万3,000円、率にして、21.0%の減となりました。

寄付額が減少した理由でございますが、内子町の主力返礼品である果樹に寄付が集まらなかったことが一因であろうと考えております。令和3年度に人気がありました小玉スイカ、桃、柿について、令和4年度は軒並み減少しており、その理由といたしましては、内子町よりも安価な寄付額でこれらの果樹が返礼品として選択できるなど、お得感の強い果樹が他の自治体で出品されたことにより、寄付が他の市町村へ流れたことが要因であろうと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい。ありがとうございます。内子町では地域柄があって、大体海に囲まれてない土地柄ということもあって、農産物が大きな返礼品になっておると思うんですが、そこが他の地域に比べてお得感が少なかったというようなことで減ったというご返答でございましたが、今年の4月末にですね、2022年度は愛媛県と県内20市町のふるさと納税の実績が発表されて、大洲市は前年度比5,800万円減っておりますけれども、減っても2億7,000万円あるんですよ。県内20市町で、うち16市町で増加をしております。八幡浜市は5億1,000万円増やして19億6,000万円。愛南町では、2億9,000万円増やして、9億9,000万円の報道がありました。愛南町ではサイトを増やして、大きく増えたとお聞きいたしております。現在、ふるさと納税サイトが19ほど発表されておりますけれども、この別のサイトや、返礼品等の農産物が減ったということですが、これの検討はされたかについてお伺いをいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、答弁させていただきます。これらの件につきましては、3番目のご質問の時に答えをしようかと思っておりましたけれども、今年度に入りまして、昨年度末ぐらいから総合サイトの充実、また返礼品の充実、そういったところを検討し実行しているところでございます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） ありがとうございます。それでは次に、総務省のデータから、ふるさと納税で、昨年度、自治体が寄付を受けた分から税収が減った分や経費を差し引いたところ、全国の25%にあたる141自治体が赤字になっていると朝日新聞社が分析をして

おります。内子町の令和4年度のふるさと納税額は、先程説明ありましたが591件、1,379万円と発表がありましたが、返礼品の調達費、送料・事務手数料、サイト利用料はそれぞれいくらだったのか。併せて、内子町民が他の自治体に寄付したことによる状況はどのようなになっているかをお伺いしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをさせていただきます。令和4年度のふるさと納税の受入額は、最終的には1,374万1,000円でございます。次に、ふるさと納税を推進する上で支出をいたしました経費でございますけれども、返礼品の調達費用が412万2,300円。返礼品の送料が59万円。決済手数料が16万5,899円。ふるさと納税総合サイトの使用料が75万5,205円。ふるさと納税の管理運営手数料が161万8,200円。合計725万1,604円となっております。

次に、内子町民が他の自治体に寄付をしたことによります、ふるさと納税の寄付金の控除額は、現在まだ確定値ではございませんが、約1,000万円でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい。ありがとうございます。いろいろ足して、725万1,604円ですか、かかっておるという説明でございます。こちらからの寄附は、来ておるのが1,000万あるということなんだから、赤字ということなんですか。ちょっと、計算の仕方が私、分かりませんが、赤字になるんですかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えを申し上げます。先程ご説明いたしましたけれども、経費の合計が725万円あまり。それから、ふるさと納税の、町民の方が他の自治体へ寄付しましたことによります控除額が約1,000万円ということで、合計1,725万円あまりということになりますけれども、これだけ見ますとちょっと赤字と、議員さんご指摘の通りですね、だろうかというふうに思いますけれども、ふるさと納税の寄付金の控除額、約1,000万円。このうちの75%は基準財政収入額から控除されるということになっております。要するに、交付税措置されるということになっております。ですから、約1,000万円と見ますと、そのうち250万円が自治体の税収の減ということになりますので、そういったものも含めまして計算いたしますと398万9,396円、おおよそ400万円の、黒字か赤字かということと言いますと、黒字ということでございます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい。私もちょっと説明を受けに行った時に、黒字になっておりますよということで回答を得ましたが、黒字になつとという。でも実際は赤字であるということになるんだろうと思うんですが、これ新聞にも載ってございましたけども、自治体間でも今すごく激しい返礼品競争が起きておりまして、総務省は19年、経費を寄付の5割以下とするルールを定め、経費を報告させて公表しておりますけれども、21年の平均、経費率は46.4%だったと。ところが、朝日新聞が自治体や総務省に確認したところ、報告の対象になっている経費以外にも、多額の経費がかかっている例があることが分かったと。寄付の受領証明書発行の際の送料や、ワンストップ制度の手続きに係る事務費など、受けた後にかかる経費であると言われております。内子町でその後の経費というものの、発表した以降の後からかかっている経費というのはどのようになっているか、分かったら教えていただきたいと思っております。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（黒澤賢治君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。先程申しました経費、これが全て、事業にかかった経費の全てということでございます。合計いたしますと725万1,604円ということでございます。議員さんご指摘の通り、国のルールといたしましては、納税額の半分以下、50%以下に抑えなさいよというルールがございます。ですが、その725万は、町の納税額1,374万1,000円を超えております、50%を超えておりますけれども、このルールを算定するときに、かかった経費から控除できる経費というのがございます。それらが、通常の場合は苦情対応であったり、システムの補修、そういったものの経費は差し引くというルールになっておりまして、その経費が85万1,942円でございます。それらを差し引きますと、639万9,662円が対象の経費となります。その経費は1,374万1,000円の2分の1。要するに687万500円になりますが、それ以下ということですので、2分の1のルール、それはクリアできているということでございます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） ありがとうございます。

次に、3番目。自治体間での寄付金の争奪戦の様相が見られますが、東京都世田谷区などは返礼品競争には加わらないという姿勢を続けておりましたが、ふるさと納税の拡がりとともに、税収の流出額が10億円から20億円のペースで年々増え、今年度納税分の過去最大の87億円になったと。税収の流出に歯止めをかけようと、都市部も返礼品の拡充に乗り出したといいますが、内子町として新たな取り組み、先程説明ちょっとしていただきましたが、新たな取り組みがあれば伺いたいと思っております。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。これまで内子町では、「美しい風景づくりや環境の整備」、また、「町長おまかせコース」、そして、「国際交流の促進」、「歴史的建造物の保存・活用」。この4つの使い道をお示しし、ふるさと納税の促進を図って参りましたが、本年5月より、これに、「内子高等学校小田分校の魅力化推進」を追加いたしまして、まちづくりへの応援をお願いしているところでございます。

また、返礼品の充実の取り組みといたしましては、主力商品であります果樹や野菜などの先行予約や、定期便の設定を行うなどの工夫をしております。併せて、現在、果樹の収穫体験を返礼品に追加する準備を行っており、内子町を訪れて体験できる返礼品を追加することで、リピーターの増加に繋がたいと考えております。引き続き、魅力ある返礼品の開発に取り組めます。

次に、多様化する決済方法への対応といたしまして、令和3年度までは、クレジットカード決済に加え、Amazon Payやメルペイ、d払いなど、電子決済を11種類導入しておりましたが、令和4年度には、PayPay、楽天Pay、ペディの3種類の電子決済を追加いたしております。今後も、寄付者にとって便利で使いやすい決済手段の構築を進めて参ります。

さらに、寄付者の入口となります。ふるさと納税総合サイトにつきましては、令和4年度は、「ふるさとチョイス」と「ふるぽ」の2つのサイトを活用しておりました。新たな取り組みといたしまして、少しでも寄付者の目に留まる機会を増やすため、ふるさと納税総合サイトを追加することとしており、今年度に入りまして、サイトの追加のために必要なシステムのリニューアル作業を行い、「セゾンのふるさと納税」と「au Payふるさと納税」、この2つのサイトの追加を完了しております。加えて現在、ふるさと納税総合サイトの主要サイトのひとつのうちであります「楽天ふるさと納税」と「ふるなび」の導入に向け準備を進めているところでございます。今後も、システム連携が可能で、かつ実績のあるサイトの導入について随時検討していく予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） ありがとうございました。いろいろと考えていただいております。この確認いたしましたが、なかなか返礼品の、先程も言いましたが、なかなか他のところみたいに魚とか肉とか、皆さんが求める返礼品がなかなか内子町には見当たらないところもあって、難しいのかなという感じは受けております。

そこでちょっと再質問したいと思いますが、第二期の内子町の総合計画、「ふるさと納税制度の推進」というのを見てみますと、基本方針として、「地方税の減少により町財政が厳しい中、ふるさと納税制度による寄付を積極的にPRして募り、まちづくりの貴重な財源として有効活用するとともに、ふるさと内子を町外に発信し、内子ファンを増やします。」と書いてございます。そして、返礼品の品数を令和6年度には150種、決済方法の対応は8

種類、ふるさと納税額は2,000万円という目標を設定していますが、今までに、2015年には2,425万円、2018年には2,397万円、いただいておりますが、稼ぐ力のある、住み続けられる内子町を目指すというのであれば、自主財源になる納税額の設定額ももう少し多くして、1億円ぐらいにすることはどうですか。内子町としてもしっかりと稼いでほしいと思いますが、検討されたか伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えいたします。総合計画に掲載をさせていただいておりますのは、今、議員さんご指摘の通りでございます。返礼品の数につきましては、例えば令和に入ってからですけれども、令和3年度は70品目で行ってまいりましたが、その後、140品目、241品目、今現在は294品目ということで、返礼品は可能な限り増やして、いろんな選択肢を増やしているというような状況でございます。

また、2つ目の額でございますけれども、これにつきましては、まだ実際その目標に到達していないというところが現状でございます。その要因は先程も申しました通りでございますけれども、やはり全国的に見てみますと、一定の名の通ったブランド品とそういったところがある、県内におきましても、そういった市町が強いのかなと思っておりますけれども、その中でもですね、先程申しました、工夫を一つ一つしながら、まちづくりを応援していただける、そんなふるさと納税の推進を図っていききたいというふうに思っておりますし、今後でもですね、先程も申しましたが、一つ一つできることを可能な限り実施していくことで、ふるさと納税の促進を図っていききたいと思っております。PRにつきましても、町長がトップセールスを行う中で、いろんなふるさと納税の仕組み、また内子町のまちづくりをPRしながら、内子町を応援していただける、そんな方向に持っていきたいというふうに思っております。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地委員。

○7番（菊地幸雄君） はい。ありがとうございました。294種目出ているという、種目だけ増やしても、魅力があるかないかということが一番問題なんだろうと思うんですが、先程ちょっと説明があった、果樹の収穫体験を返礼品にするという、こういうこととか、小田校の魅力化、これも返礼品という、こういうことの、新たな品物だけでなく、こういうことは大事なのかなというふうに私も思っております。あるところではですね、ゴルフ場にふるさと納税の自動販売機を設置したら1,000万円稼いだというような報道もちょっとされておりましたが、新たな品、大洲市などは、お城に泊まるのが100万円だそうです、300万円納税したらお城に泊まりますよということで出したら、3人おられたそうでございますが、新たな、内子町にも古民家などで宿泊する、最近そういうことを目当てで、わざわざ古民家を探して泊まれる方が増えてきているように思いますが、そういうところの宿泊なども、返礼品としてお願いするというようなこともいいのではないかなという、

私は安易な考えで提案をしたいと思っております。

それでは次に、4番目の企業版ふるさと納税の現状と今後の取り組みについてお伺いをします。企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取り組みを進化させることを目的として、平成28年度に創設した制度でございます。令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げるとともに、地域再生計画の認定手続きの簡素化など大幅な見直しを実施され、令和2年10月には、寄付と併せ、専門的な知見を有する企業の人材を地方公共団体が受け入れることを促進するため、企業版ふるさと納税、人材派遣型を創設されました。内子町では、令和2年12月にシン・エナジー株式会社より、「未来に繋がる仕事を創造する町事業」に100万円。令和4年9月に株式会社ヒューネット様より、「住みたい人が呼べる町事業」に100万円いただいているようですが、企業版ふるさと納税制度は、いかに企業に対して魅力ある、自治体の創意工夫の企画がアピールできるかにかかっていると考えますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをさせていただきます。企業版ふるさと納税につきましては、議員さんご指摘の通り、平成28年度に創設されました制度で、国が認定いたしました地域再生計画に位置付けられております、地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合、法人関係税から税額控除される仕組みでございます。内子町においては、これまで、先程議員さんからご紹介のありました通り、令和2年度に、兵庫県神戸市に本社を置きます内子バイオマス発電合同会社を設立されましたシン・エナジー株式会社様から100万円のご寄附をいただいております。また、令和4年度には、松山市に本社を置き、旧程内小学校においてコオロギ事業を展開されている株式会社ヒューネット様から、100万円のご寄附をいただいております。

企業版ふるさと納税促進の取り組みにつきましては、まずは、町長自らが愛媛県人会などへ出向いた際に、内子町出身の会社経営者の方々との情報交換などの中で、内子町のまちづくりの紹介や企業版ふるさと納税で応援していただける仕組みを紹介するなど、PR活動を行っております。

その他、内子町では、伊予銀行様、愛媛銀行様と契約を行い、銀行様から取引のある顧客に対し、内子町の取り組み事業に企業版ふるさと納税で応援していただくことによる税法上のメリットなどの説明を行いながら、ご寄付いただける企業を募集しているところでございます。

引き続き、情報発信や関係機関との連携をし、寄付の確保及び寄付企業とのパートナーシップ構築を進め、企業版ふるさと納税の促進を図って参りたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地委員。

○7番（菊地幸雄君） はい、ありがとうございました。町長さんも、いろんなところへ行って活動されておるということを聞いておりますので、さらに力を入れてやっていただきたいと思いますが、この企業版ふるさと納税は令和6年度までというふうになっておりますのでございます。ふるさと納税と併せて、大事な自主財源の確保に欠かせない事業だと考えられますので、しっかり取り組んでいただきたいと申し上げて、ふるさと納税についての質問を終わります。

次に、保育無償化についてお尋ねをいたします。全国の子どもの出生数は80万人を切り、内子町も人口減少が続き、令和4年度の出生数は50人と発表がありました。内子町でも、人口減少対策として様々な政策を進めていただいております。出産時の商品券の配布、高校生までの医療費無償化、不妊治療の支援、子どもたちが利用する公園の整備、出産した時の応援金の支給、住宅リフォームの支援金、小・中学生の修学旅行費用の一部補助など多くの支援に取り組んでもらっております。

そこで、少子高齢化が進む現代において、子育て世代の負担を減らすための政策とした保育料無償化や児童手当がありますが、対象者の条件について教えていただきたいと思います。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） はい。菊地議員のご質問にお答えさせていただきます。まず、保育料の無償化についてでございます。無償化の対象者でございますが、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どものうち、3歳から5歳児までの園児となっております。また、保育園等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となっております。この他、年収360万円未満相当のひとり親家庭等については、第2子以降が無償、それ以外の世帯につきましては、第3子以降が無償、市町村民税非課税世帯、これ均等割非課税世帯でございますが、につきましては、第何子に限らず、無償となっております。

次に児童手当についてです。児童手当の支給対象者は0歳から中学校卒業までの児童を養育する父母等で、子どもの数に応じた所得制限限度額がそれぞれ設けられております。例えばと、児童が1人の場合の所得制限額は660万円未満が児童手当、660万円以上896万円未満の場合は、特例給付として手当が支給をされます。また、896万円以上の所得がある対象者は所得上限額超過により、手当の支給はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい、説明ありがとうございました。私も説明も受けましたし、そ

れから、いろいろ調べさせていただきましたが、内子町のこういうものが出て参りました。これだけ見ると、「3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する、子どもの利用料が無償化されます。0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもは対象になります。」って一番上に書いてあるものですから、これがパッと見たときに、無償化が始まったのかなという印象を受けました。そして3人目は無償化というようなことを、私も思っておりまして、ある人から3人目もそうかと思うたら、保育料を請求されたというようなことで何人かおられまして、無償化じゃないんですかというような話が出ておりまして、それもお聞きいたしました。なかなかちょっと、一般の子育てをしてられる方々、皆さんに分かりにくい説明かなという感じを受けております。

2番目の別の質問として併せて、また尋ねたいと思います。今、説明を受けました保育料無償化について、対象者が分かりにくい方が多くてですね、第3子以降は無料だと思っていたら費用がいると言われたという方が多くおられました。幼児教育保育無償化についてのPDFファイルを開くと、さらに「子どもが2人以上世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育園を利用する最年長の子どもを第1カウントとして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。注意書きで、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。その他の軽減も現在と同様です。」とあります。保育園を利用する最年長の子のことを第1子とカウントするというのが非常に分かりにくいというように思っております。今の子育て世代の8割を超える方が、育児環境に地域間格差を感じているとの調査結果が発表されました。居住先自治体で充実すると嬉しい子育て支援について、60%の方が教育・保育の無償だったという報告がございました。近隣の自治体では、3人目は条件なしで無償化になっているところもあるようでございます。多子軽減制度で、3人目は条件なしで無償にするなどのお考えはないのか、改めて伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本子ども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。保育料の無償化につきましては、無償化することで、0歳から2歳児の保育園等の利用申し込みが増大することが想定されます。現在、内子町内の乳幼児の保育園等への入所は、保育士不足により、受け入れが困難な状態が続いております。受け入れ体制の整備・充実が必要な状況にあるという状況でございます。このことから、保育料の無償化と受け入れ体制の充実は一体的に進めていく必要があります。内子町ではどのような形で保育料の無償化に取り組むことが最善であるか、またどのタイミングで取り組むかなど、今後前向きに検討を協議して参りたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい、ありがとうございました。今、国会の方でも、この少子化対策について、いろんな議論が出ておるようでございます。児童手当なども、所得の制限を撤廃すべきだというような意見も出ておるようでございますが、この自治体間でこう差がある、近隣のところで3人目は無償。これは私が聞いた中で、一番上の、3人目の一番上が小学生に上がった途端に3人目はお金が要るということになるんだそうですが、ある自治体、近隣の自治体も調べさせていただきましたら、3人目が小学校に上がろうが上がるまいが、3人目は全部無料ですよっていう話も聞きました。内子町へこれから移住をしようとか、たくさん移住をされておる方も増えてきておるといふうに聞いておりますが、移住をしようかと思う人たちにとって、この子育てに対して手厚い政策をしておる自治体を選ぶというのは、もう当たり前だと思っております。近隣の自治体がそういうことをやっておれば、極めて「内子はお金要るぞ。」ということになれば、別のところへ行ってもいいんじゃないのという話になると、私は思うんです。そこらを考えると、やはり他の自治体と合わせて、こういう3人目は制限なしで無償化をされるというのがいいのではないかなと考えます。前にある議員が、検討されますというのは検討されないんですかという、できないんですかという話をされた議員さんがおられましたが、町長、この3人目の無償化、近隣の自治体は3人目は無償化になっておりますが、町長として、最後にこの件どのように考えておるか、お考えをお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい、ただ今のご質問でございます。保育料でございます。先程、言われましたようにですね、第1子、第2子、第3子、これについてのですね、半額ですとか無料ですとか、そういうのは5歳まで、0から5歳までの間の中でですね、考えるというような、そういうシステムになっております。近隣のところでもですね、今言われましたように、いろんな自治体によってですね、保育料の徴収の仕方が変わっております。今まさにですね、その保育料について、子育て世帯の支援ということで検討しております。これはやらない検討ではなくてですね、前向きにやる方向でですね、検討させてもらっているということでございます。時期についてはですね、いろんなちょっと問題もございますのでですね、できるだけ気持ちとしてはですね、早く実施をしていきたい。できるだけ負担がないですね、ないようにといひますか、その制度も含めてですね、軽減できるように、検討をしているところでございます。

○7番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 菊地議員。

○7番（菊地幸雄君） はい。ありがとうございました。前向きに考えておるということを知ったということにしておきます。今、子どもが、内子町もかなり減って、6年後は小学校どうなるのという話も、今出てきております。地域においては。そういう中で、「3人も子どもを産んだのにお金が要るんか。他のところはいらないよ。」というような話も、ちらち

らと聞かれましたので、あえて質問をさせていただきました。ぜひ前向きに、強く検討させていただくということをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午前11時から再開いたします。

午前 10時 50分 休憩

午前 11時 00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。よろしくお願いします。

新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが5月8日より第5類に移行し、感染対策が個人の判断にゆだねられるようになってから約1ヶ月が経ちました。町内では、春の訪れを感じるようになった辺りから観光客も徐々に増え、日常を取り戻しつつあるのかと期待しておりましたが、大型連休の後やはり少なく、常に一定数の観光客に来てもらい、町が賑やかになればいいなと改めて感じております。

先日ですが、知人から「内子に行こうと思うけど、お昼は内子と言えど何がお勧めかなあ。」と聞かれ、「鯛めしかなあ。」と答えたんですが、その知人が「ええ、海がないのに？」と驚かれました。言われてみれば確かにと思ったのですが、小さい頃から鯛めしは聞いていたし、郷土料理であろうと思っていた訳なのですが、郷土料理という言葉調べてみると、その地域に根付いた産物を使い、その地域独自の調理方法で作られ、地域で広く伝承されている地域固有の料理。発祥時期などで、どの範囲を郷土料理とみなすかは意見が分かれる。名物料理であっても、地域振興のために作り上げ、もしくは宣伝を行うご当地グルメとは異なると書かれておりました。その文章を見て、鯛めしは少し違うのかなと感じたところですが、過去に「秘密のケンミン show の制作会社です。」というところから電話を受け、「内子の地区はうどん出汁に大豆を入れますか。」というようなことを聞かれ、普通だと思っていたんですが、聞いてみると内子や大洲の辺りだけということに驚きました。今思えば、大豆で取った出汁で食べるうどんが郷土料理なのかなと感じております。

では、最初の質問です。（1）町のホームページに、内子の郷土・伝承料理レシピというのを見つけ、見ていたのですが、小田地区にはお祭りやお祝いに食べられていたという「豆腐入りなます」があるようです。内子地区、五十崎地区、小田地区の郷土料理は何があるのか伺いたいと思います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター所長。

〔上石由起恵保健センター所長登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） はい。城戸議員の質問にお答えいたします。令和4年3月に、食生活推進協議会と保健センターが共同で作成した『内子ふるさとの味』において47種類の郷土料理を掲載しております。その中の1例を紹介しますと、「小田地区のたらいうどん」、内子町全体においては、先程言われました「大豆としいたけのうどん出汁」があります。また、「焼きサバの酢漬け」「豆腐入りなます」、「木の芽田楽」も内子町で食べられている郷土料理です。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。内子町食育推進計画というところの26ページにですね、内子の食文化の継承というところがありまして、そこにはしっかりと、今言われた「大豆としいたけのうどん出汁」「焼きサバの酢漬け」「豆腐入りなます」と、写真も掲載されております。ホームページのリニューアルというか、更新の方をお願いしていただけたらと、ここで思います。

では次に、(2)に移ります。厚生労働省の「日本人の食事摂取基準」によると、1日に必要なエネルギー量は、性別や年齢、身体活動レベルなどによって異なるとあります。例えばですが、身体活動レベルが普通の20から29歳の男性は1日2,200キロカロリーが目安で、女性は1,700キロカロリーが目安だそうです。しかし、実際に若い女性の摂取カロリーは低下傾向にあり、メディアによると、20代女性のエネルギー摂取量は2000年以降、平均1,600キロカロリーほどに落ち込んでおり、「食べるものが不十分だった終戦直後よりひどい水準」だそうです。家庭科の授業で、バランスのいい食事などを習ったという記憶はあるのですが、しっかり覚えていないため、このような少し肥満ぎみの体型となってしまう、恥ずかしく思っております。成長期のやせ過ぎや太り過ぎが、将来の健康に様々な影響を及ぼすと言われておりますが、子どもの成長における食の重要性、また食育のあり方について、町長の考えを伺いたいと思います。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター所長。

〔上石由起恵保健センター所長登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） ただ今の質問にお答えいたします。食育は“体育”・“知育”・“徳育”の基本となるものでございます。よって、自分で選択する力を身につけて、生涯にわたって心身ともに健康に過ごすためにも、子どもの成長だけではなく、すべての年代において食教育の重要性は高いと考えております。食育は健康分野のみならず、農業、商工等と幅広く取り組む必要があると認識しており、各分野が連携し、協働で推進を行って参

りたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。食育基本法の前文に同様のことを書かれておりまして、「21世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育、及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものである。」少し飛ばしますが、「また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で、先人から育まれてきた地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められているとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。」また、途中で「心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。」と書かれております。

そこで、6月に入り、物価の値上げなどが数々報道されておりますが、町民、特に子どもにおいて、満足な家庭・学校での「食」というものが受けられているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター所長。

○保健センター所長（上石由起恵君） 「食育」とかいうのができているかというご質問だったかと思いますが、第二次内子町食育推進計画に従って推進をしているところでございます。例えば、第2木曜日を地産地消の日として、学校給食、保育園給食において、郷土料理を給食メニューに取り入れたり、内子産の食育の提供に努めております。昨年度は、五十崎小学校での郷土料理についての授業、五十崎中学校、内子中学校生徒による郷土料理のインタビューを受けております。このような食育活動を継続することで、児童生徒のふるさと教育や郷土愛に繋がっていけばと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） （3）の方の質問のお答えだったかと。まあ（3）の方で聞こうと思ったのが、「内子町過疎地域持続的発展計画書」の中に、「教育の振興の現況と問題点の対策の学校教育には、地域の自然や暮らしに密着した自然教育、労作教育を含む「ふるさと教育」、国際人の育成を図る国際交流の推進や、英語教育、そして地産地消や郷土食を重視した食育、環境教育など、都市とは異なる内子町の特色を生かした教育を進める。」と書いてあり、私が給食を食べていた頃は、郷土料理が給食に出た記憶っていうのはほとんどありません。なによりに等しいのかなと思っております。今は出しているという、先程、木曜日ですかね。言われて、お答えになって、それをちょっと（3）として聞きたかったのですが、ちょっとお答えいただいたんで、再質問の方をさせていただいたと思います。

自民党が少子化対策に関する提言の骨子案を示した中に、小中学校での給食費の無償化が含まれておりました。ちょっと名前は出しませんが、地元選出の国会議員の先生とお話させていただく機会があった際にですね、それに対してのご意見をちょっと伺ったのですが、その方の考えでは、「何でもかんでもではなく、地産地消の分に限り保障、無償化という形で保障していこうというのが私の考えです。」というお考えを聞き、僕もそれだと思ったのですが、ふるさと教育、食育の観点からも、内子産の食材に対し、補助をしてはいかがでしょうか。町長お答えください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今、物価高ということですね、その上がった分についてはもう現在もですね、支援をさせていただいております。今後についてでございますが、今の地産地消の部分ですね、おそらく6割とか7割ぐらいの材料については、地元の産物を使っているという状況だろうと思います。これについてはですね、ちょっと何ともまだ現時点では、やるともやらないとも言えないんですけども、そういう視点はあるなというふうには思います。ただ、これ従来から申し上げておりますけれど、今、国の方ですね、給食費についてはご検討、今ありましたようにですね、ご検討をされております。その辺もですね、ちょっと見させていただきながら、考えることではないのかなと思っております

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 地産地消の分を補助していただくと、町民にとって損する人はいないのかなと。農家の収入も増えるでしょうし。給食で使っていただく食材を選定して生産をしてもらうであつたりとか、そういうところで損することはないんで、是非とも前向きに検討をしていただいたらと思い、ちょっと食育の方の質問は終了させていただきます。

次の、LGBTの質問についてに移っていきます。あらゆる差別はあってはならず、多様性「LGBT」という言葉を聞かない日はないのではないかというほど当たり前になった今では、隠していたり、うまく言い表せず悩んでいた人も、「ジェンダーアイデンティ

ティ」にオープンになってきたように思います。町内でも一定数の方がいると思われますが、地方ではまだまだ閉鎖的であることもあり、悩んでいる町民もいるのではないかと推測されます。

まず（１）ですが、町長は「ＬＧＢＴ」に対してどのように考えられているのか、伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「ＬＧＢＴ」に対してどのように考えているかのご質問でございますが、「ＬＧＢＴ」に対する偏見や差別は根深く、就労や仕事、結婚のほか、税金や医療など、公的サービスの面でも様々な課題があります。また、「ＬＧＢＴ」当事者の中には、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人や、自分の性的指向や性自認を誰にも打ち明けられず生活をされている方も多いと思います。世界では、Ｇ７先進７カ国のうち、同性婚を認めていないのは、日本とイタリアだけで、日本の法整備は遅れております。

そのような中、先日、名古屋地方裁判所で同性同士の婚姻を認めない民法などの規定は憲法違反との判決が出されました。また、国会では、ＬＧＢＴ理解増進法案が提出されたほか、パートナーシップ制度を導入した自治体が３００を超えるなど、ＬＧＢＴ当事者への支援が徐々に進展をしております。性的指向や性自認を理由に差別されることは絶対に許されないことであり、早急に解決しなければならない問題だと思っております。本町においても、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすため、性の多様性に関する正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、誰もが自分らしく生きることができる町づくりに取り組まなければならないと考えております。

○１番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○１番（城戸司君） ありがとうございます。その次、（２）に移ります。内子町は観光地であり、毎年多くの観光客が来られることから、中には「ジェンダー」と言われる方もいるのではないかと思います。性的マイノリティー者と言われる人の町内のトイレや更衣室はどうしているのか伺いたいと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 性的マイノリティー者が町内のトイレや更衣室をどうしているのかというご質問ですが、性的マイノリティー者のトイレ及び更衣室等の利用状況を調査したことはございません。なので、実態は把握しておりませんが、しかし性的マイノリティー者の中には、トイレに使いづらさを感じる方などがいらっしゃるということは承知をしております。本町では、議員もご承知かもしれませんが、令和２年度に整備いたしました、

内子運動公園内にあります、「うちこの森公園」のトイレ。こちらは、「どなたでもご自由にお使いください。」とかいったピクトサインを初めて表示をしております。こういった取り組み、引き続き、他の公共施設におきましても、可能な場所から順次、同様の表示をして参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。やはり、あらゆる差別というものがあつてはならないと考えているんですが、世間ではスポーツ界とかでも問題になっていて、女性の競技に元男性である方が出場するであつたり、その時に更衣室、海外では更衣室でそういう方が入ってきて、それを指摘して「嫌だ。」と言ったら「嫌だ。」と言った方が訴えられるであつたり、暴力を受けるであつたりというふうなことを聞きます。日本は、町長も遅れていると、G7で日本、イタリアは遅れているという答弁も受けましたが、何でもかんでも逆に受け入れてしまうと、今度は「ノージェンダー」という方が今度は生きづらくなってくるのかなあということもあります。そこで、どのように折り合いをつけたらいいのかなあと悩むところではあるんですが、公衆トイレは多目的トイレであつたり、先程、副町長答弁されました誰でも使えるトイレっていうものがあると思うんですが、温浴施設であつたり、更衣室であつたりというところは、別府の方で、結構取り上げられて問題になったようなこともあるのですが、町の施設として温浴施設があつたりとか、学校などの更衣室なんかもあつたりすると思うのですが、そういう時、成人者はどういうところを使うべきだとお考えか、ちょっと伺えたらと思います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。今おっしゃられたことについては、本当に難しい問題だなというふうに思いまして、ハードルもかなり高く、問題ばかりだというふうに思います。トイレにつきましては以上のような、先程説明しました取り組みを進めることで、少しずつ解消していくのかなと思いますし、性的マイノリティの方にとっても、それ以外の方にとっても両方が使いやすいような環境、こういったものを整備するひとつの窓口となって、入口としてはトイレの整備等につきましては、進めていきたいというふうに思います。なかなか、まだ国内自体が、そういった「LGBT」に対する偏見がまだまだ根強い社会でありますし、まずそのあたりをですね、しっかり変えていかないと、なかなかこう、内子町が先んじてやりましょうというような取り組みになったとしてもですね、なかなか浸透していかないんじゃないかなと思います。本当にカミングアウトできない方が、まだまだこの世の中にいらっしゃる中で、こういう対応につきましては、やっぱり慎重に、社会の状況も見据えながら進めていく必要があるんだろうなというふうに痛感しているところでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 大変、答えにくいと思うんですけど、ありがとうございます。

続きまして、（3）に移ります。LGBT関連には様々な問題が今現在もあり、今後も新しく出てくると思われます。諸問題に対し、内子町は今後どのように対応していくか、伺いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今の、LGBTの諸問題に対する今後の対応でございますけれども、学校、地域、家庭、職域、その他の様々な場を通じて、性の多様性に関する知識の普及と理解を深めることができるよう、教育・啓発活動を推進し、誰もが自分らしく生きることができる町づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。また、LGBT当事者への合理的な配慮としまして、性別を記載することに苦痛を感じられる方もおられますので、行政文書の性別記載欄について可能なものは廃止するよう、今年度中に見直しを実施したいと思っております。その他、公共施設の新設及び改修を含め、可能な限り、性別に関わらず利用できるトイレの整備に努めてまいります。加えて現在、パートナーシップ制度の導入に向けて、検討を行っているところでもあります。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 質問で、パートナーシップ、どのようにするのか聞こうと思ったんですが、ありがとうございます。内子町のスタンス、しっかりと分かったので、それを変えることなく、ずっと繋いでいくことが、標準的な国際社会というか、社会であるのかなと感じておりますが、先程も言わせていただきました「ノージェンダー」である人が生きづらくなる、もしくは町民が生きづらくなるということではなく、全ての人が生活しやすい、よりよい内子というものを目指していただけたらなと思い、答弁を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 次に、下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） はい。12番、下野安彦です。梅雨に入りました。線状降水帯が発生しないか心配な訳ではありますが、先日の警報が出た時もですね、久しぶりに小田川も増水しまして、知清河原を気にすることはもう疲れました。今回はですね、梅雨の時期に一番気になります線状降水帯が発生して、豪雨となって、田畑から流れた水がですね、沈殿池に溜まって、それが完璧に土砂が堆積せずに流れ出るとかいう、そういったことに対する一般質問をしたいと思いますので、これからよろしく願いいたします。

国営総合開発パイロット事業の現状についてということで質問します。40年ぐらい前と思うのですが、大洲の喜多地区では、農政局による国営総合開発パイロット事業で、多くの山林が造成をされ、新たな農地ができました。そのおかげで、複雑な地形で、また狭く、急峻な畑が多かった内子町ですけれども、そこには場所によっては、北海道の富良野のような広大な畑が広がって、葉たばこ、それから柿やブドウといった果樹や多くの野菜が、作物の栽培ができるようになりました。

「この農業開発事業の完工によって、目標を一団地一作目として大型機械化に努め、作物を集团的に導入して農業経営規模の拡大と生産性を高め、農業所得の向上によって自立経営農家が育成されている。」と当時の五十崎町史には書いてあります。世界的な視野に立ち、農業の近代化を目指して、国営総合開発パイロット事業に取り組んだと書いてあります。この開発事業のおかげでしょう。観光ブドウ園などは大盛況で、大型バスでぶどう狩りを楽しめる光景が思い出されます。また、葉たばこなどは、町外からの耕作者もあった様で、当時はその畑の貸借の単価も高い金額で行われていたと聞いています。その広大な農地も、時も流れ40年が経過しますと、当時、元気でやる気満々だった30歳、40歳の農業の方も、現在は70歳、80歳になられておられます。農家の高齢化や、後継者不足、農業離れにより、遊休農地や荒廃農地の割合が増えている団地があるのではと危惧するのですが、今回はその現状について質問します。

まず、先程述べましたように、五十崎町史にも、国営総合開発パイロット事業について、一部は掲載されてはいますが、簡単な説明しか載っていません。国営総合開発パイロット事業とは、そもそも誰が主体になり、どのような形態で、どのように事業化され、現在に至っているのかを質問します。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。大洲喜多地区の農地は経営面積が零細で急傾斜地の農地が多いことから、農業の近代化や経営規模の拡大が困難な地域でした。そのような中、地元関係者が、地域農業の発展のためには、中産間地域の開拓による基盤整備が必要と考え、昭和45年6月、大洲喜多国営総合開拓パイロット推進協議会が発足し、行政機関へ要望した結果、国営大洲喜多開発建設事業が昭和50年度に着工し、13年間の工期を終え、506haの農地造成と、81kmの幹、支線道路を完成し、現在に至っております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。昭和50年から13年間にかけて造成をされたということなんですけれども、当時は畑の区画整備をする一つの事業として、まとまって畑にするのかと

思いますと、この国営パイロットだと山林を切り開く、今言われましたように開拓するんですよね。開拓してという形だったと思うんですけど、これは元々山林の所有者、畑の所有者でもなく山林の所有者らも、その後、畑として何か作物をするということで、その土地の所有者は、その持っていたところの割合というか、それに参加されたということでよろしいのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。下野議員、ご指摘の通りでございます。参加されておりました。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） そしたらもう当初から、そのパイロット事業をする配分が決まると、その山林の中で、皆さん所有されてる、所有者が面積に関係なく自分の畑として、区画はここに山があったけど、区画割でちょっとずれるかもしれないけど、自分の畑として作物を作るという形の考え方でよかったのですか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。基本的に、計画区域内の山林の所有者だとか、元々あった畑の方が参加されて、参加した面積に応じて割り振りをいたします。当然、条件の良い畑を確保した方は、その分お金を出してですね、条件が不利な場所とか面積になった部分の方はお金をいただくというような。まあ換地です。換地という作業が伴いますけども、そういう形で割り振りをしております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） そしたら、その時から条件の良いところ、悪いところあると思うんですけども、耕作をする、しない。例えば、最初から山林の土地を持って、広く持っておられても、そこが畑になっても、それを自分が耕作せずに、もう誰かに貸借をするという考えでやられて、という場合もあるということでもよろしいでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい、その通りでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたらもう、その造成をされるにあたっての計画の段階では、耕作放棄地ができるということは絶対あり得ずに、もうこの土地は、できた畑は誰かが、自分の畑になったとしても誰かに貸してでも、必ずそれが耕作されるという計画のもと

で当然されたということによろしいのですか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。計画時点では、そのような計画でやっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 続いて、2番目ですけれども、大洲喜多国営総合開発パイロット事業ですから、内子町内には旧の内子町と旧の五十崎町に造成された団地があると思うんですけども、旧内子町、旧五十崎町での団地の数や、土地の所有者は、どれくらいおられたものか。また1団地1作物という目標を掲げられていたようですが、それぞれの団地では主に何を栽培されてきたかを質問いたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 旧内子町で造成されました団地が18団地、旧五十崎町では14団地が造成されております。また、土地所有者の数としましては、内子地区で206戸、五十崎地区184戸です。

また、造成当初の栽培作物につきましては、柿や葉タバコが主に生産されていましたが、先程、下野議員ご指摘の通り、最近では、キャベツや玉ねぎ、かぼちゃなどの野菜や、柿、ブドウ、キウイフルーツなどといった果樹の生産が主になっております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 当時が、内子が18団地で206戸、五十崎が14団地で184戸ですけども、これは当時の所有者の数という形でよろしいのでしょうか。これが現在どのように推移するかというのは把握、まあ後の質問と重なるんですけど、とりあえずこの数が今現在、どのようになっているか分かるのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。今申し上げましたのは、現在の戸数です。造成当初ですけれども、内子地区が238戸、五十崎地区が185戸となっております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたら、内子が238戸の所有者の方が今206戸、五十崎なんかは185戸で184戸。全く1戸だけで、所有者はそのまま、ほとんど変わられてないということによろしいのでしょうか。はい。分かりました。

続きまして、3番目ですけど、先程も一番最初に、冒頭言いましたように、農家の高齢化と後継者不足、農業離れや新規就農者の減少が問題になって、すでにおそらく20年近く経過したのではないかなと思うんですが、昔は貸してもらえる畑もなかったぐらい人気があったこの国営のパイロット畑であります、今では立ち入ることもできないぐらい雑草や木々が生えていたり、その関連する農道、道や土羽が崩れていたり、排水が土砂で埋まったままの農地もあると思うんですけども、団地によりその管理の内容はそれぞれだなと思うんですけども、各団地の耕作放棄地の状況はどのようになっているか、把握できているでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 国営団地ごとの耕作放棄地調べは実施しております。令和4年度の調査によるものですが、五十崎地区の国営団地、全体ですけれども、耕作放棄地率が9.1%で、内子地区が12.2%、内子町全体で11%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。全体で11%ということです。パイロットの耕作放棄地により、先程言いましたように雑草が入って、そのことにより害虫、雑草地にいる虫ですね、それが発生して工作物、野菜なんかにくっついたりとか、またイノシシ等の害獣の住処になったりとか。また排水路が詰まって、それが下流側の他人の所有者の畑に流入するとかいう、そういった周辺の農地に悪影響を及ぼしているという、苦情とかは入ってきているのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。イノシシ等の被害については時折出てきますが、その他については、農林振興課の方には、苦情としたものは出てきておりません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。それでは先程、開発の時から話なんですけども、貸借をされている関係も多いと思うんですけども、所有者自らが耕作されている割合はどのぐらいか、また個人や農業法人への貸借の割合はどのように変わってきているか質問をいたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。国営団地によって貸借されている状況はそれぞれですが、内子町の国営団地全体で自作している割合は約60%で、個人関連の貸借が約20%と、それから法人への貸借が約20%となっております。山間部に点在し、団地自体が小さい団地の自作率は高く、逆に耕作面積が広く園内の道路も広い団地ほど農業法人等への貸借が進んでいる状況です。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。今年の4月1日からだと思うんですけど、農地法の改正があったと思うんですが、内子町は最低30aの下限の面積要件があったと思うんですが、これが撤廃されたというふうになったのですが、これの改正の目的というのはやはり、耕作放棄地を減らすという考えだと思うんですけども、まだこれ4月からですから、その30aの下限面積の要件の撤廃ですが、これがプラスにやっぱり大きく動くと思われますでしょうか。町長、どうでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今、耕作放棄地がですね、日本全国至るところでどんどん増えております。そういうようなことで、少しでも多くの方にですね、それは私たちサラリーマンも含めてなんですけれども、いろんな方にですね、農地で作付をして、耕作をしてほしいというようなことでですね、緩和がされております。この制度によってですね、確かにそういう意欲を持っておられる方も中にはおられると思いますので、何がしかのですね、効果は当然あると思いますけれども、あまりそこに期待はですね、できない。しっかりとやっぱり農家である皆さんがですね、やっぱりやっていこうという、そういう強い思いの中でやっていただく、それがやっぱり一番大事なことかなと思っております。ただ、今言いましたようにですね、そういうのも追い風にはなっておると思いますんで、そういう制度も使いながらですね、しっかりと農地を使っていくということでやっていきたいなと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。門松団地には町が貸し出しをしている、個人の方の畑があると思うんですけども、これらの要件も、国営パイロットで造成した畑も、もうこれからはどんな人が農業に、今町長言われましたように、やってみるという意欲ある方があれば、もう借りられるという考え方でよろしいのでしょうか。それと、先程言いました、国営パイロットの時に、町民の方が区切られた狭い畑を借りて、貸借していると思うんですけども、これらをもっと狭いから大きく借りたいという人は、もっと広げることできるということで、よろしいのでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 今、下野議員ご指摘の部分は、町民農園として貸し出ししている土地のことでしょうか。はい。誰でも借りることはできます。

○12番（下野安彦君） するとその要件がついたことによって、広く作ることはできるんですか。

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。その辺のことまでは、ちょっとまだ協議をしてないんですけれども、現在、区画、決められた区画の人数で貸し出しをしておるというような状況です。今後、貸してほしいという要望があれば、その辺を考えながら数の方も決めていきたいというふうに考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。町は貸し出しする農地だけでなく、もう要は、このことで農業に実際従事するというふうな届け出を出せば、下限の面積が減ったことにより、2反ぐらいでも、農業従事する人が借りることができるということでもいいんですよ。今の国営パイロットの畑のことです。町が貸し出しているところではなくて、普通に国営の貸借関係がもうできたということでもいいですよ。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 貸借権を設定していただければ、全然大丈夫だと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 続いて、次の質問です。それぞれの、先程言いました、内子、五十崎の団地ですけども、それぞれの団地で管理されている組合があるのかお尋ねします。

また、国営総合開発パイロット団地の道ですね、農道や水路や集水桝、沈殿池などの管理は、その組合というか、その団地だけの中での所有者で自主的に行っているか。また、それらに対する町からの補助制度はどのようなものがあるか、お尋ねします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。基本的にそれぞれの団地に管理組合がございます。農道整備や水路、集水桝等の小規模な維持管理につきましては、多面的支払い交付金や、中山間地域等直接支払い制度などの交付金を有効に利用し、維持管理に努めていただいております。

国営団地の施設の一部になります沈殿池につきましては、沈殿池の規模や堆積土量によって管理は様々だと思いますが、規模が大きく堆積する土量も多い沈殿池につきましては、

人力・少人数での土砂浚渫は考えにくく、管理している団地は少ないと思われます。

沈殿池の土砂浚渫に対する国・県の補助制度は現在のところありません。対応できる補助制度として、地元が行う事業になりますが、「内子町農林土木事業補助金」がございます。内容としましては、補助率50%で100万円を限度とするものです。管理組合内で、沈殿池の浚渫をはじめ、適切な施設管理についてもご検討いただければと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 分かりました。50%の補助で100万円が限度という、結構な費用がかかるなというふうに思うんですけど、再質問の中でですね、道路とかは、舗装がされた幹線道路が通っているところがあるんですけども、それと普通の畑と畑を区切る、舗装もされてない農道という、3mくらいですかね。そういった道路がいろいろあると思うんですけども、こういった幹線道路は、町道認定されているところとか、されていないところとか、これはどのような感じに。場所によってやっぱり違うんですけど、やっぱり路線名がついていて管理されているかは、町道認定の中で、こういう国営パイロットの中の大きい道のところが、町の中からずっとその畑に上がる道路がなんかがね、そのままずっと一本の路線で繋がっているようなところがあるんですけど、今すぐには分からないんですけど、場所によっては町道認定されている、いや、場所場所で違いますということか、国営パイロットの道路は、基本的には町道認定してますよ、とかいうのがあるのかどうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。町道につきましてはですね、町道の認定基準というのがございまして、それに適合する道路であればですね、町道認定をしていると思います。国営パイロットの敷地内だから町道にはできないというような要綱もございませんので、先程言われましたようにですね、広域的にこう繋がっている道路、そういったものが一本の線で繋がっていれば、一つの路線として認定している箇所はあると思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。そしたら一点。その団地ごとによって、あるかないかの確認とか、そういう申請を、町道に認定になるかならんかによって、災害後の修繕の比率も違ってくると思うので、今後、またこれはちょっと調べてみたいと思います。

また再質問ですけど、そこで造成されたところの水路もまた、それぞれ大きさが違うと思うんですよ。畑の真横にあるのは、240ぐらいのトラフ、300とか。またそれが、下流側の池はどんどん大きくなって、600とか、410とかのU型の水路になるとか。最後には集水枡に集まって、コルゲートだということ。こういったものが沈殿池に流れているんですけど、そういったものは、法定外の公共物というふうにされているかどうかというのは、

俗に言う、青線、赤線ですよ。そういうふうに管理はどのようなになってるかは、分かるでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） 青線、赤線の確認はできてないんですけども、例えば、農道とか排水路辺りの改修に対する補助は、農業サイドでも、国・県の補助が何か該当すると思われます。ただし、受益面積であったり、施工延長であったり、採択要件はあると思いますけれども、先程対応するっていうのは、あくまで土砂浚渫に関するものであって、農道とか水路の整備とかっていうのは、また国・県補助の採択できるものがあれば、そちらを採択すればいいのではないかと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。ただ、私言いましたように、青線、赤線という法定外公共物になっているかどうかによって、また補助率とか、申請の対応する部分が変わってくるのではないかと思いますので、これももう一遍、調べてみます。そちらの方でも、どのような、団地によって水路が違うのかどうか、一律に一つの団地で、ここは公共の道路として法的的に認めますよとか、水路としてますよとか、青線で認めますよとか、この違いがあるのか、ないのか、ちょっと気になる場所がありますので。統一されて、こういうパイロット事業の分はされているのかというのがちょっと知りたい訳なんですけども、ちょっと答弁難しいでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 基本的にですね、農業用の水路とか、そういったものが青線というような形で、国調上はとっていると思います。ただその国営パイロット、この敷地内での取り扱いについてはですね、民地境に入っているとか、そこを水路として取っているかというところまでは、建設の方でもちょっと確認できませんので、また現場現場でも、取り扱いも違うと思います。そういったことで、ちょっとまた町の方でも調べてみますので、答弁としてはご勘弁いただきたいと思います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。先程の質問から、沈殿池に、畑の流末処理は、その小さい水路から徐々に大きくなっていて、最後には一番下流にある沈殿池という。その沈殿池が設けられているんですけども、そこに流れていく訳ですね。水と土砂とがですね。年月の経過で多くの土砂が堆積しているんですけども、またその下流に民家や住宅団地等もある場所があると思うんですけども、やはり先程の豪雨災害のことを考えると、線状降水帯が発生して思った以上の水が増えた場合に、人家にも影響があると思うんですけども、どれだけそ

ういった危険がどうあるかは把握されてるか、お尋ねします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 沈殿池の数につきましては、工事完了当時、町内の国営団地、大小合わせて約70戸ございました。現在では、経年の堆積土砂により把握できないところもあります。また、沈殿池の下流に人家がある箇所はどれだけあるかのご質問に対しましては、沈殿池の大きさや土砂の堆積量も様々ですし、先程申し上げました通り、沈殿池として捉えることができないものもあります。また下流の捉え方をどこまで伸ばすかにもより、箇所数の把握はできません。

ただし、沈殿池の箇所が、限りなく民家に近いところにあるものとしましては、現在のところ2箇所を把握しておりますが、今後もこれ団地の調査をして、危険箇所の把握をしたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。とりあえず2ヶ所あるのは間違いないということなんですけども、やはりどういった線状降水帯の水の影響があるかっていうのは、計り知れませんが、また調査をしていただけたらと思います。

7番目ですけど、その沈殿池の土砂分はすでにいっぱいになっておりまして、先程言いますように危険性がある訳ですけども、私思うのは、この沈殿池を作った時点で、何年後には、この堆積量がどのようになって、オーバーするだろうということも、やはり当時、国として、農政局が対応されていたときに、設計の時点で分かるのではないかと想定する訳なんですけども、この沈殿池の考え方は、当時ちらっと聞いた話では、造成をする間ぐらいが、やはり土石流というか土砂が流れ出て、下流域に影響したらいけないので、その土砂を溜めるための沈殿池だと言われる方もいましたし、かといって、今、耕作する間は、やはりトラクター等で、機械で表面を耕していく訳ですから、大雨に至っては土砂も流れますので、これはずっと永久的に堆積したら、土砂を取り除いて処理しないといけないのは、当初からそのように考えがあったものなのか、そこらがちょっと不明な訳なんです。国が、それだったらやはり、その量を堆積するんだったら、堆積したら下流域に影響があるならば、やはりそれなりの土砂の撤去の補助的な考えがないといけないと思うんですけど。この国の考え方やこの補助に対しては、特別に沈殿池に対しては、先程言われましたようにないということでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 沈殿池は「沈める砂の池」と書いて「ちんしゃち」「ち

んさち」とも呼ばれており、国営パイロット事業の工事中において、開墾地から流れ出る土砂まじりの水を一時的に溜めて水だけを排水するために作られた付帯施設と把握しております。工事完了後も施設の機能は継続し、現在に至っております。

小規模な沈殿池、沈砂池はすでに土砂がいっぱいになり、自然につぶれて落ち着いているものもありますが、一方では、議員ご指摘の通り、土砂が堆積し続け、土砂の定期的な浚渫が必要なものもあります。以前から、この沈殿池の土砂浚渫に対応できる補助について、県に対しても相談、補助事業の要望をしてきましたが、そもそも沈殿池は国営団地の付帯施設で、耕作者による日常の維持管理の範疇という考え方が主体となっており、対応できる補助事業は現在のところございません。防災の観点からも含めて、引き続き対応できる補助事業の協議をしていきたいと考えておりますが、先程申し上げました通り、まずは管理組合内で管理方法についての協議をしていただき、併せて、先程ご紹介した補助制度の活用などもご検討いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。県・国への問い合わせでは、管理組合での対応をしてくれということではございましたが、先程から言うておりますように、高齢化になったり、組合員の後継者不足により、そこまでの力がなかなか、資金的な面でもなかなかないのではないかと思います。やはり、国が指導して、このようにやっていただいたもんですから、やはりその対応についても、今後、異常気象が起きていくというのはもう国の方も認めている訳ですから、ぜひ今後でもですね、それを対応してもらえるように、国の方に働いていただいたらと思います。

町長に最後質問しますが、先進国の中でも圧倒的に食料の自給率が低いのは日本であります。食料全体の6割を輸入に頼っていると言われております。日本の人口は減っていますが、世界の人口は増えているところがほとんどでございます。今回のウクライナの情勢等も見ましても、そういったことが起きますと、食糧不足の国、日本が影響を受けるのは大きいところがあります。将来的にそういったことがないようにですね、やはり自国で自給率を上げてくるのが、大切なことだと言われております。

ただ、前町長の稲本町長の時代からですが、「農の雇用事業」の支援を受けてやってきたりはしましたが、新規で就農した人のうちでもですね、やっぱり断念されて35%ぐらいの方が辞められたというふうに、辞職されたというふうにデータも出ております。今後、難しい話でありますけども、先程から言いますように、この豪雨のことを考えて、防災のことも考えますと、沈殿池の対策や災害に対する対策、また耕作放棄地の対策。町長、難しいけど、どのように考えておられますか。最後の質問といたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） まさにですね、経済安保の観点からですね、自給率を上げてい

くというのは、国も当然そういう方向ですね、考えていただいている最中だろうというふうに思います。そういう意味で私たちの町でもですね、しっかりとそういった耕作放棄地が出ないようにですね、これからですね、取り組んでいきたいと思っております。そういう中で、今、沈砂池の取り扱い、土砂が溜まっている状態をですね、何とか対応できないかということでございます。これもご存知のようにですね、国営パイロット事業、本当に当時はタバコがですね、本当に全盛期の時でございまして、とにかく農地を作ろうということで、農地をですね、作った訳です。それが時とともにですね、現在の状況になって参りました。沈砂池もですね、土砂が部分的にはですね、もうなくなって、通常の形になっているところもありますけれども、やっぱりですね、溜まっているような沈砂池もいくつかございます。そういうところでですね、まずはですね、その団地の皆さんがですね、ご協議いただいて、どうしようというような協議をしていただいて、今、誰かが作っておられるはずですので。その後ですね、どうしようもないよというようなことであればですね、それはまた行政の方でいろんな支援もですね、先程言いましたような支援でありますとか、していきたいというふうに考えております。そういうことでですね、いずれにしても農業は大切な産業でございます。しっかりとですね、担い手も含めて元気になっていくような、そういうことを目指しながらですね、これからやっていきたいなと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私も、いち町会議員として、できる範囲、国会議員の先生にもお願いをして、国で、この事業は内子町だけ、内子というか大洲・喜多だけではなくて、やはり全国的にも、こういった沈殿池が造成されて、造成に伴いあると思うんですよ。ですから、やはりうちだけの問題ではなく、全国的な造成されたところの自治体とやっぱり連絡を取りあって、国で対応を検討していただくような動きをしたいと思いますので、内子町に関わらずですけども、首長として取り組んでいただけたらと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時10分から再開します。

午後 12時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今、閉幕しようとしている国会では、60年を超えた原発の運転を可能にする「GX脱炭素電源法」、日本で暮らす移民や難民・外国人の命をさらに危うくする「入管難民法改正案」、当事者の不安解消に繋がらない「LGBTQ理解増進法案」、健康保険証を廃止して、国民にマイナ保険証を強要する「マイナンバーカード法」、敵基地攻撃能力を保有し、防衛力を強化するため、防衛費を5年間で43兆円に増やすとされる「防衛財源確保法」などが審議され、すでに成立したものもあります。しかし、いずれもととりわけ弱い立場に置かれがちな当事者の人権や利益がしっかり守られるのか、業界や利権などが絡む人たちが、既得権益や、現在の体制を維持したい思惑で法案成立が進められているのではないかと思わずにはいられません。

今回、一般質問で特に意識したのは、「当事者目線・当事者の視点」です。地方自治の目的は「住民福祉の向上」であり、住民一人一人の幸福、幸せに繋がるような行政施策が行われているかを点検・推進していくのが議会の役割です。

そういった意味で、今回は大きく3つ、「難聴者への補聴器購入助成」「持続可能な暮らし・観光地に向けた取り組み」「こども施策等へのこども・子育て当事者の参加」を取り上げ、質問いたします。

1番、難聴者への補聴器購入助成です。高齢になると、人の声が聞こえにくくなるなど、日常生活に不便を感じる場面が増えてきます。加齢性難聴は、老化による聴覚機能の低下が原因の症状のことですが、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会によると、40代から聴覚の衰えは始まり、65歳から74歳までは3人に1人、75歳以上では、約半数が難聴に悩んでいるとも言われています。

町内に住む高齢者でも、聞こえにくくなったことが原因で、「人の中に入っていくのが億劫になった。」「仕事で、相手の話が聞こえないかもしれないというプレッシャーを感じている。」「家族でも話していることが分からないというのは辛い。」など、多くの高齢者の方から、聞こえにくいことが生活に支障をきたしているという切実な声を聞きます。

難聴は、社会参加や雇用などの障害になるばかりでなく、進行すると鬱や認知症の要因にもなると言われています。しかし、補聴器の平均購入価格は片耳15万円程度と高額で、コミュニケーションが困難になってきても補聴器購入をためらう方が多いと言われています。補聴器を使用することにより、生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にも繋がります。

現在、補聴器購入への補助対象となっているのは、障がい者として認定される聴力70dB以上の高度・重度難聴者だけで、難聴者の1割にすぎません。聞こえにくさが原因で生活に支障をきたしている9割の方は、高額な補聴器を全額自己負担で購入せざるを得ないことから補聴器の普及が進んでいません。

令和3年5月には、当議会に対し、内子町社会保障推進協議会代表、吉岡秀康氏より、国

に補聴器助成制度を求める請願が出されました。委員会審議を経て、同年9月議会での採決の結果、わずかに賛成数が足らず採択には至らなかったものの、5名の議員が賛同しました。

高齢化率の高い当町にとって、補聴器購入に対する助成を求める町民は多いと思われます。軽・中等度難聴者の生活の質を確保・向上させるため、補聴器購入に助成を行う市町村は、ここ数年で全国で急速に増えており、昨年末時点で120市区町村を超えています。内子町でも補聴器購入への補助を検討できないでしょうか。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問のありました難聴者への補聴器購入助成についてでございますが、耳の聞こえが低下している状態を「聴覚障害」と言い、原因には先天的なものと後天的なものがあり、後天的な原因として頻度が高いのは、加齢による聴力機能の衰えでございます。

難聴の程度には、小さな声や騒音下での会話が聞き取りづらい「軽度」、普通の声の大きさの会話が聞き取りづらい「中等度」、非常に大きい声か補聴器を使用しないと会話が聞こえない「高度」、補聴器を使用しても聞き取れないことが多い「重度」に分類をされ、高度、重度の場合は、障がい者手帳の交付を受けることによって、原則1割の自己負担で補聴器を購入することができます。

現在、軽度・中等度の方に対する助成は、18歳未満の難聴児に対しては制度がございますけれども、加齢性難聴者に対しては補聴器購入に対する支援はございません。

ただ、全国では、議員さん言われましたように、65歳以上の方に対する助成制度を設けられているところもあり、また、様々な団体から、国に対し、公的助成制度の創設を求める意見書等が提出されておりますので、今後、国の動向などを見ながら、状況に応じて助成制度の導入について検討して参りたいというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。再質問します。

ここ数年、住民福祉という観点では、18歳までの子どもの医療費無料化や、今年度からは修学旅行費への助成も始まり、子育て支援への充実が目立ってきています。一方で、高齢者福祉への新しい施策は少ないように思います。食料品や光熱費などの物価高騰にも関わらず、年金は上がらず、介護や医療の保険料、医療費負担は上昇しており、高齢者の負担感は日々大きくなっているように思います。

子育て支援の充実だけでなく、高齢者福祉を充実される意味でも、補聴器購入への助成は多くの町民から求められていますが、改めて町長、答弁をお願いしますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今、答弁させていただいた通りですね、検討させていただきたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。次は、持続可能な暮らし・観光地に向けてです。ここでも当事者目線・当事者の視点ということに注目していただきたいと思います。

これまで保育園などでは、園児の使用済み紙おむつは保護者が持ち帰るところが多かったようですが、保護者の衛生面の負担感が大きいことや、保育士も園児ごとに分別をしなければならないなどの負担もあり、ここ1、2年で、全国では多くの園で処分をするようになってきているようです。町立のこども園、民間の保育園での使用済みおむつの処分の状況はいかがでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 関根議員のご質問にお答えいたします。保育園やこども園の使用済みおむつの処分方法につきましては、厚生労働省から令和5年1月23日付け事務連絡により、使用済みおむつの処分方法の指針を示されたところでございます。

その内容は、「使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとって大きな負担軽減になるとともに、保育士や保育教諭にとっても、使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業務がなくなることで負担軽減にも繋がることから、保育所等において、使用済みおむつの処分を行うことを推奨することとする。」とされたものでございます。

内子町内のこども園や保育園においては、国から発出された指針と同じ理由により、園で処分をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。こども園と、ちょっと最後聞き取りにくかったんですけど、こども園と全ての民間保育園でも、全てということによろしいですかね。内子町のそういったおむつを園で処分ということについてもきちんと対応されていて、感心しました。良かったと思います。まだ何か全国では、市区町村でもまだ園で処分ということができてないところもあるようなので、対応が早かったということで非常にありがたいことだと思います。

次に移ります。生理用品を廃棄する目的で、女性用トイレや男女兼用トイレで設置されているサニタリーボックスですが、全国で男性用トイレに設置する動きが広まってきています。高齢になり、泌尿器官の障害などにより尿取りパッドや紙おむつなどを使用する方が増えています。そのため、男性用トイレでもサニタリーボックスの設置が求められています。

先日、八幡浜の道の駅みなとのトイレに入ったところ、男性トイレ個室にサンタリーボックスが設置してあり、利用者への配慮に感心いたしました。

公共施設や観光施設の男性トイレ個室に、サンタリーボックスを設置できないでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） はい。関根議員ご指摘の、男子トイレにサンタリーボックスを設置する動きは、全国の自治体でも少しずつ広がっていると認識をしております。

近年、日本では食文化が欧米化してきたことなどが原因で、高齢の男性を中心に、前立腺がん、それから膀胱がんになる方が増え、治療後も尿失禁や頻尿などの症状が残ると言われており、そのために、おむつや尿漏れパッドを使用の方が増えています。そして、それらを外出先で廃棄する「サンタリーボックス」を公共施設や観光施設のトイレに設置することが求められております。

また、大きな地震等の災害時にも、トイレが使えない場合の一時的な運用として汚物の入った袋などを廃棄するサンタリーボックスがあれば、被災時にもより衛生的に過ごすことができますし、近年はトランスジェンダーの方への配慮から、男性用トイレにサンタリーボックスを設置する動きもあるようでございます。

内子町でもこれらの視点から、設置する施設やボックスの材質、大きさ、形状、機能などを十分検討した上で、設置を進めたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 前向きに検討していただけるという答弁だと思うので、非常に良かったと思います。おむつや尿取りパッドを使用していても安心して外出ができ、自らの尊厳を保ちながら生活できる社会にしていくためにも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

はい。次に移ります。新型コロナウイルス感染症の規制が緩み、観光客がだいぶ町に戻ってきました。本議会でも、新たな観光施設として旧森家住宅の整備活用計画が示され、今後ますます観光客の来訪が見込まれています。

一方で、現在でも町並み地域だけでなく、本町通りでも自動車の往来により歩いて観光をされている方が足を止めたり、後ろを気にしたりする姿を見かけることがよくあります。

今後、旧森家住宅が整備されると駐車場は中町通り側に設置するとされ、本町通りとの間の狭い路地で鉢合わせた車で、歩いている観光客や高齢者・子どもなど地元住民の通行にも支障をきたす場面が増えてくることが予想されます。当地の道路事情をよく知らない観光客などはカーナビを頼りに、最短ルートで示される狭い道を通行してしまうこともあると思います。

町並み地域では、車の交通量は本町通りと比べると少ないものの、観光施設の目玉である

上芳我亭のすぐ近くには内子中学校があり、土日には、部活の送迎の保護者の車が観光客を気にしながら町並み道路を通行するような場面にもよく出くわします。

また、最近は自転車ブームで、町内の観光施設などで自転車のレンタルなども行っていますが、今後観光客が増えていけば、自転車の通行についても一定の注意喚起や規制などの配慮があった方が良いでしょうと思います。

内子観光の最も大きな魅力は、町並みなどをゆったりとした気分で安心して歩いて周っていただくことではないでしょうか。観光に来ていただく方の満足度を高め、高齢者や子どもなどの歩行者の安全・安心のためにも、自動車や自転車の通行に対して一定の規制をすることが望ましいと考えます。

本町通り、中町通り、町並み地域へのマイカー・自転車の乗り入れ規制、一方通行規制を検討できないでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） ご質問の件ですが、内容を分けて答弁させていただきます。

まず、自転車の乗り入れにつきましては、これまでに規制を検討したことはないと承知しております。内子町は現在、自転車振興に力を入れており、サイクリングツアーの造成やレンタサイクルの充実、町内各所へのサイクルスタンドの設置を進めております。そのため、自転車の乗り入れ規制を検討する考えはございません。

次に、本町通り、中町通り、町並み地域へのマイカーの乗り入れ規制についてでございますが、昭和61年、1986年頃に、六日市地区の町並み保存と併せて計画されたことがあります。しかし、その後、地区住民から反対署名が提出され、実現には至りませんでした。また、町並み保存地区におきましては、昭和63年、1988年頃にも街路整備に合わせて交通規制が計画されましたが、住民より反対陳情書が提出され、こちらも実施に至らなかったと記憶しています。その後、平成13年、2001年頃には、警察署主導で保存地区の一方通行規制が計画されたことがありますが、その際も住民説明会の段階で反対意見が出て、実施には至りませんでした。

また、平成21年、2009年に伝建地区の見直し調査の中で実施したアンケート調査では、一方通行等何らかの規制をすべきと回答した人の割合は、保存地区内で32.5%、保存地区外で38.3%。逆に交通規制をする必要はないと回答した人の割合は、保存地区内で41%、保存地区外で42%と、いずれも規制すべきを上回りました。

このような経緯もあり、現在通行規制については検討しておりません。今後、自治会や町並保存会等、住民側から要望があれば対応させていただきますし、著しく危険な状況が生まれるなど、状況の変化があれば、その時点で対応を検討させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 順番にお答えいただいたので、ちょっと順番に再質問していきたいと思います。自転車についてですが、現在の観光客の数からすると、それほどまだ気にするような段階、自転車を各施設でよく見かけるといってもあまりないので、まだそれほどの規制は必要ないかなという気もします。ただ、ご承知だと思いますけれども、奈良の鹿、奈良公園っていうんですかね、そこなどはかなり、コロナ前ですけど、自転車の通行が観光客の方との安全性の観点で非常に問題視されたということもありましたので、今後、観光客の増加の具合などを見ながら、その辺も注意喚起とかですね、そういうところから検討していただけたらいいのかなと思います。

それから、自動車の、マイカーの規制についてですけれども、住民から根強い反対があって、これまで提案とかしても実現しなかったという経緯は分かりました。しかし、ちょっと年代が少し、昭和60年代であったり、2000年代であったり、少し古いというか、少し前であるということと、やはりこれは、自治会からだけの要望ということだけではなくて、観光客の満足度ということを考えたらずね、町並み地域の町並みなんかは特にですけれども、やはりこう歩いてゆったりとした気持ちで周りたいていう、そういう気持ちは強いだろうと思うんですよね。そういうところに、地元住民のね、どうしても必要な通行車両というのは、そういう場面はあると思うんですけれども、例えば、その居住者車両は、一定程度免除するとか、そういったやり方もあるようですので、ぜひですね、地元住民だけでなく観光客の満足度という観点からもですね、自動車の通行については、時間をかけてじっくりと検討していただきたいというふうに思うんですけれども。

具体的などころですずね、旧森家住宅というのが、今、整備計画が、先日の全協で出されましたけど、駐車場、中町通り側ということに計画でなっています。中町通り、非常に今でも狭いですが、観光客の車が、レンタカーとかそういうのが通行するということになると、かなりちょっと今よりも交通量増えてきて支障をきたす場面っていうのが出てくるんじゃないかと思うんですけど、中町通り側で大丈夫でしょうか。答弁お願いいたします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。ご指摘の通りでございますが、現在、中町側がかなり大きなスペースが空いておりますので、そちらの方で、今、駐車場の方を計画しております。現在の入口が非常に狭い状態ですが、ブロック塀等を除去すると、結構、間口も広がるかなというふうに思っておりますが、中町側の通行については配慮して、検討していきたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 通行規制、非常に難しいということとはよく分かります。中町通り、

かなり今でも狭い道路ですので、あのぐらいの幅の道路であれば、やはり一方通行というのが歩行者の観点から言えば望ましいのではないかと。まあ、重々承知のことだとは思って、そのことも含めて検討していただきたいと思います。

それともう1点。町並み地域の、先程中学校のことを申し上げましたけれども、中学校の裏に出入口がありますよね、中学校側の。現在は非常時以外はもう通行できないように、コーンみたいなのが、確か置いてあったと思うんですけど、今後、町並み地域の観光客が増えるシーズンですとか、土日ですとか、そういった時に、なるべく中学校の関係者が、町並みの地域に車が進入しないようにですね、先程の裏口といいますか、もう一つの出入り口の方を使っていただくようにするとか、別の場所で送迎の車を止めて、送迎、降ろしていただくとかですね、そういうことを、中学校側と協議をするということもお願いしていったらいいんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺り、中学校側と協議するっていうことについて、お考えはいかがでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 中学校側との協議については別に拒否するものではないと思いますが、機会があれば、そういう場を持ちたいと思っていますが、現在はですね、国道から来る観光客の車は、できるだけ直接、町並み駐車場に誘導するようにサインを設置しております。町民の方が中学校のところを出入りすることについては、今のところは特に協議はしていませんけれども、今後支障が出るようでしたら、その都度、対応をしていきたいと思っています。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。危ないというところまではないと思うんですけども、かなり道が狭いので、車が鉢合わせみたいな形になると、かなり道路側に寄らないといけないというところもありますし、実際、観光客が最近増えて、私も子どもの部活の送迎で、観光客がね、いるところを通らないといけないという場面もよく出くわしていますので、皆さんが町並みになるべく乗り入れないように、そういった意識づけみたいなのが町民の間でね、できていったら、より良いのかなと思いますので、ぜひ中学校側ともですね、協議をしていたらというふうに思います。

次にいきます。3番目として、こども施策等へのこども・子育て当事者の参加についてです。本年4月1日、こどもにとって最善の利益が図られる、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁が発足し、同時にこども基本法が施行されました。こども家庭庁の創設は、こども施策の縦割りをなくし、包括的な政策を推進することも狙いのひとつではありますが、それ以上に、自立した個人として、子どもの意見が聴かれる権利が明記された点が注目されます。

これまで、子どもの意見反映について扱っている改正児童福祉法第2条では「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう

努めなければならない」とされ、こどもの意見反映は努力規定でした。

しかし、新しく成立したこども基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、子どもまたは子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とされ、こどもの意見反映は努力規定から実質的に義務となりました。

また、「こども施策」とは、令和4年11月版こども家庭庁設立準備室発行のQ&Aによれば、「こどもの健やかな成長に対する支援等に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。」としています。

「こどもまんなか社会」を目指すこども基本法の理念の理解と、同第11条で規定されたこども施策等への子どもや子育て当事者等の意見反映に向けた仕組みづくりをどのように推進するか。まずは、教職員を含めた教育関係者等への研修を実施してはいかがでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 関根議員のご質問にお答えいたします。子どもや子育て当事者の意見反映に向けた仕組みづくりにつきましては、子どもや若者を対象としたアンケートやパブリックコメントの実施、審議会・懇談会等の委員等へ子どもや若者の参画の促進、及び子どもや若者へのヒアリングやインタビューの実施などにより、意見反映を行って参りたいと考えてございます。

また、教職員を含めた教育関係者等との研修につきましては、教育委員会部局との連携をとりながら、可能な範囲で取り組みたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。こどもの意見反映に向けた仕組みのために、インタビューですとかアンケート、パブリックコメント等、いろいろ考えておられるということを聞きまして嬉しく思います。いろいろ、こども家庭庁のホームページなどを見ると、そういったことも書いてあるので、ぜひそういうことも検討していただきたいというふうに思うんですが、内閣官房こども家庭庁設立準備室政策参与や、文科省中央教育審議会委員などを務め、前三鷹市長の清原慶子氏は、こどもの意見表明権を保障するための具体的課題として、「意見聴取の手法の多様化」、「声なき声を把握するため、無作為抽出による多様な子ども、若者、子育て当事者の声の反映」、「こどもの意見を引き出すコーディネーターの必要性」、「SNSやメール、オンライン会議等による意見表明・意見交換の場づくり」、「子ども・若者が運営する、子どもが意見交換をする機会の意義」など、具体的な提言をしています。

こういった提言を円滑かつ迅速に具体化し推進していくためには、こども基本法の理念に精通し、こどもの意見反映を推進するにふさわしい有識者から必要な助言を得ながら進

めていくことが望ましいのではないかと思います。

NPOや有識者等と連携し、定期的な情報共有や意見交換などを図っていくということについては、いかがお考えでしょうか。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本こども支援課長。

○こども支援課長（山本勝利君） はい。議員ご指摘の通り、これから、今年度からですね、スタートした制度でございます。いろいろな形、また国や他の自治体の動きなども見ながらですね、参考にさせていただきながら、内子町に合った子どもたちの意見の反映のあり方というのを考えていきたいというふうに考えています。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） まだ、こども基本法、スタートしたばかりということで、これからじっくりという答弁だったんですけど。具体的にですね、やはり町内の今までのやり方の延長ということだけではなくて、やはり今の子どもの実態、考え方ということを推進しているNPOとかございますので、ぜひそういった外部からの視点、有識者の視点というのを取り入れていただきたいと思うんですが、町内にも、子ども支援の国際的なNGOで、日本支部の中で活躍されている方がいらっしゃいますけれども、その方からだけ聞けばいいということではないんですけども、一つの手段として、そういう方はいろんなパイプをお持ちだと思うんで、そういった方にも意見を聞いて、どうやって進めていったらいいのかというようなことを相談するということも、必要なことではないかと思うんですけども、町長、そういったNPO等の方と連携していくということについて、町長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今までもですね、いろんな公園を作る時に、例えば公園をつくる時なんかではですね、いろんな意見を、子どもたちの意見もちろんそうですし、保護者の意見でありますとか、いろんな方々のですね、意見をお聞きしながらですね、整備をしてきております。決して行政だけでですね、一方的に作っているという訳では、今までもですね、ございませんが、そういう中にあってですね、今回のこども家庭庁ができました。そういう中でですね、先程来、言わしていただいておりますけれども、今まで以上にですね、アンケートでありますとか、いろんなことで子どもたちの意見をより反映させる。その中でも、よりもっと広範囲にご意見をお聞きしておいたほうがいいだろうという案件についてはですね、そういうのもあるかも分かりませんが、それはその時々状況、また公園の中身、そういったものについてもいろんなことによって変わってくると思いますので、そういう事案が出てきた時にはですね、そういった方々のご意見を聞くというのも、ひとつの方法かなとは思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。こども基本法の意義はよく分かってらっしゃると思うんですけども、ちょっと今ひとつ歯切れが悪い感じの印象もあったので、今まで以上に必要に応じてという、そういう場面が出てきたらということもおっしゃったんですけども、法の趣旨からすると、あらゆるこども施策についてご意見を聞くようにということも、義務というようなことも書かれていますので、必要に応じてこれはいいだろうとかっていうことではなくてですね。基本的に、こどもが関連する施策については、子どもや保護者の意見を聞くという、そういうことを考えていただけたらというふうに思います。

こども基本法では、子どもの定義を18歳という年齢で明確に区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」とし、若者を含むとしています。

こども家庭庁では、これまで大人中心となっていたこの国や社会を子ども、若者の意見を聞いて、子ども中心に変えていく大胆なチャレンジに取り組むとし、現在、小学生から20代までの若者を対象に、「こども若者★意見ぷらす」として登録を募り、広く意見を聞く仕組みを作っています。

龍王公園再開発にあたり、子ども及び子育て当事者、おおむね20代までの若者からアンケート等で意見聴取をしてはいかがでしょうか。また、無作為抽出で選出した当事者を審議会等委員に就任要請することを検討できないでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず、アンケート等での意見聴取についてでございますが、龍王公園につきましては、次年度以降、芝生広場の遊具更新や野球場の更新、また砦付近などの整備を順次進めていく予定でございますので、本年度に議員ご提案の通り、子育て世代をはじめとしまして、広く住民の皆様の意見を聴取するため、アンケートを実施したいと考えております。

もう1点のご質問、無作為抽出で選出した当事者を審議会等委員に就任要請することを検討できないかにつきましては、まずアンケートを実施することで、民意については広く意見集約できますので、責任ある審議をしていただく立場の委員さんにつきましては、無作為で選出するのではなく、町において適任者を選定の上、要請させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。広く、声を聞くために住民のアンケートを取る計画はあると。龍王公園の計画に関して、そういう答弁をいただきました。もうちょっと具体的に、その広

くという方法について伺いたいんですけども、住民票のある、その年齢の人たち全員に送るぐらいのつもりなのか、それともホームページとかそういうのを使ってやる予定なのか、最近、子どもや若い世代だと、SNSとかそういうのが普及してますけど、少なくともこうメールでの窓口とか、やはり広くというそのやり方というのが、非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺り、どんなイメージを持たれているのか。今現在、検討しているところで結構ですけども、具体的にお答えいただけますでしょうか。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。アンケートにつきまして、アンケート内容とかですね、どういった方にアンケートを取るとか、そういったことは、今現在、検討中でございます。基本的には、無作為で抽出された方、大体最低でも500名程度は、そういった方からも取りたいなど。あとやはり地域の意見とかですね、龍王を利用されている団体とか、またあとPTA、愛護班、そういった公園利用、多く使われるような方も、無作為の他にも併せて、アンケートを取らせていただきたいと考えております。

基本的には、今の段階ではちょっと紙でのアンケートというのを考えているんですけども、おっしゃられますようにですね、若い世代については、紙ではなく、そういった方法もあろうかと思いますので、またその内容につきましては今後吟味しまして、できれば秋ぐらいにはアンケートしたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（久保美博君） はい。具体的にお答えいただきまして、ありがとうございます。そうですね。それと審議会等の就任要請についてはこれからだという、アンケートをしてからというお答えでしたけれども、先程の前三鷹市長の言葉にもあるようにですね、声なき声を拾う、どうせ意見は言っても聞かれないだろうっていうのが、多くの子どもの気持ちだっていうのは、そういった調査・アンケートなんかもありますので、ぜひですね、こちらから無作為抽出でアンケートするということも非常に良いことだと思いますし、実際に話をする場に来ていただくということで、ぜひあなたに来てくださってっていうのも、PTA会長とかそういう、いわゆるよくできる生徒会長とか、そういう子だけではなくてですね、一般の普通の子どもからのご意見を聞く、そういう姿勢が大事ではないかというふうに思うので、ぜひ、そういった方向についても検討を続けていただきたいと、そういうふうに思います。

最後の質問ですけども、審議会等すべてのということではなくて、この龍王公園開発について、これは子育て世代・子どもにも関心が高いだろうということで、そういった方々に関心を持っていただけるように、審議会等を平日夜や日曜日に開催することはどうかということと、その委員以外でも、広く開いてですね、傍聴するようなことが可能にできるようにしていただくといいかなと思うんですけども、そのあたり、公開制、参加制についてどのようにお考えか伺います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。ただ今のご質問にお答えいたします。

同審議会等の開催につきましては、委員さんの集まりやすい時間帯で開催したいと考えておりますので、特に昼夜とか曜日にはこだわっておりません。委員のご都合やご負担なども考慮しながら、設定したいと考えております。

また、委員さん以外の傍聴につきましては、そういったご要望が出るようでしたら、委員さんのご意見などもお聞きした上で、検討をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。審議会の日時は、当然その委員が集まりやすい時間というのは、皆さんに諮ってということは、それはその通りだと思いますが、やはり委員以外でもですね、そうやって関心を持っていただくということが大事だと思うんで、その要望があったら傍聴を検討するとかっていうことではなくて、こういったものは原則公開という形で進めていくというのが、やはり多くの方に参加していただける、自分の身になってその公園づくりに多くの町民が関心を持って参加していただけるという、そういったことをぜひ考えていただきたいので、ご検討をお願いしたいと思います。

最後にですけれども、こども施策へ子どもや子育て当事者、若者などの意見を聞き、反映させていくことは、まさに当事者目線、当事者の視点を大切にすることではないでしょうか。これからも住民福祉の向上のため、常に当事者の視点を忘れずに、行政執行にあたっていたきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午後2時10分から再開します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ議員） 議席番号2番、塩川まゆみです。6月定例会にあたり、通告に従いまして、私からは3点。1つ、選挙公報の発行について。2つ、自治会館及び集会所の

通信環境の整備について。3つ、若年子育て世帯に対する良質な住宅の供給についてを質問いたします。

さて、4月9日投票の愛媛県議会議員選挙では、38.06%という、過去最低の投票率を記録しました。ちなみに、2021年の衆議院議員選挙の投票率は愛媛県50.74%、2022年の愛媛県知事選挙の投票率は33.95%でした。

また、愛媛県議会選挙においては、13選挙区中6区が無投票ということになり、これは候補者成り手不足の解消など、選挙制度の見直し、選挙区や定員の見直しも含め、本当にこの代表民主制の危機ともいえるような状況だと思います。このように低すぎる投票率では住民の負託を受けたとはいいがたい面もあり、住民の代表としての首長や議員の存在意義を危うくする事態だと思ひまして、1つ目、選挙公報の発行について質問したいと思います。

内子町議会議員選挙も例外ではなく、投票率は年々低下し、2009年には77.93%であった投票率は、2013年に73.69%、2017年、68.32%。そして、2021年には過去最低の63.1%を記録しました。もちろん、これには様々な要因が絡み合った結果ではありますが、内子町においてはこの要因をどう分析されているか。

そして、次回2025年執行予定の町長選挙、町議会議員選挙の投票率向上に向けて、どのような取り組みを考えているか。まずこの点について伺います。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。それでは、塩川議員さんのご質問に選挙管理委員会書記長の立場でお答えをさせていただきます。町議会議員選挙の投票率の推移につきましては、塩川議員ご質問の内容の通り、毎回低下している現状がございます。その要因はいろいろ考えられますけれども、令和3年4月18日執行の町議会議員選挙においては、新型コロナウイルス第4波の感染拡大による有権者の出控えも大きな要因だったと考えております。ご承知のように、第4波は愛媛県内において令和3年3月下旬から5月上旬にかけて爆発的に拡大し、4月8日から5月31日までの間、感染対策期に入り、4月25日からは「まん延防止等重点措置」の適用を受け、感染拡大の抑制に努めていた時期でございました。このような状況下、感染が大きな広がりを見せている中で、有権者の皆さんにより警戒感が高まったものと考えております。

また、有権者の高齢化もひとつの要因であると考えております。前々回、34.9%であった高齢化率は、前回38.3%。そして、2021年は40.3%と、確実に上昇してございます。高齢化により、自動車運転免許の返納や山間部における有権者については、投票所までの距離が遠く、投票所まで行く手段がなくなるといったケースも見受けられるようになりました。投票結果を見ても、投票率の下落した投票所は上位5ヶ所のうち3ヶ所が山間部であり、一番大きい下落率の投票所ではマイナス9.28%になっております。このよ

うな状況から、結果としては無投票になりましたけれども、本年4月の愛媛県議会議員選挙より、移動期日前投票所を設置する取り組みを行うよう準備を行ったところでございます。

選挙管理委員会といたしましては、引き続き、町議会議員選挙に限らず、広報うちこにおいて投票などについての啓発や、防災無線、広報車を使った投票の呼びかけなどを行うとともに、移動期日前投票所の設置をはじめ、高齢化社会に対応した投票率向上のための施策を検討していかなければならないと考えております。

選挙は住民の代表を選出する非常に大切な機会でございます。住民にとってより身近で魅力のある選挙、関心の持てる選挙になりますように、選挙管理委員会といたしましても鋭意努力をして参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。移動投票所がもう用意されているということは、大変心強く思うんですけども。もちろん、コロナウイルスの拡大や、高齢化の上昇というのは、投票率下落の大きな原因の一つだとは考えられますが、私はですね、去年まで、議会改革特別委員会で議員定数と報酬の見直しなどの検討の中、町民の方との意見交換会やアンケートなどを実施して、その中で一つ感じたこととしては、議員の役割や活動についての発信力不足、町政全体への関心の低下というのがあったんですけども、もとより、この地方自治における議会の位置付けといいますか、この「二元代表制」という仕組みが十分住民に理解されていないという状況ではないかと思いました。これは結局、選挙そのものの啓発も大事なんですけれども、住民が政治に参加している意識の醸成について、ちょっと足りない部分があるのではないかということです。本来であれば、例えば、地域住民全員の合議で政策を決定できれば、それが理想かもしれませんが、それはもちろん物理的にほぼ不可能といいますか、大変困難なので、首長と議会を、それぞれ住民の直接選挙で選び、住民の代表として対等な立場で話し合うというのが「二元代表制」であり、今まさにこの場で行われている議会であります。

この仕組みが十分住民に理解されているとは思えないのですが、この点に関しての啓発は同じく「二元代表制」の一翼である執行機関としてどのようにお考えでしょうか。

○選挙委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。議員ご指摘の通りですね、二元代表制、この辺のところの理解を進めていく。非常に大事なことだというふうに思っております。ただ、それが進んでいないのも現状であらうかなというふうに思っております。二元代表制でございますから、行政と議会、これがともに手を組みながらですね、やっぱりそれを周知していくっていうことは大切なことだろうというふうに思っております。また政治への参加意識、これらについてもですね、やっぱり醸成していく必要があろうということでございます。特に主権者教育、そういったことが大切になってくようと思っております。特に児童生徒、

子どものうちからの主権者意識、そういったものを醸成していく。そういったことが非常に大切になってくると思っておりますので、県の選挙管理委員会とも連携しながら、中学生、あるいは高校生の主権者教育、この辺のところも取り組んで参りたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 2つ目、(2)の質問にいくんですが、投票率向上に向けた取り組みとしまして、この通告書にもあります、選挙公報というものについてご質問したいと思います。

公益財団法人「明るい選挙推進協会」というのがあるんですが、これが令和4年3月に発行した「第49回衆議院議員総選挙 全国意識調査」という調査があります。この中に、「政治・選挙への関心」や「投票選択の経緯」、「選挙媒体との接触」など6つの項目について、全国の有権者3,150人を対象にアンケートを行っておりまして、回答率は47.9%、1,508人から回答を得ています。この調査報告書の中に、「選挙運動への接触度と有用度」という項目がありまして、「候補者の情報提供働きかけについて」、具体的にテレビやラジオ、24の媒体を列挙して「見たり聞いたりしたもの（接触度）」、また「その中で役に立ったと判断されたもの（有用度）」についてまとめたものがあります。接触度が高かった媒体としては、1位は「掲示場に貼られた候補者のポスター」で、これが43.2%。2位は「候補者の政権放送・経歴放送」、これはテレビで43.0%。3位は「政党の政見放送」、これもテレビで31.2%。4位が「選挙公報」33.5%とあり、以下、テレビやネットなどでの党首討論会や、候補者の新聞広告などが続きます。これは国政選挙ですの、ちょっと条件は違うんですが。

一方、この有用度という、役に立ったと有権者が判断したものは、1位は「候補者の政見放送・経歴放送」のテレビで、これが21.3%。2位は「政党の政見放送」、テレビ、これが20.1%。そして3位が「選挙公報」、19.4%となっております。接触度では1位だった「掲示場の候補者ポスター」というのは有用度は9.8%と、もう1割を切った状態になっています。ここでこの資料として、このモニターにこのグラフをですね、パッと映せたらいいんですが。つまり有用度の低い候補者ポスターと、地方町議会の選挙では、ちょっとテレビを使った政見放送というのは実現の可能性は低いかなと思うんですが、これに次いで有用なツールとして「選挙公報」というものが挙げられております。

これはまだ内子町では活用したことのない、選挙への関心を高めるツールのひとつであるんですが、先程、書記長の答弁にありました、町民の町政の関心や主権者意識の醸成について、この「選挙公報」が当事者意識の向上に期待できると考えますが、町としてはいかがお考えでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） はい。それでは、ただ今のご質問につきましても、書記長の立場でお答えをさせていただきます。選挙公報につきましては、各戸の配布に加え、インターネット上での公開及び保存などを行うなどをした場合、先程ご指摘いただきました通り、選挙への関心や主権者意識等の向上に繋がるということは、議員ご指摘の通りだと考えております。今後におきましては、国政選挙、また県知事、県議会議員選挙時に作成されます選挙公報につきまして、内子町の選挙管理委員会のホームページにリンクを張り、選挙公報の周知を行いたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私の質問が悪かったんですけども、私、町議選挙における選挙公報を念頭に先程から質問しているんですけど、2021年4月19日付の愛媛新聞に「内子町議選を振り返って」という記事がありまして、その中に、「自治会制度が自治活動の根幹をなす町内では、町への要望は自治会長を頼ることが多い。行政のパイプ役としての議員の存在意義を薄く感じている町民もいる。」という、選挙を振り返っての文書がありました。私も実際に町民の方から「自治会と自治会役員がいるから議員はいらないのではないか。」というご意見を何度も伺ったこともあります。確かに、地域住民の方から様々なご意見や要望を聞き取り調査し、その解決に向けて担当課に意見を届け、具体的な行動に繋げるというのは、自治会の業務と重なる部分もあるかと思います。

しかしながら、地域の代表としての役割を持ちながらも、ひとたび議員として議会の構成員になったら、町政全体に関する議案を審議、議決する立場となります。内子町議会基本条例においても、「内子町議会は町民の負託に応え、二代表制の一方の担い手として、最良の意思決定をし、行政の監視機関としての役割及び責任を果たすことにより、町民全体の福祉の向上を実現する使命を負っている。」と定められています。これは内子町に限ったことではありませんが、多くの町村議会議員選挙においては、選挙区の定めはない、いわば「全町一区」であるにも関わらず、実質上は小選挙区制のような状況で選挙が行われます。そのことの是非については、ここでは問いません。

選挙を経て議員が決定した後、例えば新聞報道で、またその後に発行される「議会だより」において各議員が紹介されるものの、自分の住む地域以外の議員についてはほとんど、何なら全く知らないという町民の方の声は、私が議員になったこの2年間あまり、いろんなところで耳にしました。この低投票率からしても、自分の住む地域の議員も知らないという町民の方も、一定しておられるのではないかと考えます。本来全町一区である議員選挙として、町民が各候補者の掲げる政策を十分に比較検討できなければ、投票先の決定にも不具合が起きるのではないかと思います。また、掲示場のポスターや新聞に掲載される候補者情報だけでは、情報量としても大変不十分だと思います。選挙に掲げた公約の達成具合、進捗を検証するためにも、一覧で見ることのできる選挙公報は非常に有効な資料になるかと思いま

す。

もちろん、各議員が日々の議員活動の中で議会への関心を高めていくのは当然のことであり、まだまだ私たちにも努力工夫の余地があります。しかし、町政への関心を高めるための行動、選挙の立候補者や現職議員の発信だけに大きく依存することは、先にも述べたように「自分の地域以外の議員は全く知らない。」という議会への関心の低さ、二元代表制で運営される地方自治のあり方についての住民の理解は深まらなないと考えます。議員が個人的に存在感を放つことよりも、執行機関である町長と対峙する合議機関としての議会への関心が高まることを目指したいと思う訳ですが、ここで3番目にいきます。

公職選挙法によって、選挙公報の発行は、国政選挙と知事選では義務、都道府県議選や市区町村長・議員選においては任意で、条例の制定により発行することができます。昨年度末の総務省調査によれば、市区は全815のうち54、6.6%。町村は全926のうち、ほぼ半分の449、48.4%が条例を制定していません。愛媛県内で条例を設定しているのは、松前町と砥部町の2町です。砥部町は2020年、松前町は2018年制定ですが、今後、内子町で同様の条例を制定する見通しはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治選挙管理委員会書記長登壇〕

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） このご質問につきましても、選挙管理委員会書記長の立場でお答えをさせていただきます。塩川議員ご指摘の通り、選挙公報を発行の上、配布することにより、町民の町政への関心や主権者意識の向上に繋がると考えておりますけれども、一方で、町長選挙、町議会選挙につきましては、告示日から投票日までの期間が短いという現状がございます。選挙公報の発行、配布にあたりましては、現在、限られた町の選挙管理委員会の人員体制では、紙面の調整などにも一定の日数を要することが予想されることから、有権者のお手元へ届けられるのは投票日直前になることが考えられます。

また、期日前投票の投票率が各選挙において上昇傾向にあることから、告示日から投票日までの期間の短い町議会議員選挙などにおいて、選挙公報が配布されたことによる投票行動への影響は比較的少ないと考えております。

このような状況から、条例の制定につきましては、当面難しいと考えております。ご理解を賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今、書記長がご指摘の通り、投票の2日前までに公報はお手元に配る必要性があるとして、どこの自治体も届けることには苦勞されているんですけど、例えば、千葉県松戸市などは、公示と同時にインターネット上では公開して、新聞折込や、各戸配布となると時間はかかるんですけども、本庁・分庁等の市所有の建物、あるいはコンビニ、こういうところでの配布を行いまして、何も必ずしも各戸配布に限らない、情報をお伝

える方法として、工夫されておられます。そしてまた本来、選挙活動としては、公報は配布が、期日を過ぎたらできないものでありますけれども、データ化された選挙公報は、過去の選挙データの資料として、継続的にウェブ掲載することが可能であると衆議院の方でも判断されておりますので、そのような、これ2011年の東北関東大震災の時以来、仙台市をはじめとして始まったものなんですけれども、こういう資料的な意味でも、選挙公報を載せて有権者の方々が議会への関心を高めてもらうツールには、とても有用だと思います。特にネットに親和性が高く、18歳から有権者となる10代、20代の有権者にとって、アクセスのしやすさはある意味、紙の選挙公報よりも高いものと考えられますので、ぜひこれを前向きに検討していただきたいと思いますと考えます。令和5年6月1日現在、選挙人名登録者数は13,388人。究極の理想を言えば、この方全員に投票していただきたいんですけれども、少なくとも投票率を80%にするためには、10,710人の方に投票してもらう必要があります。選挙自体の認知を高めるためにも、ぜひ選挙公報の発行について前向きに検討していただきたいと思いますと考えますが、改めていかがでしょうか。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○選挙管理委員会書記長（黒澤賢治君） 今、答弁をさせていただきました通りでございますけれども、なかなか期間が短い、また限られた人員でやっております。また今後につきましては、移動期日前投票にも取り組むということです。結論といたしましては、一つ一つやれることをやらせていただきたいということでございますけれども、今までその選挙公報、町の選挙についての選挙公報については、私の知る限り、選挙管理委員会においても検討したことはないというふうに思います。また、我々の想定にもなかったことでございますが、今回こうやってご指摘をいただきましたので、県内におきましても、町においても、2つの町が実施しておりますので、その辺のところは研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ぜひ、砥部、松前の例も研究されて、前向きな取り組みをお願いいたします。

続きまして2つ目、自治会館および集会所の通信環境の整備についてお伺いいたします。観光施設では2015年度から、公共施設では2019年度から公衆無線LAN「内子フリーWi-Fi」が導入されていますが、その利用状況や利用者アンケート等、これまでに実際の利活用の状況について評価するために調査を実施したことはあるか、お伺いします。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 塩川議員のご質問にお答えいたします。町内の観光

施設及び公共施設におけるフリーWi-Fiについては、現在観光施設10施設、公共施設9施設に整備しております。これまでに各施設等において、内子町独自に利用状況やアンケート等の調査を実施したことはございませんが、例えば、からりに設置しているものにつきましては、年間2,000回ほどのアクセスがあることが判明しています。導入の効果に関しましては、多くの方がスマートフォンを所有・利用している状況の中、観光施設、公共施設において、フリーWi-Fiによるインターネット接続を提供することで、利用者の利便性や満足度の向上などに一定の効果を得ていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 観光施設だけではなく、公共施設にもフリーWi-Fiが導入済みとのことなんですけれども、観光客が短時間、例えば観光スポットや飲食店の情報などについて検索するには十分かもしれませんが、フリーWi-Fi、15分おきに再接続することが必要となりまして、例えば住民の方などが自治センターを使用する場合に、自治センターの1室を借りて、Zoomなどで研修や講演を開催するというような使用法については、想定していないということでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい、ただ今のご質問でございますが、自治センターで行う講演の場合なんですけれども、その際には15分の制限を廃止してですね、繋がるように設定をし直して使用しております。従いまして、講演に影響はございません。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 自治・学習課長、ありがとうございます。内子町には41の自治会がありまして、5つの自治センターがあります。同じ建物を使用する自治会もあることから、自治会館や集会所の建物数は44とお伺いしました。このうち、町内5つの自治センターおよび立川自治会館には内子フリーWi-Fiが導入されており、その他の自治会館、集会所については立石自治会と「お山の学校ながた」を擁する長田自治会が独自に通信環境を整備されているとのこととあります。その他の自治会館・集会所のインターネットの通信環境の現状はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） その他の自治会館につきましては、整っておりません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君）　ここで、内子町総合計画の総務課の方針の中に「全町に整備が完了した情報通信基盤（光ファイバー通信網）、を生かす今後の取り組みとして、観光施設、教育施設、避難所や防災拠点施設等のフリーW i - F i 整備、I o Tの活用を計画的に進めます。」とあります。また、この自治・学習課の方針「コミュニティの再構築－自治力強化－」として、各自治会の活動をさまざまな面で活性化していくことが言及されております。

自治会館や集会所というものは、災害時には避難所、または防災拠点として、いろいろな利活用が考えられる訳ですが、ここにインターネット環境がないということについては、どのようにお考えですか。

○自治・学習課長（福見光生君）　議長。

○議長（久保美博君）　福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君）　塩川議員さんのご質問にお答えしたいと思いますけれども、これ3番の項目でお答えをして、今後どうするかということでお答えをしようかと思いましたが、今、関連してお答えをしたらというふうに思っております。

当然ながら、環境を整えていくことが望ましいというふうに考えておりますけれども、実はこれ先立ちまして、令和4年2月に内子町自治会連絡会の役員会を開催させておりまして、この通信環境の整備についてですね、意見交換を行っております。その中で、役員の皆様からは、携帯電話の契約内容によりデータ使用料無制限の契約が多くなっていること、そしてまた、「整備を果たして有効利用できるのか。」「費用対効果を見極めなければならない。」などのご意見をいただきました。結果としてはですね、教育委員会として「自治会が単独で設置することは問題ない。維持管理費は自治会の負担をお願いする。設置方法については、役場にも相談いただきたい。」と回答をさせていただいております。役員の皆様にはご了解を得たところでございまして、その後、自治会からはご相談、ご要望はないというような状況でございます。よりまして、各自治会の活動によりましては、現在、通信環境で支障ないというふうな捉え方をしております。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君）　議長。

○議長（久保美博君）　塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君）　ありがとうございます。私、今年度、畑中自治会で広報委員を拝命しておりまして、自治会の運営委員会や「畑中だより」の編集会議などで自治会館に集まりながら、住民の方々といろいろ意見交換する機会があるんですけども、畑中自治会ではSNSを活用した情報共有の方法など、現在検討中であります。例えば、会議で資料を共有する時に個人がそれぞれのスマートフォンで、無制限ではありますけど、ギガを消費しながら小さな画面を閲覧するというのはいかにも効率の悪いことで、この議会においても、負担軽減と資源節約の観点からペーパーレス化を進めておりますが、例えば自治会運営の回覧・情報共有の方法なども、今後このネット環境を利用したものに進んでいくのは、もはや必然だと考えるんですね。先程、自治会連絡会の方では特に要望がなかったという声がありましたけれども、自治会、高齢化も言われておりまして、いわばインターネットにあまり馴染み

のない役員さんたちが多くと考えられます。導入については、ここは町が率先してリードする形が望ましいように思われますし、この導入初期費用について助成している自治体もあります。自治会館をもっと地域住民に積極的に活用してほしいという声は自治会の中でもよく出るのですが、例えば子どもの居場所、学校や家庭以外の子どもの居場所としていろんな議論がありますけれども、そういうスペースを子どもたちに気軽に利用してもらうためには、ネット環境の有無というのは大変大きなポイントになると思うんですね。また、何よりも災害時は多くの自治会館が避難所になるように、安否の確認にしても、音声電話が繋がりにくくなる状況の中、また情報取得のためにネットに繋がるということは非常に大事なことです。これについては、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい、お答えをさせていただきます。避難所を指定していないですね、避難所になる可能性のある自治会館等でございますけれども、これについては、実際は、先程ご指摘にあります通り自治センター、それから数ヶ所の自治会館、そういったところにしかW i - F i の設備がございません。現在のところは情報の収集、あるいはやりとりにつきましては、ほとんどがテレビ、それから携帯電話、これらを利用して情報のやりとりをしているのが現状でございます。これらについては、避難所が非常に多いということもありまして、当然、先程ご指摘のありました通り、初期設定、導入ですね、イニシャルコスト、それからランニングコスト、これらがかかってくるということもございます。

また、自前で設置している自治会等もあるという現状がありますので、考えられることとしましてはモバイルW i - F i 、そういったものを準備いたしまして、災害時には持つていくW i - F i 、通信機能、そういったことを今後、避難所としては検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 本当にネット接続環境というのは、もはや水道や電気と同じくらいのインフラと考えられていまして、本当に常時接続、あつて当たり前。避難所においてもですね、これまでいろんな災害対応で、避難所、当然、最初は水や食料といったことが最優先であるんですけど、ここがひとつ落ち着いた後には、ネット接続というものがですね、避難された方々のメンタルヘルスであつたりとか、もちろん情報取得という意味においても、大変大きなポイントになるところであります。もちろん、町内の自治会の希望も、お考えもいろいろあると思うんですが、住民の方から要望がないからしないではなく、ここは本当に町外の、またその世界的な状況なども見ながら、町が率先して通信環境を整えていくという視点で、前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、可能性としてはいかがでしょうか。町長、お願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） お答えをさせていただきます。今、災害についてはですね、先程言ったような対応、モバイルW i - F i で対応をしてはどうかということをちょっと検討したいというふうに考えておりますが、常時になりますとですね、いろんな課題もありますし、箇所数もすごく多い状況にあります。やっぱり設置した以上はですね、しっかりと使っていただく。もちろん、使われる方、中にはおられるとは思いますが、そうは言いながらですね、箇所数も多いし、かなりメンテナンス、あるいはランニングコストもかかってきます。そういうこともありますのでですね、いろいろな方面から検討しなければですね、一律に設置するというのは、非常に難しいのではないかなというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） モバイルW i - F i については、今使った分だけ課金されるようなものとか、いろんなものがありますので、最近の情報も考えてですね、必ずしも大きなものでなくていいので、なるべく小さいところからでも、考えていただけたらと思います。

最後に、若年・子育て世帯に対する良質な住宅の供給についてお尋ねいたします。内子町内で賃貸住宅に住むという経験をされた方は、ここにはあまりおられないのではないかとと思うのですが、内子町は松山市などと比べても家賃が高めで、賃貸物件の件数も多くありません。民間賃貸住宅あっせんのウェブページなどを検索すると、内子町内の物件は50軒ほど出てくるのですが、だいたい満室。その中で入居可能な物件は、もちろんタイミングもあるのですが、大体3部屋から8部屋程度で家賃もわりと高めです。

さて、1問目になるんですけど、内子町では独自に住生活基本計画は策定していないようですが、令和3年度～12年度を計画期間とする「愛媛県住生活基本計画」の位置付けとして「人口規模が小さいなど、住宅分野に関する独自の総合的な長期ビジョンを定めていない市町について、その住宅政策を補完するための計画である」とあります。この県の計画は、内子町における住宅分野の施策と具体的にどのように関連しているのか、お伺いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えします。「愛媛県住生活基本計画」は愛媛県における住宅・住生活にかかる課題や現況等を把握し、今後の推進すべき住宅政策の体系並びに施策の方向を示すことを目的とした計画でありまして、住宅のセーフティネットの充実など、6つの基本目標を立てられております。

この計画においては、それぞれ行政の役割も明示されておりまして、市町においては、地域住民の居住ニーズを的確に把握しながら福祉・高齢者対策等と連携したきめ細かな住宅施策を推進することなど、複数の項目が掲げられております。内子町におきましても、町営

住宅の整備や老朽危険空き家の除却、また空き家を活用した移住・定住の促進などをはじめ、福祉や環境など、関係する関係各分野におきまして住宅施策を展開しておりまして、県が補完する役割としましては、これら市町が行う住宅施策展開における指導や助言、情報提供などの支援を行うこととされております。

内子町におきましても、この「愛媛県住生活基本計画」の趣旨に基づき、住宅施策における居住ニーズの的確な把握に努めるとともに、町の限界を超える部分につきましては、県の支援を受けるなどして、令和7年度からの第3期総合計画における住宅政策に反映させていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。この県の計画の「基本目標 II・新しい住まい方を意識した移住・定住の促進と、受け皿となる住まい・まちづくり」として、テレワーク環境や二地域居住など、内子町がこれまで打ち出してきた住宅政策に関連する内容が書かれております。

それに関連しまして、（2）なんですけど、「総合計画ミライ1 住みたい人をよべるまち 受け入れ環境の充実」について。ここでいう「移住者」の定義をお聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。ご質問にお答えをさせていただきます。「総合計画ミライ1 住みたい人をよべるまち 受け入れ環境の充実」だけによらず、内子町では、移住者を「単に町外から転入された方ではなく、町外から町の移住相談などを介して町内に転入された方、相談から町内への定住に至るまで町が関わった方」として定義をし、カウントさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 町が相談を受けたというところなんですけども、五十崎・内子・小田の各地域にコワーキングスペースが設けられ、移住相談とも併せ、各種イベントが行われたりもしています。

ここで、このまま関連なんですけども、内子における空き家バンク事業についてお伺いします。事業開始からの登録件数、成約件数、その後の町内への定住状況など、事業の評価全般について数値をお聞かせください。また、空き家提供者、入居者と退去者への聞き取り調査など、今後の事業の効率的な運営のための調査は行っているかどうか、併せてお答えください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。まず、空き家バンク事業につきましては、事業を開始して以来、現在までの登録件数が47件、成約件数が32件となっております。

次に、空き家バンク登録物件成約後の定住状況でございますけれども、移住して間もない時期には、職員や移住コーディネーターが困りごとや心配事がないかなど連絡することはございますけれども、その後は、入居者や退去者への聞き取り等は実施してございませんので、入居者の町内への定住状況について全て把握しているものではありません。

また、成約後の空き家提供者などへの聞き取りにつきましても、実施はしてございません。しかし、この制度が移住希望者や町内の方で住居を探されている方の受け皿となっていることは事実でございますので、空き家バンク制度の趣旨である空き家の有効活用と、町内への移住及び定住の促進が一定程度図られていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今回この質問を思いついたそもそものきっかけというのはですね、未就園児がいる県外在住の若いご家族がテレビで内子町を見てですね、強く惹かれて何度か訪ねられて、すっかり気に入られて内子への移住を希望したんです。それで、手ごろな住宅が見つからなかったために、内子町を諦めて、結局大洲市に引っ越しをしたという。これはひとつの事例なんですけど、これまでも内子に住みたいけれどもなかなか良い家がないというのは何度か伺いまして、これは大変残念なことでもあり、大きな機会損失だと考えた訳ですね。空き家バンク、今、答弁にもありましたが、一定の成果を上げていて、内子町が移住者を受け入れる町であるというメッセージとしても、大変意味のあることだと思うんですけども、何と言いますか、空き家バンクはどうしても性質上、古い山間部の住宅が多い訳ですが、移住者＝田舎暮らし希望というだけではない訳ですね。例えば、トイレが汲み取りであったりとか、特に現代の、若い若年層の都市部の生活様式から、ややかけ離れたものがあると思います。移住体験施設も、その対象を田舎暮らしを希望する方とされており、長田と石畳に2箇所、また中堅所得者向けのファミリー世帯向けの特定公共賃貸住宅の、これも小田地域ということで、例えば、内子や五十崎など、比較的街中の便利なところに受け皿となりうる住宅というのが不足してるのではないかと考えるんですけども、その辺りはいかが認識されているんでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。空き家バンクに登録されております住宅につきましては、山間部だけを抽出しているものではありませんけれども、山間部の方が多くなっている現状はあると思います。ただ最近ではですね、もちろん移住コーディネーターはもちろんです

けれども、地域おこし協力隊であったり、そのOBであったり、近年では不動産業者の方、そういった方からも空き家の情報を入れていただくようになりました。そのおかげで、少しずつでありますけれども、空き家バンクに登録される件数もですね、令和に入りますと、入りましてから以降ですと、令和元年度が4件でございましたけれども、2年度が5件、その後、8件、9件と、少しずつでありますけれども、登録件数も増やしております。そういったことで、今後もですね、空き家情報を広いところから入手をいたしまして、できるだけ多くの方に空き家の情報を提供させていただけるような努力をしていきたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 「後期基本計画ミライ1」では、2020年度から2024年度までの累計と目標、目標ですね、数値目標として100世帯、230人という、大変野心的な数字が上がってきたんですけれども、これが2024年度に、一応この計画が完了する訳ですが、これを来年度までに一体どのような、これをさらに追加で強化するような取り組みというのは、何か考えがあるのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。これ移住政策全体に関わってくるものだというふうに思っております。まあ引いてはですね、移住対策直接は関係なくてもですね、子育て支援であったり、就業支援、そういったところにも関わってきてはじめて移住者数が伸びていく、世帯数が伸びていくものだというふうに思っておりますけれども、空き家バンクの登録ももちろん力を入れて増やしていきたいと思っておりますけれども、それ以外の住宅施策ですね、移住者住宅改修支援事業であったり、あるいは住宅の取得事業、そういったものも令和4年度から始めさせていただいております。その他、各種住宅に関する様々な支援制度、そういったものをですね、ホームページの方でも、移住対策のですね、ホームページの方でも取りまとめて紹介をさせていただいております。そういったものも充実させていただきながら、移住を進めて参りたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私もこの移住サイト見てまして、各種助成ですね、住宅の新築であったり、町産材使ったりとか、移住の方はいろんな支援があるのは分かるんですけど、先程、例に挙げたみたいに、必ずしも移住と同時に家の新築を考えている人というのはあまりいない訳でして、やはりお試しという形で、あるいは民間の賃貸住宅を活用して、まず住むというのが、前段階であると思うんですよ。

4番の質問に入っていくんですけど、全国の自治体で、公営住宅の一部を地域対応活用住宅として移住希望者向けに貸し出す事例が結構あります。国交省によると、原則としては1

年間という設定であるらしいんですけど、例えば1か月から最長3年ぐらいまで、いろんな移住の意思のある人にまずお試しで、所得制限なども設けずに住んでもらって体験していただくという取り組みもありますし、ここでは一般世帯だけではなく、例えば高齢者、障がい者、子育て世帯等の生活支援や地域コミュニティの活性化にかかる団体等の入居を目的外使用として許可している事例もあります。これは例えば、デイサービスの事務所であったりとか、こども食堂、あるいは放課後デイサービスみたいなことに公営住宅を貸し出すという仕様なのですが、内子町営住宅を目的外使用として移住促進に活用するお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。町営住宅の柔軟な運用についてでございますが、現在、町営住宅は管理戸数で255戸ございますが、現時点で空き戸数が5戸しかなく、公営住宅の目的である住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するための、このストック的な余裕がない状況となっております。従いまして、現状としましては、住宅に困窮する低額所得者の申し込みに備えるため、移住者支援などを目的とした地域対応活用住宅など、目的外での使用はやや難しいと考えております。しかしながらですね、今後、募集しても空き部屋が長期間埋まらない、あるいは移住促進を進める中で、どうしても町営住宅の活用が必要なニーズが出てくるようであれば、町営住宅の有効活用のため、柔軟に検討して参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 町営住宅に空きがないということですが、とにかく移住者を呼ぶにあたって仕事がない。仕事を作らなければいけないというのは、言われることでありますが、仕事ももちろんなんですけれども、住む場所がなければどうしようもない。そして町営住宅の方を町の方で用意できないのであれば、これは民間を活用してですね。とにかく住めるところを作らないと、なかなか移住者・定住者は増えないと思うんです。

午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、昨年度の出生数が50人というのは大変衝撃的な数字で、これはもちろん子育てしやすい、いろんな施策を組み合わせで人口を増やしていきたいところですし、町長もこれまで、本当に公約として子育て支援を着実に推進されてこられて、今後の取り組みにも大いに期待しているところではあります。同じく公約にある移住者の受け入れ等、企業誘致の促進というのについて、この人口減少を食い止めるために、移住者の促進というのは最優先の課題として取り組む必要があると考える訳ですね。これまでのように、都市部から田舎暮らしの志向の人たちだけターゲットにするのではなく、本当に同じ愛媛県内の、例えば大洲や伊予市、松山市などの近隣市町からも

引っ越してきてもらう。もちろん、街中で便利に暮らしたいという若い世代に向けても、住みやすく手ごろな住宅を確保・供給する必要があると思うんですけども、その辺り、例えば民間の不動産業者さんとの連携など、お考えはいかがでしょう、町長。一言お願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 町長。

○町長（小野植正久君） 移住者の方がですね、内子町に入ってきてやすい環境、これは本当に大切だというふうに思っております。そういう中であってですね、先程お話出ましたけれども、入ってこられて、例えば家を建てたいという方、あるいは家を造作したいと、そういうのは制度としては作っているんですけども、そういう方だけじゃないというようなことでですね、やっぱり通常のアパートですとか、そういったところにとりあえず入ってみて、内子の移住生活をまずはやってみたいという方に対しての対応ですね。それについてはですね、今の段階ではですね、先程言いました空き家がどうしてもメインにはなるんですけども、やっぱりそういった方々のニーズといいますかね、そういうのをどうやって叶えていくか。これもひとつの課題だというふうには捉えております。そういう中で、今、町営住宅はという話があったんだろうというふうに思いますけども、これはですね、本当に課題であるというのは認識しております。なので、それに対してのですね、答えがでるようであればですね、いろんな方法はあると思うんですよ。なので、それが実行できるかどうかということだろうというふうに思いますので。ちょっといろいろ検討してみたいと思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 本当に決定打というものは、そう簡単に出るなら苦労しないということだと思うんですけども、本当にこの人口減少を食い止めることというのは、人口が減ってしまえば自治体の存続にかかわる問題ですので、これはもう最優先課題として取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午後3時15分から再開します。

午後 3時 5分 休憩

午後 3時 15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。4番、向井一富です。6月議会にあたり、質問通告書に基づ

き、大きく4点質問させていただきます。大変、長時間になっておりますので、早く帰りたいという顔を見ながら喋るのも喋りにくいところではありますが、一生懸命頑張ってみたいと思いますので、何卒、よろしくお願いいたします。

まず、内子町の内子球場の整備についてお尋ねいたします。この度、ねんりんピックの開催県が愛媛県にあたっております。10月28日から31日の間、各市町29種目で、実施されます。この大会の開催目標に、「我が国は、健康寿命が世界トップクラスの長寿社会を迎えており、今後のさらなる健康長寿の延伸も期待されています。こうした人生100年時代を充実したものとするためには、高齢者はもとより、すべての国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある社会をつくり上げていくことが重要です。第35回全国健康福祉祭愛媛大会では、大会に参加されるすべての方が健康長寿を実感でき、世代を超えた繋がりが生まれ、愛媛県ならではの強みや特長を生かした、いつまでも記憶に残る大会になるように。」とあります。

実施事業は、1. スポーツ交流大会。2. ふれあいスポーツ大会。3. 健康づくり教室。4. ふれあいニュースポーツ。5. 健康フェア。6. 文化交流大会。7. 美術展。8. 地域文化伝承館。9. 講演会。10. 展示相談コーナー。11. 音楽文化祭。12. ふれあい広場。13. オリジナルイベント。14. 併催イベント。15. 協賛イベントなど、多彩な競技イベントが県内各市町で開催され、約50万人の交流が予想されております。

そこで、まずその中の1番のスポーツ交流大会への野球会場に内子球場があたっておりますが、たくさんあるスポーツ交流大会の競技の中で、なぜ軟式野球会場が内子球場になったのか、その経緯をお尋ねいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今の、ねんりんピック軟式野球会場の選定の経緯についてお答えをさせていただきます。

令和元年6月に愛媛県より、各市町とねんりんピック各種目団体に対して、交流大会開催への意向調査が開催を実施されまして、当時、内子町は「俳句」と「川柳」で回答をしておりましたが、各種目団体との意向調整により、愛媛県から4会場必要である軟式野球開催の打診が内子町にありました。このことを受け内子町で協議した結果、軟式野球開催での承諾に至っております。

また、競技会場について、内子町内の3つの球場から内子運動公園野球場に決定したのは、県外からの選手が来町することから、自動車道のインターチェンジに近いこと、そしてその当時、内子運動公園の改修整備が進められており、野球場につきましても改修中であつたことから、ここに決定したということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 今の経緯を伺いますと、内子町に野球が、あちら側の方から打診が来られたということで、その中ではやっぱり内子球場が一番最適だろうと考えます。

次に、その第1回の実行委員会に、先般、初めて出席させていただきました。その会議の中で、内子町の軟式野球連盟の実行委員さん、ちょっと名前はどう忘れしたんですけど、その委員会において、「この大会を招致している市町の野球場は、すべて得点板が電子板、電子掲示板になっているのに、内子だけは手差しで、得点板に得点ボードを差し込んでいる状況である。得点板から顔を出したりしているのをよく見かけるし、得点を間違えて差し込んでいることもある。全国規模の大会を招致するのに恥ずかしい。」と言われておられたと思います。そういうことはあるのかと思い、先日、大洲・喜多地区で古くから域内の5つの高校で実施されております、5高校野球大会を内子球場に観戦に行きました。2試合見させていただきました。1試合目は、大洲高校対大洲農業高等学校。2試合目は、大洲農業高等学校対内子高校の試合でございました。惜しくも内子高校は敗れてしまいましたが、試合は大変盛り上がりました。その試合においても、得点板のところで顔や足が出ていたり、得点板の中で人が右左移動している姿も気になりました。また、実行委員さんが言われていたように、得点板の差し間違えもあり、しばらくしてから差し替えられた事案もありました。遠いバックスクリーンの小さな窓から、得点が入ったか入らなかったかは、本当に分かりにくいと思います。だから、おのずと顔を出すようになるのではないかと思います。そのことも踏まえて、委員さんからも要望が出ている得点板のデジタル化を進めて欲しいとの思いはよく分かりました。

そこで、この全国大会を機に、電光掲示板化することはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 向井議員の得点板のデジタル化についてのご質問にご回答させていただいたと思います。内子公園野球場の改修は、平成25年度に策定した内子運動公園改修工事基本計画に基づき、平成29年度に着手、令和2年度に完成しております。平成25年9月の第1回策定委員会では、「得点板については最新のものを」と利用団体などから意見をいただいております。その後、策定委員会の議論や競技団体の意見集約を行う中で、故障時に不測の補修期間が必要になることや、改修費用の面から総合的に判断し、現在の形式に決定をいたしました。

さらに、内子運動公園改修事業については、国の社会資本整備総合交付金を充てており、現在の得点板改修に要した工事費の50%を国へ返還する必要があります。それらの理由から、得点板のデジタル化については、交付金返還等にかかる不測の時間や、多大な改修経費が必要になって参りますので、得点板のデジタル化は困難であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ただ今、多大なる費用がかかると答弁されておりましたけども、多大な費用とはいくらでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） 概算ではございますが、約8,000万円でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 町長。今年のWBCの野球見られましたか。日本中を感動の渦に巻き、コロナで疲弊した日本人の心を元気にしてくれました。まさに、たかが野球、されど野球です。小野植町長ご出身の程内は、野球の聖地だと思っております。程内の甲影山出身の堂林君の息子さん、堂林翔太君は、2009年の夏の甲子園において、中京大中京高校のエースとして優勝投手になっておりまして、現在、プロ野球の広島東洋カープにおいて活躍しております。また、乙影山の久保さんの姪のお子さんは、2014年、大阪桐蔭高校で正捕手として夏の甲子園で優勝された、横井裕弥君でございます。この方は、現在、JFE東日本（元の川崎製鉄千葉）に入団されて活躍しております。また、八幡浜高校で、2004年、春の甲子園選抜高校野球大会に出場された乙影山出身の福岡兄弟がおられます。小さな山村から、この野球関連の有名な選手が出ているのです。すごいと思いませんか。80代後半で、私の地区のおじさんたちが、大の野球ファンの方がおられて、その人の言うことには、「自分が若い頃に程内と野球の試合をしたが、自分らはまだ素手や手づくりのグローブだったが、程内はすでに皮のグローブだったんぞ。」と驚いたとの話を聞いたことがありました。野球もすごく強かったと言っておられました。まさに、程内は野球の聖地じゃないかと、この話をもってしても確信するところでございます。物事、道具や環境の良さから入っていくのも大切だと思います。そんな程内出身の小野植町長が、実行委員会に「恥ずかしい。」と言わせて、野球大会の運営にあたっていただくのもいかなものかと考えますが、小野植町長、いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。大瀬からですね、本当にそういう有名なと言いますかね、一生懸命野球をされて、頑張っておられる方がおられるっていうのは、本当に名誉なことだというふうに思います。私もですね、実行委員会のところにももちろん同席しておりましてですね、今のような意見が出されました。私も十分ですね、その決定の過程というのをですね、聞いてなかったものですから、「将来の課題ですね。」ということをあの時にお答えしたかと思えます。やっぱりですね、策定委員会、あそこの内子運動公園をですね、整備するときに

そういう組織を組織してですね、そこでいろんな議論をされた中でですね、そういう方針になったということでございますのでですね、それを、ついこの間でき上がったばかりでございますんでね。それをまたチャラにして、また新たに8,000万かけてということについてはですね、これ現実問題としてですね、これ本当に困難だというふうに認識、申し訳ないんですけど、認識をさせてもらっております。また、将来の課題としては、先程言いましたようにですね、そういうことがあるんでしょうけど、いろんな課題の中で、そういうふうに最終的に決定されたということでございますので、ご理解をいただければなと思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） なかなか即答でやるっていうお答えは、いろんな絡みで難しいっていうことも重々分かっておりますけれども、この大会に間に合わなくてもですね、ぜひそういう流れで、内子高校の野球が、またいつか甲子園に行くのを夢見てですね、その方向で進んでいただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

また、次にですね。内子高校の野球部の方々からお話を聞きました。内野のグラウンドの散水施設の水压が弱いということで、内野の黒土が薄いなどの要望を聞きました。5高校大会の時にその辺も観察させていただいたが、試合の間のグラウンド整備も泥の粉じんが空を舞って、整備している部員の姿が見えにくいくらいでした。ほこるので散水しようとしていたが、水压がもう本当にちょろちょろで弱くしか出ないので、時間がかかりすぎるみたいで、途中で諦めておられました。そこら辺の改善は、ぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。ただ今のグラウンドの散水施設、そしてまた内野の黒土についてのご質問でございました。答弁をさせていただいたと思います。

内子運動公園野球場内、内野グラウンド付近には、散水口が3ヶ所設置してあります。ご指摘いただきました水压の関係でございますけれども、こちらは上水道そのまま引っ張っておりますので、水压に関しては非常に弱い状態になっているような状況でございます。現地調査の結果、散水が行き届かない部分も見受けられますので、継ぎ手ホースを追加で整備をさせていただいて、対応いたします。

また、内野の黒土につきましては、風雨等により、黒土の細かい粒子が流出した部分もありますので、黒土の追加購入を行います。今後、現地の詳細な点検を行い、全体的な整地が必要な場合については、必要な措置を講じて参りたいと考えております。

今後も施設利用者の声に耳を傾けながら、施設管理に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） プールに、大きな多分、パイプで水を上げよるんだと思うんですけど、あの水圧でプールに溜めたら1週間ぐらいかかるんじゃないかなと思います。あそこに、プールにきとる水をこっちに引くっていう訳にもいかんのでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。改修に際しまして、水道の方言いますか、プールに導いとるですね、水とは別路線で、上水道を引いておりますので、これ改修がかかって参ります。こちらにつきましても、策定委員会で基本計画をする際に十分な検討を行って、このような形にするというふうに聞いております。そのようにさせていただいております。以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 最後になりますけれども、先般ですね、野球の試合を見よったら、ファールボールが土手の方へ上がって行って、ちょっと草が生い茂ったので、そのファールボールが回収できなかつたりっていう、生徒がとぼとぼと帰って来られよった事情がございます。その後ですね、内子高校野球部のOB会かなんかで草刈をされたみたいで、なかなか急な斜面でございますので、すごく疲れて危険だったっていう情報も聞きました。これ答弁書には入れてないので。そこへですね、防草、草を防ぐシートみたいなのをですね、張ってもらったら管理がしやすいのかなと思うんですけれども、分かったらいいですので、答弁よろしく願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。失礼いたします。先程の防草シートのことに関しまして検討いたしておりまして、検討というのは、実際、防草シートを張るのがいいのか、草刈の回数を増やすのがいいのか、こちらの方をすでに検討させていただいておりまして、結果といたしましては、草刈の費用を増やしておりまして、年間3回から5回の範囲でですね、まめに草刈を行うようにさせていただいております。議員ご指摘の通りですね、内子高校野球部OB会の皆さんにもですね、まめに草刈等をしていただいております。それは皆様のご協力をいただきましてですね、この野球場の周辺管理が行き届いておりますということでございます。今後、また詳細な点検等行いまして、利用者に不便等伴わないように気をつけて参りたいと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 町長。バックスクリーンと散水、何とかできるように、頭の片隅に

置いといてください。よろしくお願いします。

続きまして、次の質問に参ります。不登校対策についてでございます。まず、最近の新聞の報道においても、子どもが42年連続で減少し続けているとかですね、10歳から14歳までの死因の一番の原因が自殺であるとかですね、中高生の自殺の方も最多を更新しているという、子どもを取り巻く環境は厳しさを増してきている訳でございます。とりわけ、不登校の児童生徒数も増加傾向にあるのではないのでしょうか。今では、小学1年生、2年生の低学年でも、増加傾向に入っていると言われております。不登校現象は、引きこもり予備軍にもなり、本人はもとより、社会的にも大きな損失となると思います。不登校に至った原因は複雑を極めていると思いますが、そのことについて、学校、家庭、一人一人、違った原因があろうと思いますが、そこら辺、一人一人の原因とか、対処方法とか、しっかりと取り組んでいけているのかなと思いますので、このことをまずご質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。向井議員の、不登校の児童・生徒数と不登校に至った原因の把握、その対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、不登校の児童・生徒数、及び不登校に至った原因については、学校と緊密に連携し、個々の事案について把握しております。特に不登校の要因は様々で、早期発見が重要であり、教員の目配りはもちろんのこと、生活支援員の目配りなど、子どもたちの変化を把握しやすい体制づくりが重要であります。

次に不登校児童・生徒への対応につきましてですが、保健室登校などの別室における個別指導、オンラインによる授業、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる面談、また病院等との連携、そして適応指導教室（ふれあいルーム）の利用などで、学校含め関係機関によりそれぞれ丁寧に対応しておりまして、日々の生活・活動が安定することによって、少しずつ学校復帰、教室復帰ができた例もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 細かいところから努力していただいて、最終的には学校の方へ復帰されるのがベストであろうかなと思いますけれども、それでもなかなか復帰できないという子どもさんもおいでますかね。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。すべての児童・生徒が学校に復帰できているということではございませんけれども、やはりいろんな対応をする中で、少しずつ元気を取り戻して

いる子どもたちがいるということは事実でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 次に、福祉と教育両方の視点を学校の機能に持たせて、不登校児のための学校敷地外の分教室、またフリースクールとか、今は県の方では特例校などのような形で設置されている動きが出ておりますけれども、そのような形で、なかなか今まで行きよった学校には行きづらくなっていると思うので、別の場所ということで、家を出てもらうというような流れができればいいかなとも思うんですけど、そういう分教室とか、フリースクールとか特例校みたいな構想、考えはないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。向井議員の、学校敷地外の分教室、フリースクールの設置についてのご質問にお答えいたします。内子町では、心理的要因等によって学校生活への適応が困難で登校できない状態、または不登校傾向の状態にある児童生徒に対して、学校への復帰を目指して適応指導を行うため、内子町適応指導教室を設置しております。適応指導教室の名称は「ふれあいルーム」で、その設置場所は五十崎自治センターになります。適応指導教室（ふれあいルーム）は、学習や体験活動を通して心のエネルギーを高め、再び自分に活力を取り戻すための教室で、再登校や進路の実現などを身近な目標としながら、社会的に自立することを目指して、心の居場所づくり、人間関係の再構築、基本的生活習慣、学習習慣の定着を目指しております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） いろいろと努力されておるのは、十分分かります。大変だろうと思いますけれども、心の中、なかなか見えませんので、大変だろうと思います。ちょっと乱暴な言い方かもしれませんが、普通に学校に通える子は、どこに学校があったとしても通えると思うんですけども、極端に言えばですね、内子町もしっかりと学校の再編をする中で、そういう専門的なですね、ふれあいルームとかそういうことではなくて、特例校みたいな学校を、ちょっと乱暴ですけども統合して浮いた費用で、そういうところに回しながら、そういう子どもたちを救っていくような取り組みっていうのは、なかなか考えにくいんじゃないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。今年度からですね、今後の内子町の教育のあり方を考えようということで、教育改革懇談会を設置することとなっております。やはり、懇談会の中でそういった部分も今後議論されるのではないかとというふうに考えております。それ

が特例校になるのか、どういう形になるのかは話の中で決まっていこうかと思うんですけども、ちょっとそういう動きを見ながら、教育委員会としては今後のことを検討していきたいと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 先程から言っております不登校による高校受験への影響っていうのは、どうでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 不登校による高校受験への影響についてのご質問にお答えいたします。現在、不登校生徒を受け入れる全日制高校が増えてきております。受け入れる環境は広がってきております。また、通信制、定時制高校へ進学を希望する生徒もごございます。令和4年度の卒業生の、内子町内の中学生の進学等の状況を見ますと、高校受験への影響はなかったと考えております。高校受験を目指すことがきっかけで、不登校を乗り越えた例もあると認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 少子化の中で、本当に大切な子どもですのでしっかりとですね、未来が明るくなるようにサポートをしていただきたいと思いますと思ひまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、項目の3番目でございます。防災・減災についてお尋ねをいたします。この項目の1つ目は、最近地震が頻発していたり、先般の雨で石畳の道路が崩落しました。大洲の方では、年明け早々から「大雪の年は大雨が降るぞ。」との会話が挨拶がわりになっております。確たる根拠はないと思われませんが、度重なる水害の経験からくる勘みみたいなものだと思われ、昨年の暮れの大雪を受けての大雨の予感だということだろうと推察されます。先般、石畳で起きた道路崩落寸前の時の雨といい、昨日の台風2号時の雨といい、その言葉が真実味を帯びてきております。6月は土砂災害防止月間でございますし、その中でも、1日から7日まではがけ崩れ防止週間になっております。この間、各市町村では、危険箇所の総点検が行われている光景を新聞、テレビ等で見かけます。中村知事も、自主防災組織の充実を就任時のインタビューでも取り上げておられました。今年に入って、頻繁に地震も相次いでおります。5月に入ってから、5弱から6強までの地震が能登半島、千葉県、トカラ列島など6回観測されておりますし、愛媛県においても、体に感じる地震を3度体感いたしました。トルコでも大きな地震がありました。トルコ地震は活断層で、愛媛にも中央構造線断層が通っております。南海トラフ地震と相まって、二つの懸念される地震に挟まれている非常に危険な地域と考えられるが、災害の予防、災害時の対応等、コロナでそのあたりの訓練

等も実施されていないようなので、業務の内容も含めて総点検をすべきだと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

先日の台風2号と梅雨前線の影響によります大雨が、日本列島に大きな被害を与えました。議員ご指摘の通り、近年、日本各地において豪雨や台風、大雪や地震などの災害が頻発化・激甚化しております。また、南海トラフ地震は、今後30年以内に、70から80%の確率で発生すると言われており、いつ、どこで、どんな災害が発生してもおかしくない状況です。そのような中、防災・減災の取り組みとして大切なことは、まずは「想定すること」、そしてそれに基づき「備えること」だと考えております。

内子町では、法令の定めにより県が想定し、指定した土砂災害警戒区域や、洪水・浸水想定区域に基づき、防災マップやハザードマップを作成し、都度、関係する地域に全戸配布するとともに、内子町としての被害状況などを想定し、地域防災計画をはじめとする各種計画の策定や見直しなどを行って参りました。

また、災害への備えとして、食料や飲料、毛布や段ボールベッド、簡易トイレなどの備蓄品や、昨年度からは医薬品の備蓄を行っているほか、町主催の防災訓練をはじめ、消防団や自主防災組織においても、専門的、あるいは地域の特性に応じた訓練に取り組んできているところでございます。

さらには、関係機関と連携し、土砂災害危険箇所のパトロールであったり、また小田川の重要水防箇所の点検、また消防団と合同で樋門の操作訓練や点検を実施しております。

今後とも、様々な想定や備えを一つ一つ丁寧に行うことで、安全・安心なまちづくりを推進し、災害が発生した時においてもできるだけ被害を出さない、また最小限に抑える、そして速やかな復旧に繋がられるよう、危機感を持って対応して参ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 先日、起こりました石畳の崩落寸前の現場も見させていただきました。ちょうど上から、山から下りておる水がどうどうと流れておりまして、それは何らかの形で、大きなU字側溝に流れてはおるんですけども、何らかの形で入り口が塞がったらですね、その水は一気に崩落現場へと向かっていくような構造になっておりました。何らかの形でそこに詰まって、水がそっちに流れたのかなという想像がつかしました。その杉山の中、地盤の柔らかさそうなところだったので、池の水があつたら、そういうことも発生するのかなと感じました。それで、そのことも住民の方は分かっておいでたかどうかは分かんなくて

ど、こないだ見に行った時には、もうどの路線も綺麗に山側の泥とか、落ち葉が掃除してありました。それを受けてですね、やはりなんて言いますか、この雨の前に、例えば法面とか、イノシシが相当掘り起こして水路に泥が溜まっておったり、落ち葉が溜まっておったり、水路が詰まったりするところ、たくさんあります。そういう水路の総点検というのを役場が主導で、この日をその点検の日にしましょうみたいなことができたらいいのじゃないかなと思います。吉田町の方では、毎年、この時期をとられて、江戸時代からですね、出水期前には必ず町民総出で溝さらえを行って、側溝に溜まった泥や落ち葉等を取り除く作業に当たっているという新聞記事も、つい昨日の今年の新聞に載ってました。絶対これ大事なことだと思うんですけど、ポンと出しで、町長、こういう運動がどこかでできんもんでしょかね。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今言われるように出水期の前にですね、一番大切なことだと思います。水路をきちんと整備をしたりしてですね、いろんなものが集まっているのを、それを除けるということで、随分とですね、災害が防げるのではないかなというふうに私も思います。それぞれの地域でですね、どこがそういう状況になるかというのは、地域の方は分かっておられますので、そういう活動をすでに個人個人でやられたりですね、地域でやられたり、そういうところがあるというのは聞いておるんですけども、例えばそれを、どうでしょうね。いろんなところでですね、今すでに農地水ですとかね、いろんなことで畑関連とか、そういうのは、おそらく皆さん活動されてると思うんですよ。あとは家の近くとか、そういうところについてもですね、そういう活動がですね、これは皆さんにやっていただかんといかんで、箇所数も大変な数になると思いますのでね。そういうのはまた呼びかけをしながらですね、みんなで災害を防いでいきましょうということで、まあ呼びかけみたいなことにはなるかも分かりませんがね、みんなでそういう意識をですね、高めていきたいなというふうには思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 特別、町の方にやってくれってということではなくてですね、そういう呼びかけをやったり、農地水もやっているのはやっているんですけど、結構、秋口が中心ということで、やっぱり出水期の前にやりましょうやということで、呼びかけていただいたらありがたいなと思いますので、機会を見つけてお願いいたします。

それとですね、例えばそういう出水期の時にそういう現場があったら、土のうを持って行って、そうすればそこに水が落ちるってということがないと、石畳の現場を見さしていただいていたと思います。だけど、うちの自治会の中にも、土のうがないんです。土のうを自治センターのところに置いとくという、その流れもできたらありがたいなと思うんですけど、そういうことにはならんですかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。土のうの件でございますけれども、土のうにつきましては、例えば五十崎自治センター横の水防倉庫でありますとか、町内ですね、ちょっと資料を持ち合わせてないんですけれども、記憶にある限りでは、例えば河内でありますとか、あるいは川登自治会館のところ、あの辺にですね、土のうのような土ですね、そういったものを積んでおいたような記憶がございます。また点検をさせていただきたいというふうに思っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） とにかく、土のう、身近にあったらいいんで、それぞれの自治会のところに土のうが、ここに行ったら土のうがあるっていうような、ちょっとシステムみたいなものを作っていただいて、呼びかけて、土のうを作りましょうということで、そこに置いてもらうような流れの方向も呼びかけて、実施していただけたらと思いますので、ご検討願いたいと思います。

次に、この項の2つ目でございます。災害ボランティア受け入れ業務を社協が担うようになっておりますけど、いつになっても社協に人員がおりそうにないんですけど、これ社協の運営で体制が整えられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをさせていただきます。

平成7年1月17日に発生いたしました阪神・淡路大震災での各種団体や住民による自発的な活動は、災害時や防災上におけるボランティアの重要性を広く認識するきっかけとなりました。これを契機に、国の防災基本計画や災害対策基本法が改訂・改正され、「国や自治体が協力してボランティアの受け入れ体制の確保や、ボランティアによる防災活動の環境の整備に努める」ことが謳われました。

内子町でも地域防災計画において、「町及び関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整など、その受け入れ体制を確保するよう努めること」とともに、「ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めること」などを明記しているところでございます。

内子町における災害時のボランティアに関する業務につきましては、地域防災計画等において、町と社会福祉協議会など関係団体が連携して、ボランティアの受け入れや調整、派遣を行うこととしております。

また、大規模災害が発生し、必要があるときには、内子町社会福祉協議会と連携し、内子町災害救援ボランティア支援本部を設置することといたしております。

当町におきましては、幸いにも、現在までボランティアの受け入れが必要な大規模災害は発生しておりませんが、有事の際の対応が円滑に行えるよう、人員の確保や体制、対応策等について準備を行って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。本当に要項なんか見ると、社会福祉協議会がやるということになったので大変やなと思ったんですが、そういう連携でしっかりと対応していただきたいと思います。

この項目の3つ目の質問でございます。コロナも5類に落ち着いて参りましたけれども、避難所での今後の感染症対策はどう変わっていくのかということをお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えをさせていただきます。

すでにご承知の通り、5月8日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類感染症に変更されております。これに先立ち、4月28日付にて、内閣府、消防庁、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について」が通知されてございます。

この通知によりますと、手指衛生などの基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人の判断にゆだねることが基本としつつも、従前からの基本的な感染対策に必要な、マスク、消毒液などの資材の確保、適切な換気、避難所の十分なスペースの確保、避難所の健康チェックと避難所の衛生管理などに取り組むことが記されております。

この通知をはじめ、これまでの避難所に関する指針やガイドライン、マニュアルなどを参考にし、新型コロナウイルスだけでなく、感染症対策に十分留意しながら、誰もが安心して過ごせる避難所運営に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） そしたら、最後の質問に移らせていただきます。この度、農業委員会会長さんがご就任されまして、誠におめでとうでございます。ご活躍をご期待申し上げます。

ご就任にあたりまして、その所信を問いたいと存じます。地球温暖化、ウクライナ問題等、食料問題は、日を増して厳しい状況にあります。そんな中でも、去年は農産物の輸出が過去最高となったと明るい情報もありますが、中山間の地域では、後継者不足、荒れ果てる農地など、大変厳しい状況に置かれております。便利の良い畑は、大きな農業法人等が経営管理をしておりますけれども、農地と食料を守っているのが、便利が悪いところから荒廃しております。そんな中、内子町の基幹産業である農業、農地と農家をどう守り育てていけ

ば良いのか。そこら辺のことについて、農業委員会会長としてのご所見を伺いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○農業委員会会長（北岡清君） 議長。

○議長（久保美博君） 北岡農業委員会会長。

〔北岡清農業委員会会長登壇〕

○農業委員会会長（北岡清君） それでは、向井議員の「農業委員会会長の所信を問う。」とのご質問について、貴重な発言の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、私でございますが、令和5年5月に、内子町農業委員会会長に就任し、約1ヶ月が経過しております。これまで、認定農業者として15年あまりの農業経営を行い、地域の皆様に推薦され、農業委員として9年間活動をして参りました。この経験を生かし、農業者の立場から内子町の農業を支え、内子町の農業の発展に貢献したいと思い、活動しております。また、農業委員会会長としても引き続き公正・公平を理念として、農業委員会としての役割や法令業務の適切な執行など、農業者の立場に立ち、地域農業の発展のため取り組んでいきたいと考えております。

現在、農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化や後継者不足、また有害鳥獣による農作物の被害などにより、遊休農地の増加が懸念されております。農業委員会は、同業者の考えや農地の実情を把握するとともに、将来へ向け、残していかなければならない農地を、認定農業者など、意欲ある担い手へ農地の集積を図って参りたいと思います。

また、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に参入するものを、地域外から取り込むことが重要であると思っております。そのためには、地域に縁のないＩターンなどの移住につきましては、地域農業の担い手になってもらえるよう町の産業部局とも連携を取り、サポートしながら育てていくことが必要だと考えております。

次に、農業・農村における男女共同参画や、労働環境の改善に向けた家族経営協定の普及も必要と考えております。家族経営協定の締結数の向上、認定農業者数に占める女性の割合を高めること、及び女性の農業者年金の加入促進を一体的に推進し、女性が活躍できる環境整備に努めて参りたいと思っております。

農業委員会は、農業委員と農地最適化推進員が車の両輪のようにお互い連携をしながら日々活動を行って参ります。特に遊休農地の発生防止・解消に重点を置き、尽力していく所存でございます。

今後、議員の皆様、また行政の皆様、また町民の皆様には、内子町の農業を発展させるため、農業者の皆様方と一緒に活動していく。農業委員会の活動に関して、格別なる理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではありますが、お答えいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。以上をもちまして、私の質問終わらさせていただきます。あり

ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月14日、午前10時に開会します。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 4時 11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年6月第133回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和5年6月5日（月）
○開会年月日 令和5年6月14日（水）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第9号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について
- 日程第 7 議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について
- 日程第 8 議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 9 議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について
- 日程第12 令和5年請願 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願
受理第 1号 （総務文教常任委員会付託のもの）
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、寺岡保議員。1番、城戸司議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程はお手元に配布しております、議事日程表（第9号）の通りであります。

ここで暫時休憩いたします。

○議会事務局長（前野良二君） 議員の皆さんは、これから全員協議会を開きますので、そのままで結構ですので、委員会室にお集まりください。よろしくお願いいたします。

午前 10時 2分 休憩

午前 10時 8分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 3 議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 日程第3、「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第55号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について、「議案第55号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町文化創造事業実行委員会等、3つの附属機関の設置、並びに内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を廃止するため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「それぞれの委員会における2年や3年などの任期の違いは、基本的に事業を推進する期間で決まってくるのか。」との質問に対し、「事業を推進するためには、通常は2年任期が多いが、事業を実施し、その後事業を振り返るために3年任期とする委員会もある。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第55号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第55号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第55号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 4 議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 日程第4、「議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第56号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について、「議案第56号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、内子町地域公共交通会議等、3つの附属機関の報酬の見直し、内子町文化創造事業実行委員会等の3つの附属機関の設置等のため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「委員の報酬の中には旅費も含まれるのか。」との質問に対し、「旅費は報酬とは別に予算計上している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第56号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第56号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第56号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 5 議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 日程第5、「議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第57号 内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について、「議案第57号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、5月10日に開催いたしました「公の施設指定管理者選定委員会」の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「現在、JR等を利用する観光客の当施設の利用状況は。」との質問に対し、「令和3年度で年間3,697人。うち、外国人が36人。令和4年度で7,239人。うち、外国人が273人と利用者は急速に回復している。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第57号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第57号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第57号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 6 議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 日程第6、「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第58号 第3号 システム洗浄機購入に係る物品購入契約について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について、「議案第58号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、5月12日付で物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「新しく洗浄機を設置することで人員が削減されることになるのか。」との質問に対し、「老朽化している洗浄機の入れ替えであり、洗って出てきたものを仕分けするなどの作業はこれまでと変わらないため、必要な人員もこれまでと変わらない。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第58号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第58号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第58号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 7 議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について

○議長（久保美博君） 日程第7、「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第59号 土地改良事業計画（今生地区）について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果については、「議案第59号」は、原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等についてご報告いたします。今回の計画の策定は、内子町が土地改良を行うにあたり計画の概要を定めるものです。委員から、「今回の水路整備は、以前、圃場整備をした時に整備されていなかった区間だが、なぜ以前の事業で整備しないで、今回整備しようとするのか。」との質疑に対し、「圃場整備した当時は、県道の改良計画があり、その時に併せて県道の水路改修が行われる予定であったが、この区間だけ山側の掘削改良施工だけで終わったため、水道改修が残った。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第59号」は、全会一致により原案の通り可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第59号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第59号」は、委員長報告の通り可決されました。

日程第 8 議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 9 議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 10 議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 日程第8、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」日程第9、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」日程第10、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」以上、補正予算3議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました3件の補正予算について、6月8日に委員14名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書の通り、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」は修正案が提出され、賛成多数により可決。その修正部分を除く原案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

また、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました。

議案ごとに説明を受けた内容、及び主な質疑、討論の内容等について、ご報告をいたします。2款総務費においては、デマンドバス利用者減少が進む小田地域を対象にアンケート調査をする予算が計上されており、委員から「デマンドバスの運行に関するアンケート調査について、実施するアンケート結果をもとに、いつまでにデマンドバス運行の結論を出す予定なのか。」との質疑に対し、「アンケート結果ができ上がり次第、できることがあれば来年度

の当初予算に計上したい。また、中長期的な計画が必要な場合は、2年から3年の計画を立てて実施したい。」との答弁がありました。また、8款土木費においては、龍王公園藤棚等改修工事他に9,823万9,000円計上されていますが、委員から「藤棚の改修は、現在と同じ長さか。面積そのまま補修するのか。」との質疑に対し「藤棚はその延長が300m以上あるが、全区間について補修する。」との答弁がありました。また、旧森家住宅実施設計委託料として1,100万円予算計上されていますが、委員から「観光客を誘致するとなると車の通行量も増えると思うが、中町通り側に駐車場があると歩行者の安全性に問題があるのではないか。」との質疑に対し、「駐車場については、ちょっとネックだと考えているが、今後の実施設計の中での検討課題だと考えている。」との答弁がありました。また、「森家活用計画がまち全体の計画ということであれば、パブリックコメントとか、子どもの意見を聞いてみるとか、コロナ禍の中で議論が止まっていたことを考えると、もう一度仕切り直しして、じっくりと進めていくべきでは。」との質疑に対し、「コロナ禍の中でも、森家を公開し、カフェを開くなどしてアンケートを行うなど、広く意見を求める取り組みを行ってきた。」との答弁がありました。10款教育費においては、学校施設特別教室等エアコン設置工事に1億9,841万2,000円計上されていますが、委員から「特別教室のエアコン設置は、今回予定している台数で、いくつぐらいの教室に設置されることになるのか。」との質疑に対し、「67の教室に設置されるが、今回の整備で必要とされる教室にはすべて整備されることになる。」との答弁がありました。

以上、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」は、多くの質疑がなされました。質疑終了後、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」、審査報告書に添付しております通り、歳入歳出予算の総額を109億6,417万1,000円とする森家住宅実施設計委託料を減額する修正案が提出されました。

修正案に対する討論では、「土地を買ったときに使い道の説明もあり、全体像の説明も最近受けた。予算においても社総金が半額で、建物については過疎債を充当させて1割程度の負担で事業を実施できるとの説明もありました。今回、予算を減額修正すると交付金も返還しなければならず、本事業自体も継続できない可能性もある。また、今回の1期目の設計については、多数の住民の賛同もいただいているとの説明もあり、第2期以降の工事については、今後頻繁に地域住民と会議をもって事業を進めるという説明もあり、予算を修正する必要はない。」また、「3年前に歴まち計画が示されて、一定程度、森家の整備については町民に一旦知らされてはいるが、その時でも、町民から森家住宅整備に関して否定的な意見もたくさん聞いていた。この3年間、コロナ禍の中で住民との話し合いが進まず、ブランクがあったことは仕方ないことで、事業を再開するにあたりもう一度仕切り直しして、多くの町民の方に全体像を示しながら、納得してもらった上で進めていくことが町にとって望ましいことだと考えるので、一旦この計画は今回の予算から除いて、住民への説明や意見交換を行いながら進めるべきと考える。」また、「森家の土地の購入についてはいろいろな意見がある中

で、議会においても可決され購入した経緯があり、ここ2、3年で計画を考えるということ
で今回の案が出てきたと思う。また、地元からもある程度は納得していただいた中で、自治
会としての最終的な意見が自治会館のような施設がほしいというように受けとれた。土地
全体のことは町民全員が使うための目的の土地であるのに、自治会からの要望というのは
ちょっといかなものかと考えるので、このままで第1期の計画を進めていくべき。」また、
「基本的に町民の声を反映するという立場のもとに事業を進めていただきたいと考え、計
画では2期、3期工事と分かれているが、今回のように、1期だけを認めてゴーサインを出
すというような不透明な計画に対しては賛成できない。この計画には、地元それぞれ意見
を持たれている方がいるにも関わらず、その意見が反映されているのかが見えてこないた
め、一旦ブレーキを踏んで再度再考してもらいたい。」また、「駐車場など、商店街の位置付
けの中で、商店街や中町通りの交通に関してはあまり詰めて考えられていない。そのよう
な形で見切り発車してしまったら、結局これまでと同じように思ったように運営できないこ
とになりかねず、もうちょっと詰めてから始めた方がいいという印象を持つ。補助金のタイ
ミングも、後が難しくなることも、それも含めて考え直せばいいと思うし、もしできなくて
も町民の方にそういうまちづくりに熱意がないのであれば、それはやむを得ないのではと
考える。」など、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）」に対する
修正案については、多くの討論がありました。

採決の結果、賛成多数により修正案は可決すべきものと決定いたしました。

また、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）」の修正案を除く原
案については、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につ
いてでございますが、人事異動に伴う職員人件費の調整を行うもので、歳入歳出それぞれ1
4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,427万2,000
円とするものです。

特に質疑はなく、採決の結果、「議案第61号」は全会一致により、原案の通り可決すべ
きものと決定いたしました。

最後に、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）」について
でございますが、収益的支出の補正について、人事異動による人件費の調整を138万5,0
00円行い、収益的支出を4億2,741万8,000円とするものです。

また、資本的収支の補正として、重要給水施設配水管の耐震化事業等の内示額増により、
資本的収入を400万4,000円増額し、5億2,054万1,000円とするものです。

特に質疑はなく、採決の結果、「議案第62号」は全会一致により、原案の通り可決すべ
きものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りく
ださい。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第60号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について」の修正案、及び原案の討論を行います。討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） それでは、この修正案についての反対の討論をいたします。

今回、提示されている森家の第1期の設計であります。この土地を購入する令和2年12月の一般会計補正予算の中で、この森家の購入費予算3,300万円に対して、担当の職員の方から説明を受けて、全会一致で、最終的には可決しております。その森家購入にあたり、以前にも全員協議会が開かれて、その中で現地を全員の議員が視察をし、担当課の職員に各議員が各々質疑応答をしております。その中で、議員の中には「全体的なビジョンが見えてこない。予算化は先延ばしした方が良くないではないか。」といった質問に対して、職員の方からは、「仮に民間事業者を取得された建物が取り壊されるとなると、今まで町並み保存に取り組んできた内子町にとって残念なことになる。」という。「森家の活動については、内子まちづくり商店街協同組合からも事業計画の早期策定の要望書が提出されている。」との答弁を得ております。

確かにその後、コロナウイルスがまん延いたしまして、いろんな、これはこの会だけでなく、町内、いろんな事業に対する会合が開かれないう状態が続きました。でも、先程の委員長報告でもありましたが、その中でアンケートをとったり、やはり皆さんの、町民からの意見や自治会の意見、商店街の意見も聞きながら進めていたということでございます。先程の予算決算常任委員会においても、担当の課長や小野植町長自身からも、直接住民に説明をしてきたという答弁もありました。また、地元自治会や商店街、観光協会の代表者の方々とではありますけれども、活用検討委員会を重ねてきた結果、今回、了解を得て、納得してもらった中での第1期の予算計上であるというふうに説明を受けました。

また、先程の開会した後、すぐに全員協議会を開いた訳ですけども、その中では要望書が、内子まちづくり商店街協同組合の理事、役員一同、また一般社団法人内子町観光協会理事役員一同の方々から、修正動議に対して愕然としていると。早くこの計画を進めていただきたいという要望書が提出されております。

私、今回この修正に対して予算の削減なんですけども、事業自体に対して反対ということでは削減するならまだ分かるのですけども、この事業そのものに反対するものではないというふうに言われておられます。そうすると、町長や担当職員は、何をどれだけ説明すれば、町民が納得してもらったのか、また議会も十分な説明を受けたと感じられるのでしょうか。納得したという、また十分な説明を受けたという判断の基準は、何で決めるのでしょうか。何をもち、いつの時点で各議員が納得した判断にするのか、理事者側も理解できないのではないかと私は思います。今回の予算削減により事業開始がずれ込めば、後々の計画に影響を及ぼすことも懸念されます。私は、町長や担当課長の説明の中、多くの町民や自治会の方、

商店街の方から理解を得られた第1期工事の設計予算であると理解できているものでございます。よって、今回出された、削減された予算の修正案には反対するものであります。

○議長（久保美博君） ほか、討論はありませんか。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永議員。

○6番（森永和夫君） はい。今、反対討論いろいろ言われましたけども、ただひとつ、私たちが忘れてはならないのが、やはりこれだけの大事業を執行するにあたってはですね、やはり広く町民に情報を開示する必要があると思います。先程、森家土地購入についてもですね、その時に出了れた附帯決議、これ賛成多数で可決をいたしましたけども、そこにはですね、地域住民や関係団体の声が反映され、町民が納得できる事業計画の早急な策定を行うなど、議会として、この事業が内子町にとって有効な活用となるよう求めています。私はこの、今回こういった修正動議に対して賛成する一番の理由はですね、こういう事業計画、確かに3年、4年かけて、いろんな方の参加の中で練り上げられた計画。それを唐突に、「計画、これができました。じゃあ1期工事として1,100万円、実施設計委託費に予算計上します。」ということじゃなしに、本来であれば、それだけ練られた計画案ができた時点で、例えばパブリックコメントということもありますけども、やはりホームページのトップページにですね、そういった計画の全容を示して意見を公募するとか、そういう作業をなされてから、本来、議会に提案されるべきものと私は思います。これ、一部の人たちだけの事業じゃないと思いますよ。内子町として、私は確かにまちづくり、古い町並みを活用したまちづくりに対して異を唱えるものでは決してありません。ただ、それだけ立派な計画を立てられたことをですね、なぜ町民の皆様方に見ていただかないのかということだけなんです。そういう、私は手順が欠けているということの1点で、この修正動議には賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 反対の討論はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史委員。

○14番（山崎正史君） 私はこの修正動議に、反対の立場で討論いたします。森家の関係は、先程、下野議員も言われましたように、令和2年度12月定例会において「一般会計補正予算（第9号）」の採決にあたり、歴史まちづくり拠点等整備用地購入に要する経費3,300万円を補正する件で附帯決議が提出されましたが、審議の結果、賛成6、反対8で附帯決議が否決されました。この予算も、この部分については「議会だより令和2年2月号」にきちっと掲載されております。それを読まれたかどうかは、その町民の考え方ですので。結果は広報で、議会だよりで出している。本来なら、読んでたら町民の人も分かっているはずなんです。それが、パブリックコメントを取って、また住民からアンケートを取ってという段階ではないと思うんです。

今回の予算も、本来なら令和2年度の前担当課からは、もう1年早いような計画案だったと思うんですよね。それが時期尚早であるかもしれないということで、行政側が1年遅れて

対応した。そして今回、修正予算を提出されたことについて、私は担当課を訪れ、担当課の職員の話聞き、同時に同日、内子まちづくり商店会協同組合会長である前議員の大西啓介ともお会いして、話を聞かせていただきました。その話によりますと、六日市自治会、観光協会、内子まちづくり商店街協同組合の大多数の方々が賛同されておると伺いました。そして今朝、先程、内子まちづくり商店街組合、並びに一般社団法人内子町観光協会から要望書が出されて、議会は修正動議を取り下げ、当事業の早期実現と成功に向けて協力すること。行政は、地域各組織とともに速やかに旧森家事業を推進すること。その要望の中には、歴史的風致維持向上計画策定に関わり、何年もかけて行政と地域とが作り上げてきた計画がコロナで落ち込んだが、簡単に言いますが、やっとコロナが改善されて光が見えてきた。そういう中で、議会在修正予算を提示をして原案を否決する。考えられない。我々は待ち望んでいたんだというようなご意見なんですよね。それは議員個々が判断することであろうと思いますが、冷静に、やっぱり町の活性化のためにも、原案通り可決するのが本来の議会の姿じゃないかなというふうに思っています。私は、この修正動議には反対する立場で討論をさせていただきます。

○議長（久保美博君） 次に、賛成の討論はありませんか。

○3番（関根律之君） はい。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） 私は賛成の立場で討論をいたします。もう先程、予算決算常任委員長から詳しく予算決算委員会の中での審議の様子、多くありましたので、あまり繰り返すにはなりたくないのですが、反対討論の方々を聞いておりますと、予算決算常任委員会でも話し合った内容のことを、改めておっしゃっている部分も多いのかなという気がいたしました。

繰り返しになりますけれども、私はやはりですね、旧森家住宅を購入した時、様々な今後の活用計画であるとか、そういったことも提示、町側から提示されましたけれども、その時に、結果として、議会として賛成になったということは、その後の計画についてすべて白紙委任をされたということでは全くないと思います。そのあとどういった活用、建物を、大きな建物だけでなくいくつか、5つぐらい主なものがあるんですかね。それについて、どういった活用をしていくのかというのは、もう十分いろんな検討をされたんだと思います。その検討された上で、どうしてこれをこの方針でいくのかという説明が、やはり議会に対しても、町民に対しても全く不十分であるというのが、私がこの計画に対して思うところがあります。ですので、まあ商店街組合の方は強い、この計画を推進したいという要望があるということは分かりますけれども、商店街組合、観光協会、一部の方たちだけの計画ではないということから、もうこれは多くの町民にもう1回、この計画を知っていただく機会というのを作っていただいて、多くの町民に納得していただいてから、この計画を進めていくということが、私は大事だろうと思います。以上で賛成の討論を終わります。

○議長（久保美博君） 反対の討論はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○6番（森永和夫君） もうええんじゃないんか。やっとなだから。

○13番（林博君） もうやめんといけんのか。森永議員。

○6番（森永和夫君） どうぞ。

○議長（久保美博君） どうぞ。

○13番（林博君） 私は、修正動議に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

内子町は、歴史と町並みを大事にしたまちづくりで、今まで継続をして、それに向けて努力をされてきておると思います。そのために、全国でもやはり内子町という価値を認めていただいていると思います。この森家住宅の購入もそれに付随した、また将来のこれからの事業もそれに付随したまちづくりだというふうに、私は理解をしております。そのまちづくりに理事者は予算を確保して、今回の実施設計のための予算計上であります。

私は、今までのまちづくりをスムーズに継続するためにも、速やかな実施設計をして、その詳細が分かってからでも、町民には意見を再度求めると。そして有効なものに、施設にしていく。有効な活用を一層検討をしていくという捉え方をして、進めるべきであるというふうに思いますので、今時点のこの実施設計費を修正するべきではない。原案の通り、認めるべきだというふうに考えますので、修正動議には反対をいたします。以上です。

○議長（久保美博君） 次に、賛成の方の討論ありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私は賛成の立場で討論いたします。委員長報告から、今までの討論からの繰り返しになるのは避けたいと思うんですけど、やはりこのコロナ3年のブランクということで、町民の方の認識も、事業そのものへの認識も、認知度も、ご理解も低下している状態がある。当然、担当課や推進関係団体の方々は、もちろん推進したい。そしてコロナの前にいろんな取り組みをされてきたことも、そのまちづくりに対する思いも、私も理解しているつもりです。ただやはり、この一般の町民の方との意識にとっても乖離がある。いろんなところでいろんなご意見聞きまして、今回この委員会での否決、否決じゃない、修正動議の採択で、また改めていろんな方からご意見いただきました。何ていうんですかね。このテナント5軒みたいなアイデアというのも、今回初めて公に提示されたということで、ここをもう一つ、皆さんに聞いてみななければいけない。令和2年度の購入のときに附帯決議がついたんですけども、その時と今とではまた状況も違ってきます。確かに意見は様々あり、どこを切り取るかというのはあるんですけども、もう少し、せめて形だけでも、町民の方々に示した、そしてある程度の理解を得た、そして反対意見も踏まえた上で、町長から強く、内子町はまちづくり、古い建物を活かしたまちづくりをするんだという意識をですね、ちゃんと伝えていただいて、皆さんのご理解を得た上で進めた方が後に禍根が残らない、森家もまた良いものになると思うんですね。

なので、ちょっとここは本当に先程から言いますけれども、この事業をやめろと言ってる訳ではないんですよ。今回、1期計画だけと言いますが、今出てる1、2、3期という計画の中の1期としたら、ここを進めることは、このあと2期、3期が大幅に見直される可能性というのはとても低いと思うんですね。やはりここは、このじゃあ、この今提示されているアイデアを、もう一度広く町民の皆さんに示して、ご意見を集めることが大事だと思います。以上、賛成討論を終わります。

○議長（久保美博君） ほか、討論はありませんか。これにて討論を終結します。

これから「議案第60号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立により採決をいたします。委員長報告の通り、委員会修正案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。よって、委員会修正案は、委員長報告の通り可決されました。

次に、ただ今、修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を、原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第60号」の修正部分を除く部分は、原案の通り可決されました。

次に、「議案第61号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第61号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第61号」は、委員長報告の通り可決されました。

続いて、「議案第62号 令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第62号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第62号」は委員長報告の通り可決されました。

日程第 11 議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 日程第11、「議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

去る6月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第63号 第30号 柿原自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書の通りであり、審査結果について「議案第63号」は原案の通り可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容、並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、5月31日付けで工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「太陽光パネルや雨水の利用など、再生エネルギーを活用するような設計を取り入れているのか。」との質問に対し、「太陽光パネルを検討していたが、費用対効果が見込めないために取り入れなかった。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第63号」は全会一致により、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第63号」は、委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。「議案第63号」は、委員長報告の通り可決されました。

ここで暫時休憩します。午前11時20分より再開いたします。

午前 11時 10分 休憩

午前 11時 20分 再開

**日程第 12 令和5年請願 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願 受理第1号
(総務文教常任委員会付託のもの)**

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第12、「令和5年請願 受理第1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願」を議題とします。総務文教常任委員長から審査結果の報告をお願いいたします。塩川総務文教常任委員長、ご登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

令和5年6月5日、当委員会に付託されました「令和5年請願 受理第1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願」について、6月7日に当委員会を開催し、審査を行いましたので、審査の結果についてご報告申し上げます。

審査経過並びに審査結果につきましては、請願審査報告書の通りであります。

本請願事項は、2021年1月に核兵器禁止条約が発効されたが、日本政府は「現実的な核軍縮には繋がらない」として、核兵器禁止条約に一貫して反対の立場を取り続けている。しかし、唯一の戦争被爆国としての日本政府の責任は特別重要であり、核兵器廃絶に向け、国際間の調整役など主導的役割を果たすべきことから、核兵器禁止条約に署名・批准するように、国に対して意見書を提出することを求めています。

委員から請願への反対意見として、「核のない世界を実現することについては基本的には同じ考えであるが、日本の周囲において、中国や北朝鮮の核の脅威が一層増していることも事実であり、核兵器を持っている数カ国がこの条約に批准していないという状況の中で、今すぐに大きく手を挙げて賛同することはできない。」との意見がありました。

また、請願への賛成意見として、「日本の周辺国の核の脅威や核抑止力についてはよく言及されるが、それを前提に仕方がない考えるのではなく、日本が唯一の戦争被爆国として世界の平和に貢献するという立場をしっかりと示し、その役割を果たすべき。」との意見がありました。

採決の結果、この「令和5年請願 受理第1号」は、賛成多数で採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長の報告を終わります。

○議長（久保美博君） ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論に入ります。この請願に対する委員長報告は採択です。

よって、請願に反対者の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私はこの請願に対して、反対の立場で討論させていただきます。先程の塩川委員からの報告があった中で、やはり反対ということで、同じなんですけども、やはり広島でG7の会合も開かれました。総理が、なかなかその原爆の被害に遭った国として広島で開催したということは、大いに意義があるのではありますけども、なかなか日米の間で、やはり安保条約で守られている中で、日本が、日本政府がこの核兵器を持っている大国がある以上は、それに対して、禁止条約に対して署名をしたりすることは、立場的になかなか難しいのではないかと思います。また、今の現状を見ますと、隣の国では何度も、この核兵器を搭載できるようなミサイルの発射実験も繰り返し行われているのが、その日本自体が、誰が守るのかと。自国で守れるかという、やはり課題が山積しております。また、そういうことができない状態のこの日本で、この核兵器に対する署名は、政府としてなかなかできないことをこの内子町議会から求めるのは、私は反対であります。以上です。

○議長（久保美博君） 次に、請願に賛成者の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（関根律之議員） 私は賛成の立場から討論をいたします。2022年2月、ロシアによるウクライナ侵攻の開始以降、核兵器使用に対する危機感が高まっています。また、多くの国が自国の安全を守るため、核兵器の依存を高め、軍備拡張に進む動きを強めています。5月に広島で開かれたG7サミットでは、大国の核抑止力が再確認され、核軍縮は進まず、被爆者をはじめ、核廃絶への前進を願う多くの人たちの願いは、思いは届きませんでした。

そんな中、愛媛県原爆被害者の会より本請願の依頼があり、私も紹介議員となり、5月26日、本議会に請願が提出されました。6月7日の総務文教常任委員会での請願審査では、本団体事務局長であり、自身も被爆者である松浦秀人氏より趣旨説明を受けました。核兵器の開発、保有、使用の威嚇などの活動を禁止する核兵器禁止条約の前文には、被爆者の苦しみと被害に触れ、核兵器廃絶を訴え、戦ってきた被爆者らの努力が称えられています。核兵器の使用は例外なく非人道的であり、二度と使わせないためには廃絶するしかないという人々の願いが条約の根底にあります。核抑止論は、軍備競争を誘発する核兵器使用のリスクを高める、核兵器のさらなる拡散に繋がる、巨額の予算が使われるなどの懸念が指摘されています。2018年3月に日本政府が主導した核軍縮の実質的な進展のための賢人会議の提言では、「核抑止は長期的かつグローバルな安全保障として危険なものであり、すべての

国はよりよい長期的な解決策を模索しなければならない。」と指摘しています。核兵器禁止条約は2021年1月22日に発効し、現在92カ国が署名、68カ国が批准しています。条約支持を政府に訴える世界の自治体や、NGOもこうした動きを後押ししています。そこには、アメリカのワシントンDCやフランスのパリなど、核保有国の主要都市も名を連ねています。日本でも、政府に核兵器禁止条約の参加、署名、批准を求める意見書決議を採択した自治体議会は、現在652議会、全自治体議会の36%にあたります。愛媛県内では、砥部町、愛南町、上島町、松山市が意見書採択しています。内子町議会でも、被爆者と核兵器廃絶を願う町民の思いを国に届けるために、議員の皆様には本請願の採択に賛成していただけるよう願います。以上です。

○議長（久保美博君） 反対者の発言はありませんか。

○14番（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎正史議員。

○14番（山崎正史君） 私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。

核兵器禁止条約の署名・批准。署名については、国の代表者の合意が必要であると。それで批准については、条約を締結する意思を議会が承認して、最終的に決定をするということになっています。この核兵器禁止条約には、核保有国であるアメリカ、中国、イギリス、フランス、ロシア、インド、パキスタン。それと北朝鮮は参加をしておりません。ということは、実効性が今のところはない。具体的に、国は実践的措置を積み重ね、核のない世界を目指すという我が国の基本的な立場と合致してないと判断した。

2つ目に、北朝鮮の核ミサイル開発の深刻さなどに直面している中、核兵器の非核国の間の対立を一層助長し、その亀裂を深めるものであるとしております。我が国は、核兵器のない平和で安全の世界の実現は人類の共通の願いであり、唯一の被爆国として、とりわけ核兵器使用の悲惨を繰り返してはならないとの信念を持っております。そういう中で我が国は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則をしっかりとコミットしてきております。まずは、国が署名する以前に、国が核保有国に対して使用禁止をするようなコミュニケーションをとる必要があるのではないかと。それができたときに、我が国もこの条約に対して署名・批准ができるものだと思っております。その意味合いから、多少、時期尚早であるのではないかというふうに思いますので、この請願には反対させていただきます。

○議長（久保美博君） 次に、賛成者の発言はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私は賛成の立場で討論いたします。今の賛成、反対討論があるんですけれども、日本世論調査会という会はですね、2022年6月7日に実施した調査で、核兵器禁止条約に日本が参加すべきとした人は61%、参加すべきでない人は37%でした。これは例年、70%以上の数字を出していきまして、最近の近隣諸国の核の脅威などから、ポイント下がったと言いながらも、6割以上の人が参加すべきとしています。そして、その

参加を求める理由は、唯一の戦争被爆国だからという。これは国民の意見であり、むしろこれを取り入れていない政府の見解の方に誤りがある。国が主導するのではなく、国民の意識としては、核兵器禁止条約に参加すべきだという声が6割以上あるのですから、ここは早く、この条約を署名・批准することが妥当かと考えます。以上、賛成討論を終わります。

○議長（久保美博君） 反対者の発言はありませんか。

これにて討論を終結します。

これより、委員長報告のあった「令和5年請願受理第1号 核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願」の採決に入ります。この請願に対する委員長報告は採択です。「請願受理第1号」を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数であります。

従って、「請願第1号」は採択することに決定いたしました。

日程第 13 議員派遣の件

○議長（久保美博君） 日程第13、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員の議員派遣の件については、お手元に配りました通り、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りました通り、派遣することに決定いたしました。

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 日程第14、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項、及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中を継続して調査したい旨、申し出がありました。お諮りします。議会運営委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 15 常任委員会閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 日程第15、「常任委員会閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。お諮りします。各常任委員長からの申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、各常任委員長から申し出の通り、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで小野植町長、ご挨拶をお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案について、一部お認めいただけなかったことについて、大変残念に思っております。その案件は、一般会計補正予算の旧森家住宅整備事業ですが、この事業については、歴史的な建築物等を保存し、歴史的風致の維持向上を図ることを目的としておりますが、保全と併せて、活用することによって町の元気を創造したいと取り組んでいるものであります。平成29年度に、専門家や各種団体代表による歴史的風致維持向上計画策定委員会を立ち上げ、計画書を策定し、国の認定を得ることができました。また、旧森家住宅については7つの建物がありますが、そのうち3棟については江戸期の建物で、内子町で最古に近いものでありますし、それ以外の建物についても、どれもその時代の特徴がよく見られるなど、建築物として大変貴重なものであります。これらの建築物を保全し活用することについては、平成30年度には歴史まちづくりシンポジウムを開催し、令和元年度には広報での特集や、専門家推進協議会委員の皆様、地元自治会や商店街の方々による森家活用検討ワーキングをスタートさせ、大学生たちの意見も聞くなど、この地域の活性化に向けて話し合いを重ねながら、広報やホームページなどでも、情報発信にも努めて参りました。

また、令和2年12月の議会定例会においては、旧森家住宅の保存と活用についてご理解をいただき、この土地の用地購入費を議会で可決いただき、土地の取得を行いました。そのあとも、現地で見学会を開催するなど、丁寧に長い時間をかけて、できるだけ多くの方にご意見をいただくよう取り組んで参りました。このような状況の中、令和5年度から当事業を実施すべく国に対して予算要望を行っていましたが、このたび内示をいただきましたので、本議会に全体工事の第1期分の設計費について予算計上を行ったところであります。

しかしながら、その予算が認められないとの議会の判断がなされ、大変困惑しているところであります。町においては、計画書策定からでも6年という長期にわたって、地域等との協議を丁寧に進めて参った状況でございます。今、内子町では、人口減少や、極端に出生者数が減少しており、大変な危機感を持っております。解決するためには、何か一つのことに

取り組めばいいということではなく、様々な施策に取り組む必要があると考えており、実行に移しているところでもあります。このような状況の中、早急に町の賑わいを創出することが求められており、わくわくする町を作っていかなければなりません。この事業はそのための大変重要な事業であり、今ここで事業の歩みを止める訳には参りません。

このようなことから、今回の議会の判断は大変残念な結果ではありますが、今後この事業に対する取り扱いを早急に検討したいと考えております。

最後になりますが、本議会においてご承認いただきました案件について、感謝申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年6月第133回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午前 11時 53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第133回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 2	令和4年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	令和5年 6月5日	令和5年 6月5日	受理
報告 3	令和4年度内子町一般会計事故繰越計算について	令和5年 6月5日	令和5年 6月5日	受理
報告 4	令和4年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について	令和5年 6月5日	令和5年 6月5日	受理
報告 5	令和4年度内子町下水道事業会計繰越明許費繰越計算について	令和5年 6月5日	令和5年 6月5日	受理
議認 5	令和5年度内子町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて	令和5年 6月5日	令和5年 6月5日	承認
議案 55	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 56	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 57	内子町観光振興拠点施設の指定管理者の指定について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 58	第3号 令和5年度システム洗浄機購入に係る物品購入契約について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 59	土地改良事業契約（今生地区）について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 60	令和5年度内子町一般会計補正予算（第4号）について	令和5年 6月5日		
	①修正案	令和5年 6月8日	令和5年 6月14日	可決
	②修正案を除く原案	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	可決

令和5年6月第133回内子町議会定例会

議案 61	令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決
議案 62	令和5年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	原案可決

2. 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和5年 請願受理 1	核兵器禁止の署名・批准を政府に求める請願 （総務文教常任委員会付託のもの）	令和5年 6月5日	令和5年 6月14日	採択